

はじめに

小泉総理がその施政方針演説の中で知的財産の重要性に言及された2002年2月以降、知的財産の創造・保護・活用により国際競争力を強化し、未来を切り開く「知的財産立国」の実現に向け、政府一丸となって取組を進めてきているところですが、知的財産戦略会議の設置をはじめとして、知的財産戦略大綱の策定、知的財産基本法の成立、2003年3月の知的財産基本法の施行、知的財産戦略本部の設置及び「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の策定と、他に例を見ないスピードで知的財産立国の実現に向けた歩みが進められています。

こうした知的財産立国に向けた様々な取組の中で、我が国の研究資源の多くを有する大学の役割は極めて大きいものであります。豊富な人的資源と高い研究レベルを持った技術シーズの宝庫である大学が知の創造拠点となり、産業の核となるような新技術・新産業を創出することへの期待がますます大きくなっています。

特許庁では、大学における知的財産管理を支援するため、「知的財産管理アドバイザー派遣事業」を2002年度に開始しました。

この知的財産管理アドバイザー派遣事業は、知的財産管理体制が未整備な大学に、将来大学自身が自立して知的財産管理部門を構築・運営できるように知的財産管理の専門家（以下、「知的財産管理アドバイザー」という。）を派遣し、知的財産管理アドバイザーが大学職員に知的財産管理実務のノウハウを伝授することにより、大学職員が大学の組織として管理体制を整えることを支援する事業です。

2002年度には、この派遣事業を通じて得た成果、ノウハウ等を基に大学における知的財産管理体制構築に必要な基本的事項としてマニュアル化し、「大学における知的財産管理体制構築マニュアル（2002年度版）」にまとめたところでありますが、この派遣事業を推進していく中で、大学の取組に関して、知的財産管理体制構築上の様々な問題・課題が生じており、その中には、大学共通のものも少なくありません。

本マニュアルは、これまでの知的財産管理アドバイザー派遣事業の成果、ノウハウ等に加え、知的財産管理体制構築支援セミナー等に於いて出された質問、疑問等をQ & A形式で「大学における知的財産管理体制構築マニュアル（2003年度版）」としてまとめたものであります。

この2003年度版のマニュアルが、知的財産管理体制の整備をしようとする大学において大いに活用されることを期待しております。

なお、本マニュアルは、2004年度以降、本事業を実施していく中で、適宜事項の追加・修正を行い、改訂していく予定です。

第1章 大学を取り巻く知的財産の状況

【ポリシー】

- Q 1 知的財産ポリシーとはどのようなものですか。また、国立大学の法人化の前後で変化はありますか。..... 8
- Q 2 研究成果を世の中に公開し、広く使って貰うことが社会のためになります。技術は独占すべきでないと思いますが、如何でしょうか。..... 10
- Q 3 文系学部の人には、知的財産とのかかわりが理解しにくい。これらの学部にはどのように知的財産を説明したらよいでしょうか。..... 12

【機関帰属】

- Q 4 従来、大学内で生まれた研究成果は個人帰属とされることが多かったですが、どのような問題があったでしょうか。また、研究成果を機関帰属とすることにより、どのようなメリットがありますか。..... 14

第2章 共同研究・受託研究と共同出願（含む利益相反）

【研究の形態と権利】

- Q 5 共同研究を行う場合の基本的な考え方を教えてください。..... 18
- Q 6 研究の形態の違いによる研究成果の帰属の取り扱いについて教えてください。... 20
- Q 7 共同研究の成果を共同出願する時の留意点を教えてください。..... 22
- Q 8 研究成果の実施に関する基本的な考え方を教えてください。..... 24
- Q 9 共同研究契約書に含めるべき条項について教えてください。..... 26
- Q10 共同研究契約書の各条項に関する留意点について教えてください。..... 28

【秘密保持】

- Q11 企業等から技術相談があった場合の対応における留意点について教えてください。..... 30
- Q12 企業と秘密保持契約を結ぶ際の留意点について教えてください。..... 32

【不実施の対価】

- Q13 利益相反ポリシーとは何ですか。もし、利益相反問題が発生した場合の対処方法について教えてください。..... 34

【利益相反問題】

- Q14 大学の特許を基にベンチャーを立ち上げましたが、利益相反問題に対処する留意点を教えてください。..... 36
- Q15 大学発ベンチャーを起業するにあたって、利益相反以外注意しなければならないことは何でしょうか。..... 38

第3章 特許取得活動（発明の発掘、評価、権利化）

【発明の取扱い】

- Q16 大学内で研究者が行った研究の成果の取扱いについて教えてください。..... 42

【発明の発掘】

- Q17 目利き専門家の確保・育成の方策と採用要件および発明の評価項目・時期・ポイントについて教えてください。..... 44
- Q18 専門技術分野の知識が少ない文系出身の知財担当者は広範な技術分野の発明発掘活動をどのように行ったらよいでしょうか。..... 46
- Q19 知的財産担当職員と教員との折衝ノウハウについて教えてください。..... 48
- Q20 研究者が、マッチングファンドの研究成果を「知的財産の管理体制がない」と言って出願しません。どのように説得すればよいでしょうか。..... 50
- Q21 学生の発明に関する取扱方針の考え方と各大学での事例について教えてください。..... 52
- Q22 発明の評価基準について教えてください。..... 54

【権利化】

- Q23 出願・権利化における教員へのサポート体制および発明者の関与はどの程度必要でしょうか。..... 56
- Q24 論文の特許明細書に加工する方法を教えてください。..... 58
- Q25 大学が研究成果を承継する際、研究者から各件ごとに譲渡証を提出して貰う必要がありますか。..... 60
- Q26 出願等の目標管理を行う必要性がありますか。又、その効果はどうでしょうか。... 62

第4章 特許情報管理

- Q27 特許情報の調査は、いつ誰がやるべきでしょうか。..... 66
- Q28 特許調査をする時のやり方、注意すべき点はでしょうか。..... 68
- Q29 特許調査結果のまとめ方、その注意点、活用方法を教えてください。..... 70
- Q30 特許情報にはどのようにアクセスすればよいでしょうか。..... 72
- Q31 特許公報はどのように読めばよいのでしょうか。..... 74

Q32 特許情報検索の教育方法をどのようにしたらよいのでしょうか。.....	76
Q33 特許関係のデータベースの種類と特徴を教えてください。.....	78

第5章 大学における知的財産管理の概要

【規程の整備】

Q34 発明規程を見直すとしたら留意点としてどんなことがあるのでしょうか。.....	82
Q35 大学の知的財産取り扱い部署に最低限必要な人材と 人数について教えてください。.....	84
Q36 知的財産部門を構築するにあたり、どのように担当者を 育てていけばよいのでしょうか。.....	86
Q37 弁理士の少ない地域で知的財産活動を行う際の留意点を教えてください。.....	88

【業務の内容】

Q38 大学内の知的財産活動における教員と職員の役割分担を どのように考えたらよいのでしょうか。.....	90
--	----

【予算】

Q39 どのように出願関係予算を計上すればよいのでしょうか。また 知的財産部門の採算性についてはどのように考えればよいのでしょうか。.....	92
--	----

第6章 特許ライセンス活動・ライセンス契約

【ロイヤルティの配分】

Q40 日本の大学におけるロイヤルティの配分例を教えてください。.....	96
---------------------------------------	----

【知的財産係争】

Q41 大学の知的財産係争としてどういうケースが考えられるのでしょうか。 また係争に巻き込まれないようにするにはどうすればよいのでしょうか。.....	98
Q42 大学の知的財産係争事例があれば紹介してください。.....	100
Q43 第三者が大学の特許を侵害していると想定される場合、 どのように対処したらよいのでしょうか。.....	102

第7章 TLO（技術移転機関）

【TLOの役割】

Q44 知的財産本部とTLOの役割分担の具体例について教えてください。.....	106
Q45 大学に知的財産本部が設立されると、地域共同研究センターとの 役割分担はどうなるのでしょうか。.....	108

【技術移転】

- Q46 技術移転を進めるにあたり、ポイントとなることを教えてください。 110
- Q47 技術移転に関する実績や事例を教えてください。 112
- Q48 技術移転に関わる担当者などの守秘義務と情報漏洩の防止策は
どうしたら良いでしょうか。 114
- Q49 外国企業に実施許諾する際の留意点は、何でしょうか。 116

【その他】

- Q50 大学の研究成果を企業等に紹介する方法や技術移転先を調査する方法、
その有効性について教えてください。 118
- Q51 発明について、その事業性を評価する手法について教えてください。 120
- Q52 知的財産権の信託化などの動きがありますが、この際の
知的財産評価はどのようにおこなうのですか。 122

第8章 知的財産教育・啓発

【知的財産教育・啓発】

- Q53 大学での学生等に対する知的財産教育のあり方について教えてください。 126

【効果の確認】

- Q54 啓発活動事例とその効果、また知的財産意識改革の程度を
どうやって把握したら良いでしょうか。 128

第1章

大学を取り巻く知的財産の状況

Intellectual Property

【ポリシー】

- Q01 知的財産ポリシーとはどのようなものですか。また、国立大学の法人化の前後で変化はありますか。
- Q02 研究成果を世の中に公開し、広く使って貰うことが社会のためになります。技術は独占すべきでないと思いますが、如何でしょうか。
- Q03 文系学部の人には、知的財産とのかかわりが理解しにくい。これらの学部にはどのように知的財産を説明したらよいでしょうか。

【機関帰属】

- Q04 従来、大学内で生まれた研究成果は個人帰属とされることが多かったですが、どのような問題があったのでしょうか。また、研究成果を機関帰属とすることにより、どのようなメリットがありますか。

Q 01

知的財産ポリシーとはどのようなものですか。また、国立大学の法人化の前後で変化はありますか。

A 知的財産ポリシーとは、各大学での発明等の取扱いに関する考え方、理念を総括するものであり、大学として知的財産管理をどのように行うかを定めるガイドラインとも言えます。また、大学における研究あるいは産学官連携における発明の取扱いの考え方について、学内外に分かり易く示す機能も担うものです。

欧米の大学においては、後述する利益相反ポリシーとともに、より体系的なリサーチポリシーの一部として位置づけられています。また、研究者、学生向けのリサーチ・ハンドブックとしてまとめられる場合もあります。国立大学の法人化により、この知的財産ポリシーは大きな意味を持つことになりました。法人化以前の国立大学は国の一機関であり、大学が独自に知的財産の取り扱いを決める必要はありませんでした。実際、発明等の研究成果は、国の方針に沿って原則個人帰属としていました。しかし、法人化後は各大学で知的財産の取り扱いを決めなくてはならなくなっており、その基礎となる独自の知的財産ポリシーを定めることが必要となっています。

平成14年11月発行の科学技術学術審議会、技術基盤部会、産学官連携推進委員会、知的財産ワーキング・グループによる報告書（21ページ）では、ガイドラインとして下記の項目の構成を設けていますので、参考にすることができます。尚、各大学の具体例については、巻末の事例集を参照ください。

【知的財産ポリシーの構成例】

- ・ 基本的考え方
- 1 . 大学の使命・責務と運営方針

- 2. 大学の社会貢献面での使命・責務と研究
成果の育成・活用に関する考え方
- 3. 社会貢献面での教職員の使命と責務
- 4. 知的財産ポリシーの対象者
 - . 研究成果等に関する取扱と権利の帰属・承継
 - 1. 発明及び実用新案
 - 2. 意匠権
 - 3. 著作権
 - 4. 有体物
 - . 知的財産等の管理・活用の推進
 - 1. 研究成果の実用化に向けた大学の義務
 - 2. 知的財産等の実施に伴う創作者への報償
 - 3. 知的財産等の管理
 - 4. 知的財産等の学術目的の利用
 - . 協同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方
 - . 教職員や学生の守秘義務
 - . 知的財産等の管理及び産学官連携の実施体制と責任
 - . 知的財産等の取扱に関する異義申立手続と処理方法

Q 02

研究成果を世の中に公開し、広く使って貰うことが社会のためになります。技術は独占すべきでないと思いますが、如何でしょうか。

A 大学での研究成果を世の中に広く使って貰う方法には、大きく分けて2種類の方法が考えられます。一つは、学会等の発表を通し自然に産業界等に広まることに任せる方法、もう一つには、研究成果を知的財産として扱い、積極的に社会に活用して貰うよう努力する方法です。

前者は以前から行われてきた方法ですが、次のような問題がありました。特許出願せず、学会等で新技術を公にした場合、新技術開発の荣誉は、発表者に帰属しますが、その新技術の実施は誰にでも可能です。他社より優れた製品を開発することで利益を生み出している企業にとって、独占的技術でなければ実施する魅力に乏しく、公開された新技術は、よほど画期的な技術でない限り、かえって産業界に広まらなくなるという事態が生じます。

また、その新技術の応用技術を他人が特許出願することにより独占可能となってしまうという問題も生じます。新技術の発明者が発表のみを行って特許を出願していなければ、最初の新技術は非独占的に公開されますが、それを利用した応用技術は、応用技術の開発者が独占的技術として活用することが可能となります。その場合の利益は、最初の新技術の開発者には還元されず、応用技術の開発者のみが享受することになりますし、技術を独占せず、広く公開するという新技術の発明者の意図を反映しない結果となってしまいます。

他方、近年「研究成果の活用」による社会貢献が大学の第三の使命として注目されています。後者はこの「研究成果の活用」をより積極的に進めていくという考え方に沿ったものです。知的財産基本法にもありますが、従来の『教育と研究』とを通した長期的視点からの社会貢献に加え、より直接的に目に見える形で研究

成果を社会に還元することが大学の新たな使命として要請されているわけです。

Q 03

文系学部の人には、知的財産とのかかわりが理解しにくい。これらの学部にはどのように知的財産を説明したらよいでしょうか。

A 文系の学部も、知的財産と無関係ではありません。まず、文系・理系に関わらず、大学の研究成果は論文によって発表されることが多いため、論文を書く上で著作権について最低限の知識欠かせません。

また、著作権の対象となるものとしては、言語（講演、レポート、記事、小説、随筆、詩、単価、俳句、脚本、台本など） 音楽（楽曲、歌詞など） 振付、美術（絵画、彫刻、版画、書、マンガなど） 建築（芸術的建築物） 図形（地図、設計図、図表、図面、立体模型、地球儀） 映画（フィルム、磁気テープ、CD、DVD、ゲーム機のメモリーなどに録画されている「動画」） 写真、プログラム、等がありますが、これらの中には文系学部の研究成果となり得る可能性の高いものも多く含まれています。

特に、デジタル化技術の進展により、品質の劣化しない「完全なコピー」が出現したり、簡単なコンピュータ操作でコンテンツの改変が容易になったりと、著作権の存在はますます身近なものとなっております。更に、多様なコンテンツの融合が可能になったり、ネットワーク化が進展して不特定多数の人がインターネットを用いてコンテンツを広く発信できるようになったりもしており、文系学部出身者といえども、著作権を正しく理解し、権利として意識することは益々重要なものとなってきています。

著作権について述べてきましたが、産業財産権についても、無関係ではありません。例えばデザイン系の学部等においては意匠権等が関係することも多いと考えられます。また、芸術を創作するための道具や工夫に関しては特許も関係してきます。『蛍光を発する絵の具』、『美術品照明等に適した照明器具』等は特許の

対象となる発明であると言えます。

人文科学系・社会科学系の学部についてもコンピュータ等を活用したビジネスモデル等は特許の対象となりますし、教育学部においては、教育上工夫された実験機器、教材や教育に関連するシステムも特許に関連します。例えば、『造型学習用組み立て教材』、『学習教材サーバ』、『語学学習システム』、『教育支援システム』等は特許の対象となる技術といえます。

さらに、各大学では近年、従来の文系、理系に捉われない学際領域として文理融合分野の研究が盛んになっており、文系学部出身者が自然科学分野の研究を行う場面も数多く出現し、多くの発明が生まれてくる可能性があります。

このように、分野によって関係の深い、浅いはあっても、すべての分野で何らかの形で知的財産と関わりがあると見え、これらの点を踏まえて文系学部の教員・学生に知的財産を説明することが必要と考えられます。

Q 04

従来、大学内で生まれた研究成果は個人帰属とされることが多かったのですが、どのような問題があったのでしょうか。また、研究成果を機関帰属とすることにより、どのようなメリットがありますか。

A 従来からも、大学教職員の発明は存在していましたが、それらは、個人帰属を原則とするものでした。これは、昭和52年の学術審議会の答申、及び昭和53年の学術国際局長・会計課長通知『国立大学等の教官等の発明に係る特許等の取扱』によるものですが、以下のような問題がありました。

- 1) 教職員個人にとっては、発明を特許化するための負担が大きい。
- 2) 教職員個人は、特許化しても、これを育成し企業に発信・移転する有効な手段はない。
- 3) 発明が企業に移転されても、死蔵される等により結果的に発明が活用されない例も多い。
- 4) 企業等は、教職員の特許等を通して、廉価な出費で大きな利益を得ることができた。
- 5) 発明等が個人帰属であり、その取扱においては個人の自由に任せられるため、特許等を通した大学の社会貢献の把握が不可能である。

最近、『知的財産立国』が標榜され、大学の研究成果を社会で活用することが喫緊の課題として重要視されてきています。このような状況のもとで、研究成果である発明等を個人帰属として、社会での活用を個人の自由に任せることは、教職員の研究・教育に専念する時間を阻害することになりますし、大学全体としても、どの程度社会貢献が行われたか、把握されないという問題が生じています。

このような問題点は、2004年4月の国立大学の法人化までは、なかなか解決できませんでした。従来は、国立大学は国の一機関に過ぎず、法人格がなかったため、独自の判断で研究成果の権利化・活用等を行うことができなかったからです。

2004年4月の国立大学の法人化により、以下のような考え方から、教職員の研究成果を大学が機関帰属とすることが出来るようになりました。

- (1) 大学の研究から産み出された知的財産等を、産学官連携のもとで主体的・戦略的に保護・育成しその活用を図ることは、大学にとって重要な役割であり、学校教育法第52条および第58条の『学術の中心』、『研究』の今日的解釈としても十分可能である。

(平成14年11月『知的財産ワーキング・グループ報告書』、2.(1)特許法上の職務発明と大学教員の発明より抜粋)

- (2) 知的財産等の権利の帰属については機関帰属を原則としつつ、その範囲の広狭等具体的な在り方については、大学ごとの合理的判断に基づく多様性が尊重されるべきである。(同上報告書より抜粋)

その結果、個人帰属の時に比較して状況が改善され、教職員にとっては、特許化・技術移転の事務手続の負担が軽減し、大学にとっても、研究成果の産業界での活用による社会貢献の推進と、特許等を通じた大学の社会貢献の把握が可能となるというメリットが生まれたと考えられます。

第2章

共同研究・受託研究と共同出願 (含む利益相反)

I N T E L L E C T U A L P R O P E R T Y

【研究の形態と権利】

- Q05 共同研究を行う場合の基本的な考え方を教えてください。
- Q06 研究の形態の違いによる研究成果の帰属の取り扱いについて教えてください。
- Q07 共同研究の成果を共同出願する時の留意点を教えてください。
- Q08 研究成果の実施に関する基本的な考え方を教えてください。
- Q09 共同研究契約書に含めるべき条項について教えてください。
- Q10 共同研究契約書の各条項に関する留意点について教えてください。

【秘密保持】

- Q11 企業等から技術相談があった場合の対応における留意点について教えてください。
- Q12 企業と秘密保持契約を結ぶ際の留意点について教えてください。

【不実施の対価】

- Q13 利益相反ポリシーとは何ですか。もし、利益相反問題が発生した場合の対処方法について教えてください。

【利益相反問題】

- Q14 大学の特許を基にベンチャーを立ち上げましたが、利益相反問題に対処する留意点を教えてください。
- Q15 大学発ベンチャーを起業するにあたって、利益相反以外注意しなければならないことは何でしょうか。

Q 05

共同研究を行う場合の基本的な考え方を教えてください。

A 一般的に共同研究は双方が異なる得意技術を保有しこの結合で新たな技術を出すこと、またリスク・経費の分散化、開発期間短縮を図るために行うことが多いと思います。

大学が企業等と共同研究を行う場合の一般的なプロセスでは、まず共同研究を検討するにあたり相手と情報交換するために必要に応じて「秘密保持契約」を結ぶことが必要となります。実際に共同研究を開始するにあたっては「共同研究契約」を結び、その中で共同発明が生じれば「共同出願契約」を結ぶのが一般的です。ただし「共同研究契約」の中に共同出願などの条項を含めることもあります。手続きの面倒くささから（実際にはそんなことも無く研究者が思っているだけと思いますが）、研究者が自由に使い研究成果の報告などの義務を負うこともなく情報提供程度でよいと安易に奨学寄付金とする例が多々ありますが、研究の目的・成果などから判断し活用につながる成果が期待できる場合は、なるべく共同研究／受託研究の形態にしたほうがよいでしょう。

共同研究の相手について確認しておく必要があります。まず相手が組織の場合は 企業等（大手企業、中小企業、個人企業）、他の大学（国立：4月から独立法人化されました、公立、私立）、研究機関、海外の企業・研究機関と様々です。企業によっては契約を数多く経験した大企業もあれば、契約を結んだ経験の乏しい中小企業もあり、さまざまですが、共同研究相手により基本的な考え方が異なることはありません。しかしながら経験の少ない大学が不利になることもありますので、双方の考え方をはっきりさせた上で契約を締結することが必要です。一

す。一方のみが有利な契約はありません。

ただし、以下の点には注意が必要です。①第三者の補助金を得て共同研究を行う場合は、補助金を出す側との契約（前提条件となる）も配慮することが必要となります。②海外企業等の場合は相手国の法律（適用する法、裁判所）にも配慮が必要です。

次に相手が個人の場合には、例えば他の大学などの研究者で所属大学では規定が整備されていない、又は成果が機関帰属としない場合（今後は少なくなると思いますが）等が想定されます。この場合は個人と契約することになりますが、研究費・出願費用の負担、特許等の活用先との交渉など考えると個人で対応できることには限界があります。共同研究（共同出願）に値するほどの大切なものは機関帰属とし組織として権利化すべきで、なるべく個人ではなく組織間での契約を結ぶべきです。場合によっては共同研究そのものを考え直すことも必要です。

「共同研究の内容」（共同研究のテーマ、研究期間、場所・設備、研究分担、技術・特許調査、費用分担、研究者等）、「研究成果の取り扱い」（特許等・著作権、研究報告書、研究成果物等）、さらに「情報の取り扱い」（共同研究前の情報、研究中の情報、研究の成果、共同研究以後の関連情報等）についても取り決めすることが必要です。契約書の雛型を単に交換するだけでなく基本スタンスを十分話し合い双方が納得した上で「契約書」の形にし、サインをする等柔軟な対応が必要です。又、これらの確認・交渉を研究者が行うのではなく知財担当、契約担当が大学（組織）として行うことが重要です。前もって大学としての基本的考えをまとめておき、これに基づき確認し交渉を進めるとよいでしょう。共同研究契約のためのチェックシート（双方の基本的考えの確認）を作成することも効果的です。

Q 06

研究の形態の違いによる研究成果の帰属の取り扱いについて教えてください。

A 大学と企業との連携による研究には、共同研究・受託研究・奨学寄付金に基づく研究などがあります。

共同研究の成果は、共同研究契約で取り扱うこととなります。契約に特段の定めのない場合、研究成果は共有とし、特許出願は大学と企業との共同出願とするのが一般的です。あるいは、研究成果を積極的に活用する企業が費用を全面的に負担し、そのかわり研究成果も企業にすべて帰属させるといった選択肢もあります。

従来は企業が作成した（企業側に有利な）「契約書」をそのまま締結サインすることも多かったと思いますが、大学の貢献度を正當に評価した形で契約を結ぶことが必要です。研究内容、研究の分担、費用の発生と分担、研究者等で一方に偏った条件等の差がある場合は貢献度と成果をバランスさせることが大切です。負担が偏った場合でも大学の「知的な貢献度」を正當に評価する必要があります。

受託研究とは、大学が企業等から研究課題の提示を受け、研究費用の拠出を受けて研究や調査をし、その成果を企業等に報告する方式で行う研究や調査のことです。

受託研究の成果も、共同研究と同様、契約で取り扱うこととなりますが、大学の研究者が発明者となるケースがほとんどですので、契約に特段の定めがない場合、研究成果は大学に帰属することとなります。ただし研究費を負担した委託先企業が研究成果を企業に帰属させることを求める例もあるので、研究を受託する際に、権利の帰属についての契約条項を確認しておく必要があります。

奨学寄附金とは、研究や奨学の奨励を目的として、大学が企業から受け入れる寄附金のことです。「共同研究」や「受託研究」との基本的な違いは、研究成果の報告、具体的な研究の遂行に関して、大学側が義務を負わない点です。

奨学寄附金に基づく研究の場合、研究成果についても基本的に大学が自由に扱うことができますので、成果は大学帰属とすることでよいでしょう。研究成果を企業に譲渡することを求められているような場合は、きちんと共同研究・受託研究として契約を結ぶ方がよいと思われます。企業の大学に対する期待からすると、今後、奨学寄附金の研究形態は件数、金額ともに減少し、共同研究や受託研究の形態に移行すると予想されます。

補助金等を受けて行った研究成果の場合は補助金を受けるにあたっての契約、規定がありますのでこれに従うことになります。従来は、国からの補助金によって行われた研究の成果は、国に帰属するものとされていましたが、1999年に策定された産業活力再生特別措置法第30条により、国からの補助金を受けて行われた研究の成果を、研究を行った大学等に帰属させることができるようになりましたので、補助金を受ける際に、研究成果の取り扱いをよく確認しておくことが重要です。

Q 07

共同研究の成果を共同出願する時の留意点を教えてください。

A 共同出願の発明者、出願する権利の承継者、権利者について理解しておくことが必要です。

発明者については、大学の研究者、企業の研究者を問わず、当該発明の創作行為に現実に加担した者全員が発明者となります。単に発明を助成したにすぎない者、資金を提供したにすぎない者、単に命令を下したにすぎない者は発明者とはいえません。

一方、出願人/権利者は、大学・企業の発明取扱規程や大学と企業の共同研究契約などに従って決まります。通常、大学内の発明者の持分は大学に承継され、大学と企業とが出願人/権利者となるケースが多いと考えられます。

しかしながらすべての共同研究において、大学が出願人/権利者となることは、出願費用・維持費用等の点から考えて、有利になるとは限りません。大学が将来核としたい研究分野等に厳選して大学が共同出願人/権利者となり、共同研究相手の企業のみが実施するような技術については、企業のみを出願人/権利者とすることが出来るなどの工夫も考えられます。また、大学が承継しないと決めた案件は、大学内の発明者と企業とで自由に取扱いできるようにする等の規程とすることも有効と思われれます。

さらに、共同研究が終了しても、その後すぐに共同研究内容に関連する改良発明などを出願する場合は、その改良発明が共同研究の成果として扱われるべきものかどうかを確認することが必要になります。場合によっては、共同研究終了後一定期間に行われる出願についても、契約で取り決めておく必要があります。

他の大学の教員（客員教授等）と共同で行った研究の成果（特許等）の場合も多いと思いますが、基本的には成果は共有です。共同研究スタート時に客員教授等の共同研究者の学内での扱い（大学の専任教員の扱いとどこが違うか）をはっきりさせておくことが必要です。相手の大学に体制が出来ている場合は管理部門（知財部門など）と、体制が無い場合は教員個人と取り決めが必要です。発明の創出を行った場所が大学であれば権利は大学が承継するのが一般的です。

最近ベンチャー企業に所属の教員（研究者）も増えつつありますが、ベンチャー企業に関連する発明をなした場合の取り扱いでもめる場合があります。基本的には、大学での研究成果を基にベンチャー企業を立ち上げている例が多いと思いますので、大学での研究内容とまったく異なることは無いと思います。大学帰属とすべきかどうかを「発明の評価委員会」などで評価する必要がありますが、ベンチャー企業に関連の発明かどうかではなく大学の研究に関連するかどうか、大学内で創造されたかどうかで判断すべきです。

教員がベンチャー企業の社員等を兼務する場合は「利益相反」問題にも注意が必要ですが、「利益相反」の前に、「職務規程」等で教職員のしても良いこと、してはいけないこと、しなくてはいけないこと等がはっきりと決められていることが重要です。

Q 08

研究成果の実施に関する基本的な考え方を教えてください。

A 特許法第73条の規定により、契約等により特段の定めのない限り、共有に係る特許権の自己実施については、持分を有する者がそれぞれ自由に行うことが出来ます。これに対し権利の譲渡や第三者へのライセンスは、共有特許権の相手方の同意が必要であり、片方の権利者が勝手に譲渡、ライセンスを行うことは出来ません。

上記の原則により、企業対企業の共同研究の場合、研究成果の自己実施についてはそれぞれが自由に行えるようにすることが一般的です。しかし大学の場合、共同研究の成果は研究目的以外には実施しない例が多いと思います。一方、共同研究先の企業等は事業として実施することが目的であり、他の企業に権利を使わせたくないと考えます。そのため、大学は自己実施による利益は得られず、また、多くの場合、共同研究の相手方が同意しないため、研究成果を他の企業にライセンスすることによる利益も得られないこととなります。さらに相手方が自己実施をしない場合には、研究成果自体が死蔵することになりかねません。

そこで、大学が共同研究を行う場合は、1) 相手方の企業が自己実施により利益を得た場合、一定の割合を大学に支払う、2) 相手方の企業が一定以上の期間実施しない場合、大学は相手方の許諾を得ずにライセンスを行うことが出来るものとする、等の研究成果の活用に関する定めを契約に盛り込んでおくことが必要と考えられます。

なお、共同研究の成果を効率よく利用する等の目的で、大学が既に保有している特許やノウハウ等についても企業が使用を望む場合がありますので、この点についても契約の中で明らかにしておく必要があります。

特許等の実施についての契約は、研究のスタート前でどのような研究成果が生まれるか、権利化できるかが分からない段階であっても、取り決めておく必要があります。成果が見える段階になると、お互いに欲が出てもめることとなり公平な判断ができなくなることも考えられます。あくまで両者の貢献度に配慮し公平公正の観点から決めることが必要です。

実施の条件をあまり厳しく設けると独占禁止法に触れることもあり、また海外との技術契約（実施許諾契約）の場合は当該技術や海外の相手先が輸出管理規制に関係しないかにも注意が必要です。必要があれば共同研究契約とは別に、「特許の実施許諾契約」の締結も必要でしょう。

受託研究の場合も共同研究と同様です。受託研究の場合、研究成果の帰属を共有としない場合も多いと思われませんが、共同研究と同様に、権利の実施について契約で明確に決めておくことが推奨されます。

Q 09

共同研究契約書に含めるべき条項について教えてください。

A まず研究の内容をはっきりさせる必要があります。これは当事者間で決める研究計画がベースになります。双方の研究者で別途「研究計画書」を作成し、この中で研究のテーマ、目的、研究期間、場所・設備、研究者、調査、業務分担、費用分担、などを細かく取り決める必要があります。必要に応じ契約書に計画書を添付するか、業務分担、費用分担と合せて別表とし契約書の末尾に定める例もあります。

次に成果の取り扱いについてです。研究報告書、「特許等」の産業財産権、著作権、成果有体物、ノウハウなど成果を特定すること、研究成果の帰属（一方の単独帰属か、共同帰属か）、成果の実施について取り決める必要があります。特に特許等については、共同出願、出願関連手続き・費用分担、海外出願、権利の実施、第三者への実施許諾なども考える必要があります。主たる研究成果が特許等の場合は、知的財産の取り扱いについて別途契約したほうが良い場合もあります。共同研究スタート時は一般に出願前であり、特許の場合は出願から権利の満了まで最大20年間と長いことを考えると実務的な出願手続き、登録後の管理等、細かな事項を取り決めておく必要があります。

第三には情報の取り扱いについてです。研究のスタート前に検討するために両者が情報を開示するにあたっては、必要に応じて別途「秘密保持契約」を結び、範囲・内容、アクセス者、使用範囲の限定、共同研究終了後の扱い（返却・破棄等）を決めておく必要があります。共同研究中に知り得た情報及び研究成果としての情報（特許、技術情報、ノウハウなど）については、発表の時期、事前協議などの取り決めが必要です。

さらに共同研究期間（契約期間）に関連した事項も大切です。共同研究期間（契約期間）は共同研究の終了日までですが、特許等に絡む条項には権利の満了日まで効力を有するとの必要があります。その他、以下に関連する条項は契約期間ではなく別途協議して定めた期間とすることが必要です。たとえばノウハウ（例：双方が失効を確認するまで）、共同研究中に相互に入手した機密情報の秘密保持（例：契約満了から2～3年）、研究成果の公表（例：協議の上公開 ただし出願手続きを済ませ論文発表等はタイムリーに出来るようにすることも必要）、関連技術の改良特許の出願（例：契約満了から1年間）など。

その他の条項としては必要に応じ、用語の定義、協議事項を設けることが出来ます。

双方で用語の定義、認識が異なる場合は（定義）の条項で明確にする必要があります。

例えば、「本開発で得られた成果とは発明、考案、意匠、コンピュータソフトウェア及びノウハウを言う。」というような定義をはじめ、「知的財産」とは、「知的財産の実施」とは、…などを規定しておくことが必要です。契約に定めのない事項、各条項の解釈などに疑義を生じた場合、重大な事情変更があった場合などについては協議事項としてその都度協議することとしておく必要があります。

Q

10

共同研究契約書の各条項に関する留意点について教えてください。

A まず研究の内容については、研究の範囲をあまり広くしすぎないことが大切です。研究の範囲が広すぎると義務負担が過大になります（大学の研究者の将来の研究対象が、すべて含まれてしまうこともあり得ます）。双方の担当業務を明確にし、別途「研究計画書」を作成するとよいでしょう。費用の負担は均等となるように、研究に必要な材料費、調査費用、出願・権利化費用、弁護士費用等関連する費用すべてを洗い出すことが大切です。基本的には均等に負担（それぞれの担当範囲で自己負担）することが一般的ですが、費用や業務分担が均等でないときは成果の実施などに影響してくることに注意が必要です。負担が大きく異なる時は成果の帰属などで特典を与える例もあります。

研究期間については目的をはっきりさせた上で決める必要があります。研究期間が複数年の契約の場合は単年度毎（又は中間）の成果目標をはっきりさせておいたほうがよいでしょう。こうすることで必要に応じて研究内容を見直すことができます。期間が流動的な時は協議の上で変更できる記載を加えておいてもよいでしょう。ただし知的財産権などは共同研究期間とは別に権利の満了までの存続期間、秘密保持期間も共同研究期間とは別に双方が合意した期間とするのが一般的です。

次に研究の成果についてですが、研究成果を双方で確認し何を成果とするか、成果の実施条件・制約条件、対価の設定なども決めておく必要があります。研究期間が長期の場合（2～3年）は年度末毎（中間等）で成果の確認を定期的に行い、必要に応じて研究計画を見直す必要があります。特許にすると公開されることで模倣されやすく、出願・権利化・権利維持など費用がかかるため、ノウハ

ウとし秘密にすることも考えられます。

また成果の中で特許等の帰属については大切な条項となります。従来は研究者個人が企業と共同研究をしていたこともあり、個人の判断で、費用（研究費、出願等の費用）を負担する企業に特許等を帰属させる例が多かったわけですが、大学帰属が原則となった今、共同研究成果は大学と企業等の共有で持分は原則折半とするのが基本です。したがって「特許等」についても共有であり原則「共同出願」とするのが妥当です。

一般的に、①それぞれの研究者がなした発明はそれぞれが単独で、②双方の研究者が共同でなした発明は共有又は貢献度に応じて、③研究終了後に、研究成果（特許等含む）及び相手から開示を受けた情報に基づいて行った改良発明は協議して、とはっきり区分することも必要です。共同研究の場合ではあまり考えられませんが、大学の判断で権利を大学が承継せず個人帰属となった発明の扱いも必要に応じて考えておくことが必要です。

成果が共有でも「発明等」の「特許を受ける権利」の帰属は別にとの考えもあります。大学の知的財産は単に保有するだけでは意味が無く、世の中で活用される（事業化される）ことが目的であることからすると、共同研究相手企業、TLO等に帰属させ積極的に活用してもらうことも一選択肢です。しかしながら大学の研究成果（特許）が世の中で使われることに加え、大学として「売りにしたい特徴ある研究分野（技術分野）」については是非とも大学帰属の知的財産権（企業との共同出願でもよい）として積極的に権利を確保することが必要であると思います。費用的に問題があれば、費用を相手に負担してもらう交渉も必要でしょう。

大学、企業とも共同研究の目的、内容により双方の成果を明確にし、柔軟に対応することが必要です。

Q

11

企業等から技術相談があった場合の対応における留意点について教えてください。

A 共同研究のスタート時や、共同研究まではいかなくとも企業からの技術相談などで学外との交流が増えています。話を進めるに当たっては大学の保有技術・研究計画の説明、企業からは製品開発計画・事業戦略・製造設備等、双方の状況・計画を相手に開示することが必要となります。このような段階で互いに他人に知られては困る情報開示が必要になった段階には、「秘密保持契約」を結んでから詳細情報を開示する必要があります。

大学サイドの注意点は、大学側の未公開（発表前、出願前）技術情報について守秘義務を相手に課すこと、及び企業から開示される機密情報の学内での管理の2点です。

まず大学サイドの情報開示前には秘密保持が必要な情報である旨口頭で伝えること、更に情報開示時に簡単な「覚書（議事録）」を交わすこと、資料などを渡す場合は、対象、使用目的、管理、処分方法（返却）等を明確にした正式な「秘密保持契約」を交わすことなど情報のレベルに合わせ相手に情報の管理を要求したらよいでしょう。これらの対応なく技術情報を開示すると、大学の保有技術の無断使用、特許出願時の新規性喪失等の問題が発生します。

次に学外（企業等）から入手した機密情報（製品開発計画、事業戦略等）を不用意に相手企業の競合先等に漏らさない管理が必要です。大学の研究室はオープンで他の研究者、学生、職員などが自由に出入りでき、企業が開示した情報に自由にアクセスできる研究室もまだ多くあります。対象となる情報の保管方法、電子情報へのアクセス、入室管理など学内での機密管理体制が必要です。

技術相談の中で特許出願に繋がるアイデアが出ることも考えられます。このようなあるレベル以上の技術相談を行う場合には、研究成果の帰属の問題も生じますので、留意が必要です。場合によっては技術相談から受託研究・共同研究につなげるとよいでしょう。

なお、技術相談を行う際には「シーズ集」「技術マップ」（特許マップなど）の整備が有効です。「シーズ集」というものは研究者の行っている研究内容紹介が中心になりがちですが、企業等の外から見て世の中の何に（事業、製品）役立つかの観点で作成することが重要です。また「技術マップ（特許マップ）」は当該技術分野の中での位置付けが明確となり客観的に技術の評価が出来るため大変有効です。

Q

12

企業と秘密保持契約を結ぶ際の留意点について教えてください。

A 技術情報などを開示するに当たり、情報の保有者が相手に守秘義務を課すことが目的ですので、何が秘密情報か、使用できる範囲はどの範囲か、どう管理するか、契約終了後の処置はどうするか、など細かく取り決めることとなります。いったん秘密保持契約を結ぶと、以後、制限を受けることとなりますので、まず真に契約が必要であるか検討することも必要です。共同研究・受託研究のきっかけを探るため等の目的で、今後の計画などを開示する段階では、秘密保持契約は必ず必要となります。

秘密保持契約では開示の目的や範囲を明確にし、その目的範囲も不用意に広くしない事も重要です。広い場合は大学のほかの研究にも影響が出る可能性があります。秘密情報の目的以外での使用を禁止することで、情報の開示側は受領側が開示側の予定しない範囲で使用することを回避でき、また情報の受領側も情報の使用範囲が明確になることで、業務が円滑に行えます。

秘密情報の特定も大切で、有形物で開示する場合は秘密である旨を表示すること、無体物などで開示する場合は開示前に秘密である旨を告げるとともに、その内容を書面（議事録など）で残すことも必要です。

又、情報を「大学が一方的に情報を開示する」のか、「相手から一方的に情報の開示を受ける」のか、又は「双方が相互に相手に情報を開示する」のか立場を明確にすることが大切です。大学側では、シーズを有する大学が一方的に開示することを想定している場合もありますが、企業側からも製品の開発計画などの企業戦略に関する情報の開示を受けることが多々有ります。企業から得た情報が大

学関係者から競合他社に漏れることなどは大きな問題となります。

一方的に情報を開示する場合であっても、相手からもある程度情報の開示を受ける可能性がありますので、契約の際には「双方が…」として考えるのが確実であると思われます。

実際に共同研究を行っていく上で提供される情報（ノウハウ等）については、秘密保持契約の対象となる情報であるかどうかを明確化することが必要になります。一般に、相手から提供された情報（営業情報、開発計画など含む）であっても、既に自己が保有していた、あるいは当該共同研究とは無関係に得たもの、すでに公知となっているもの、相手の情報によらず独自に開発したものなどについては、秘密保持契約の対象外として扱われますので、情報を開示された場合は、開示された時点で秘密保持契約の対象となるかものかどうかをはっきりさせておくなどの対応が必要です。

秘密情報管理については、相手企業がきちんと社内規程を整備しているか確認する必要があります。反対に、大学内の機密管理体制の整備も必要となります。大学の研究室はオープンで教員、職員、学生などが自由に研究室に出入りする場合が多いので、入室管理、情報へのアクセス制限、機密情報の保管の仕方等の規程を整備し、周知徹底することが必要です。

また、大学と雇用関係のない学生や、大学職員が転職する場合等については、別途個別に対応する必要があります。

Q 13

利益相反ポリシーとは何ですか。もし、利益相反問題が発生した場合の対処方法について教えてください。

A 大学が産学官連携を通じて研究成果の社会還元を図ることは、大学がその存在理由を明らかにし、大学に対する国民の理解と支援を得るという観点からも大変重要です。

しかし、真理の探求を目的とし、研究成果の公表を原則とする大学と、利益の追求を目的とし営業上の秘密を競争の源泉の一つとする企業とは、もとよりその基本的な性格や役割が違います。産学官連携をすすめる上では、大学や教職員が特定の企業等から正当な利益を得たり、又は特定の企業等に対して必要な範囲での責務を負ったりすることは当然に想定されますし、妥当なこともあります。一方、このように両者の性格が違いますので、教職員の企業との関係で発生する利益や責務が大学における責任と衝突する場合があります。このような状況を所謂、『利益相反』と言っているわけです。

また、一般的な『利益相反（広義）』は、『狭義の利益相反』と『責務相反』に分けることができます。どちらも、大学における責任の遂行が問題となる点では同じですが、その要因が『企業から得る利益』である場合には『狭義の利益相反』であり、『企業等に対して負う責任（責務）』である場合には、『責務相反』となります。

利益相反が生じている状況は、大学での教育・研究に関する社会的責任が十分に果たされていないのではないかと、との社会から疑念をかけられている状況と言えます。このような疑念に対し大学が適切な対応を怠れば、大学のインテグリティを損ないかねません。その結果、産学官連携の推進自体が阻害されるおそれもでてきます。そのため、大学においては教育・研究上の責務が適正に果たされて

いることを自ら審査・実証するための、透明性の高いルールとシステムを整備することが必要となってくるわけです。

一方、利益相反問題は、各大学における社会的な説明責任の問題ですので、本来的に各大学が自主的に対応策を講ずるものです。そのため、全ての大学に一律にルールやシステムを適用することは妥当ではありません。各大学は、それぞれのルールやシステムを構築するに当たり、固有の『利益相反ポリシー』を作成することが必要になってきます。その際には、次のような項目が盛り込まれることが望ましいと言えます。

- 1) 大学自らの教育・研究に関する基本理念
- 2) 社会貢献、産学官連携の位置づけ及び方針の明確化
- 3) 利益相反ポリシーの作成と公開
- 4) 利益相反マネジメントに関するルール策定と体制整備

また、利益相反マネジメントの進め方については、次の3つの業務の実施が基本となります。

- 1) 教職員の金銭的状況の学内での開示（報告）
- 2) 日常的な相談を受ける利益相反アドバイザーが具体的な事実関係を調査、検討
- 3) 必要がある場合には利益相反委員会で審議、適切な対応方法を提案

1) に関しては定例的な開示（報告）で、2)、3) に関しては随時必要ある場合に実施することになります。これらのシステムを有効に活用するためには、学内に責任ある専門の部署を設けることが必要です。特に、上記2) と3) の実施が重要になってきます。

（以上、平成14年11月 利益相反ワーキンググループ等編、『利益相反ワーキング・グループ報告書』15～17ページより抜粋、詳細に関しては同報告書参照）

Q

14

大学の特許を基にベンチャーを立ち上げましたが、利益相反問題に対処する留意点を教えてください。

A 大学の研究によって生まれた成果を元にベンチャーを起業しようとする場合、その研究を行った教員がベンチャーの役職員となることが多いと思われます。ベンチャーが企業として成立するためには、採算がとれるようにする必要があり、研究の内容をもっともよく理解している教員の協力が不可欠だからです。そうすると、教員は大学とベンチャーの業務を兼務することになるため、ほとんどの場合に利益相反の問題が生じることとなります。

従って、大学の特許を基にベンチャーを立ち上げる際、利益相反を完全に避けることは不可能に近いと言わざるを得ません。しかし、大学の研究成果を社会に還元するにあたり、ベンチャー企業の設立は非常に有効な手段の1つであり、利益相反が生じるからと言ってこれを禁止するのでは、産学連携に水を差す結果となるおそれがあります。

そこで大学においては、教員がベンチャー企業等の業務を兼務する際にも、大学における教育・研究上の責務が適正に果たされていることを実証するための、透明性の高いルールとシステムを整備することが必要となってくるわけです。利益相反というのは、それ自体に問題があるものではありません。利益相反状態に大学が無関心であることにより、社会からみて大学における責任が果たされていないかのように見え、大学に対する社会的信頼が損なわれる恐れのあることが問題なのです。教員にとっても、ベンチャー企業の取締役を兼業する場合の、会社の業務と大学の職務の棲み分けや、株主になる場合の問題点などが分からなければ、安心してベンチャー企業の取締役や株主となることが出来ません。大学が主体的に利益相反マネジメント体制を構築し、組織として実施責任を果たすように努めることによって、ベンチャーの設立をサポートすることにもつながり、より一層産学連携を推進することが出来るようになるでしょう。

最後に、利益相反に関する具体的な事例を掲載しましたので、参考にして下さい。

【参考事例】

A教授は自己の研究成果の事業化をはかるため、ベンチャー企業B社を設立。A教授は発行済み株式の3割を保有し、且つ研究開発担当取締役役に就任した。A教授は自己の個人有特許についてB社と実施契約を締結しており、A教授はB社の売上げに応じて実施料収入を得ることになっている。

- 1) B社では、A教授の技術の製品化をするにあたり関連技術の開発が必要となったために、開発担当役員であるA教授の提案により、A教授の研究室と数度にわたり共同研究を実施。これらの共同研究の成果もあり、B社は製品開発に成功、売上げを順調にのばし、これによりA教授は個人的に実施料収入と取締役としての成功報酬を得た。
- 2) その後B社はこれを主力製品として株式公開に成功、A教授は保有していた株式を売却して多額のキャピタルゲインを得た。

【検討の視点】

A教授は、B社との間で、未公開株式、役員報酬及び特許の実施料収入に関し、金銭的利益を得ている

A教授は、B社との共同研究によって個人的な金銭的利益を得る関係にあるが、共同研究は大学教授としての立場で行うものであり、研究テーマの選定や成果の取扱等は大学の使命・義務に沿ったものでなければならない。

【留意点】

(1) 利益相反（狭義）について

一般に大学発ベンチャーと教員との個人的関係は密接であり、教員が様々な私的利益を得ることが当然に予想されます。具体的には以下のとおりです。

- ①教員が取締役や技術顧問として兼業
(個人的利益：兼業報酬、成功報酬等)
- ②教員やその家族が出資
(個人的利益：配当金、株式公開によるキャピタルゲイン等)
- ③教員の研究成果がベンチャーの事業の中心である
(個人的利益：配分としての実施料収入)

(2) 責務相反について

教員の業務責任の観点からは以下のような場面で問題発生が想定されます。

- ①大学とベンチャー企業との共同研究
- ②当該教員の指導のもとにある学生が当該ベンチャー企業に派遣される
- ③ベンチャーから研究員が派遣される（受託研究員）。
- ④ベンチャー企業の製品（試料等）を教員の研究室が購入する
- ⑤ベンチャー企業が公的な審査や評価を必要とする際の審査員に、当該教員が就任する。
- ⑥一般的に、本来の研究・教育が阻害される

(平成14年11月 利益相反ワーキング・グループ等編、『利益相反ワーキング・グループ報告書』より抜粋、詳細に関しては当該報告書参照)

Q 15

大学発ベンチャーを起業するにあたって、利益相反以外注意しなければならないことは何でしょうか。

A ベンチャー設立にあたっては、利益相反以外にも、次のような点にも注意が必要でしょう。

- 1) まず会社の理念が必要です。つぎに、何を目標としているのか、将来その企業をどうするのか、撤退基準の設定等、しっかりしたビジネスプランを作成することです。これは大学発であろうがなかろうが同じです。
- 2) 高い技術力があり、それが知的財産権として確保されていることが必要です。また複数の技術シーズを保有していることが必要です。
- 3) 経営者と研究者（先生）をきちんと分けることも必要です。優れた研究者が必ずしも優れた経営者とは限らず、先生が経営者になるとうまくいかない場合が多いようです。民間企業での経営経験の豊富な人材を経営者に迎えることが必要と思われ、さらには経営、技術、営業、財務の各機能を備えることが望まれますが、実際には何人もの人を雇えないこともあり、種々の人脈を利用してコストをセーブしているケースが多いようです。
- 4) しっかりした資金プランを持ちまた資金調達能力があることです。その上で、ある程度の自己資金も必要となるケースが多いようです。
- 5) 創業する業界に明るいこと、また関連する人脈（ネットワーク）が太いことも必要です。
- 6) ベンチャー企業のために学生を利用しないことも必要です。学生を使う場合は、きちんと対価を支払う等の対応が必要となります。
- 7) 官庁の規制や奨励策への対応ができることも必要です。
- 8) 人の面からみると次の要素等も重要なファクターです。

- ・ 技術を実用化し、経営して成功させる確固たる情熱があること
- ・ 配偶者をはじめ家族の理解と協力が不可欠であること
- ・ 前向きな明るい人、また打たれ強いこと
- ・ 頼りになる仲間が不可欠であること。また顧問などの助言者が必要であること。

第3章

特許取得活動

(発明の発掘、評価、権利化)

I N T E L L E C T U A L P R O P E R T Y

【発明の取扱い】

Q16 大学内で研究者が行った研究の成果の取扱いについて教えてください。

【発明の発掘】

Q17 目利き専門家の確保・育成の方策と採用要件および発明の評価項目・時期・ポイントについて教えてください。

Q18 専門技術分野の知識が少ない文系出身の知財担当者は広範な技術分野の発明発掘活動をどのように行ったらよいでしょうか。

Q19 知的財産担当職員と教員との折衝ノウハウについて教えてください。

Q20 研究者が、マッチングファンドの研究成果を「知的財産の管理体制がない」と言って出願しません。どのように説得すればよいでしょうか。

Q21 学生の発明に関する取扱方針の考え方と各大学での事例について教えてください。

Q22 発明の評価基準について教えてください。

【権利化】

Q23 出願・権利化における教員へのサポート体制および発明者の関与はどの程度必要でしょうか。

Q24 論文を特許明細書に加工する方法を教えてください。

Q25 大学が研究成果を承継する際、研究者から各件ごとに譲渡証を提出して貰う必要がありますか。

Q26 出願等の目標管理を行う必要性がありますか。又、その効果はどうでしょうか。

Q

16

大学内で研究者が行った研究の成果の取扱いについて教えてください。

A はじめに、大学と雇用関係にある研究者の研究成果の取扱いについて説明します。大学の知的財産ポリシーや知的財産取扱規程等によっても異なりますが、研究成果の機関帰属（予約承継）を定めている場合、学内で生まれた発明等は、知的財産本部など大学の発明等取扱い部門に提出されることとなります。大学は提出された発明等に関し、職務発明であるどうかの判断を行い、職務発明と認定したのものに関しては、大学が承継するかどうかの判断を行います。職務発明と認定されないものは、特許法35条の規定により予約承継は無効となりますので、研究者と譲渡契約を結ばない限り、大学がその発明についての権利を得ることは出来ません。大学が承継すると決めたものについては、規程に則って出願等の手続を行うこととなります。

一方、大学に承継されなかった研究成果に関する権利は、研究者個人のものとなりますので、その取扱いは研究者個人に委ねられることとなります。

次に、大学を異動した教職員の発明の取扱いについて説明します。

教職員が大学を異動する時、次の様なケースが考えられます。教職員が異動する前に行った発明の場合、教職員が退職後に行った発明の場合、教職員が、大学から他の大学へ異動し、そこで行った発明の場合です。次に、それぞれのケースについて整理します。

教職員が大学を異動する前に行った発明

この場合、この発明について大学が承継しているものであれば大学の権利であり、教職員に返却する必要はありません。但し、大学が、当該特許により収入を得れば、当然の権利として発明者（教職員）に還元されることとなります。

これは、発明者（教職員）が、他大学に異動したり、退職しても変わりません。

②教職員が退職後に行った発明

教職員が、在職中の研究によって得られた知見により、退職後一定期間内に発明を行う場合が考えられます。この場合には、大学内の規程等により退職者が大学に発明を提出しなければならない義務を規定することができると考えられます。

③教員が、他の大学等へ異動し、そこで行った発明

教職員が、他の大学に異動した後に生まれた発明について考えます。新しい大学で同種の研究を行っており、その研究から生まれた発明である時は、その発明が得られた知見が生まれた過程、又は異動後の経過期間等を考慮して総合的に判断する必要があると考えられます。その場合、発明の帰属や持分について発明者及び発明者が異動した先の大学と契約を交わしておく必要があるでしょう。

最後に、専任教職員以外の学生又は研究者が行う発明の場合があります。

専任教職員以外の学生、又は研究者（以下、学生・研究者等という）が大学と雇用関係にあり、その者の発明を大学の従業者の職務発明とみなせる場合には、大学内の規程によりその発明の権利を大学が予約承継することが出来ると考えられます。それ以外の場合は、研究成果等の取扱いに関し、契約が交わされていればその契約に拠ります。

Q

17

目利き専門家の確保・育成の方策と採用要件
および発明の評価項目・時期・ポイントにつ
いて教えてください。

A 特許出願すべきかどうかの判断は発明が生まれた時点でせねばならず、世の中の動きを総合的に判断して決定することが求められます。提案された発明を特許出願するためには費用がかかり、すべてを大学が費用負担することは困難です。また発明を技術的側面、市場的側面などから評価し、大学が知的財産として所有し、管理していかなければなりません。

そのため、発明が生まれた初期段階で評価を下す目利き専門家（審査・評価委員）の確保は重要な課題となっています。

教職員から提案された発明を評価するための人材確保の方策はいくつかの形が採られています。多くの大学では、ビジネス面での経験が豊富な企業OB、出願実務を多く踏んだ弁理士などを契約により非常勤で採用するケースがほとんどとなっています。技術的な判断を伴うため、技術分野が多岐に亘る大学では、分野ごとに複数の人を採用しているケースもあります。また、公的機関（公試験・研究所）の専門家の意見を聞くことも行われますが、多くの人の意見を聞くことによる公平さと機密保護の両面で苦慮する点も否定できません。また、学内の職員（事務局）が外部人材による教育を受けながら経験を積んで、目利きの専門家として養成され、業務に対応することも考えられます。

目利き専門家に求められる能力としては、いくつかの観点からの情報収集、判断が欠かせません。発明自体が特許に値するものであるかどうかの判断と、発明が産業界に実際に採用（実施）され、ビジネス面で大きな収益を上げるものであるかどうかの面で評価をすることが必要になります。つまり目利きのポイントは、特許性としての発明そのものの価値判断、技術としての完成度、市場性評価

の三要素となります。

特許性の判断は、発明時点での先行している技術情報の把握が一番重要になります。

公知の文献は発明者たる教職員が把握しているものに加え、改めて特許や技術文献（論文など）を調査把握（検索）して判断します。一般的には、公知文献は発明者が任意に収集したものだけでなく、新たに調査することが必要です。また、審査請求時点などでは権利範囲を確定する観点で、出願後に判明した公知技術を考慮して判断することが求められます。

技術としての完成度の判断は、従来の技術や方法から見て、コスト・メリットの観点から優れているかが判断の材料になります。今までの方法を把握して、その従来の技術よりメリットがあるのか、大幅なコスト的負担が発生するなどの要素が無いが、当該発明の技術を容易に製品化（ビジネスへの適用）可能性があるかどうかを判断することになります。審査請求時点では発明の実施状況および実施可能性の大きさが中心となります。

市場性があるかどうか判断する情報には、マーケット規模などの情報が必要です。

市場性は、現時点で市場に存在しているものの技術課題を解決している場合と、将来的にニーズがありそうなものに分けて判断する必要があります。技術課題解決型の場合は、現時点で存在し把握できる市場の大きさが事業化判断の基準となります。ところが将来型は世の中にマーケットそのものが存在しないので、予想されるニーズの大きさ、世の中の動向を把握することが必要になるのです。つまり、事業化時期の長短で市場調査での観点（検索キー）が全く異なります。市場性は発明時点から時間が経てばより明確になります。

こうした情報の調査把握力と的確な判断力が、目利き専門家の確保、採用（選出）、育成の要素となります。

Q 18

専門技術分野の知識が少ない文系出身の知財担当者は広範な技術分野の発明発掘活動をどのように行ったらよいでしょうか。

A 知的財産担当者は多くの場合に、広い範囲の技術を理解しなくてはなりません。これは文系・理系に関係なく、押しなべて求められる能力です。つまり、知的財産関係の仕事は、特定の技術やテーマを研究する教員や研究者とは異なり、深い技術的な知識よりも広く浅い技術への対応力（理解力）が求められます。

別の表現・見方をすれば、ミクロな分析・理解力ではなくて、マクロな観点での把握能力が求められます。しばしば研究者出身の知的財産担当者が陥ることがあるのですが、研究・探求能力が判断を狂わせることすらあります。つまり、ある技術についての探究心をもって、興味の赴くままに特許関係の調査や判断を行うと、発明の趣旨から逸脱したり、総合的な判断が損なわれる恐れがあります。

知的財産担当者は、発明者との対話能力、つまり自らが理解できるように発明や技術内容を聞き出す能力が必要になります。教員等の発明者は専門家との対話に慣れていきますので、分らない技術や用語が出てきたら、徹底して質問することにより、教えてもらえばよいのです。そもそも、発明は世の中で誰もやっていない、世界で初めての技術なので、分らなくて当然と心得て対処すればよいのです。

しかしながら、あまりにも技術理解力がない知的財産担当者には、発明者も不安になることもあります。そこで、発明の対象となる技術の対話能力を向上させることを、日常的に心がけることが知的財産担当者には求められます。

自らがある程度理解できるようなレベルの情報を集め、予備知識を得ることも必要になります。現在はインターネットに多くの情報が開示、説明されています。

比較的便利な検索サービスがあり、初心者向けに技術を説明しているサイトが存在します。インターネットで検索し、技術についての大雑把な理解や技術用語を理解し、さらに該当の技術分野における特許情報の検索をすることにより、どの程度の発明が世の中に存在するかを確認することができ、技術分野の知識と理解力を深めることができます。

また、日常的に教員の研究開発検討会議やプロジェクト会議などの機会に積極的に参加し、どのような研究がなされているかを把握することも大切になります。現場主義をモットーに、日ごろ研究活動の現場（研究室）などに顔を出して見聞きすることも技術理解度を深める重要な活動になります。

そもそも、教員等（発明者）は技術を素人に説明するのが商売ではないかというスタンスで、聞き出すことに徹し、分かり易く説明をして貰うことが大切になります。特に基礎的な部分において、自ら得た予備知識が正しいかどうかを質問することで確認し、発明者に対する我々の理解度を示すことも対話促進の役に立ちます。

発明そのものの本質を理解するためには、発明の要点を把握して、一行（50字程度）で記載できるように訓練することも効果があります。「要するにこういう発明だ」と要約する訳です。こうした訓練は特許調査にも役に立ち、その一行記載を元に、特許情報の検索を試みて同じ内容のものがあるか確認することで、発掘発明に一番近い先行技術を把握することができます。一行記載をまとめる方法は、同じ技術分野の何十件かの特許公報を読み、夫々の発明の趣旨は「こういう事（一行で記載）」と表現することで養えます。

Q

19

知的財産担当職員と教員との折衝ノウハウについて教えてください。

A 知的財産担当職員と教員の相互の信頼関係を構築することが大切になります。知的財産担当職員は、知的財産関係の充実した知識と経験で、教員を支援する立場にあることを意識することが一番大切です。

新たに定められた知的財産ポリシー等では、権利の個人帰属から機関帰属への変更などが盛り込まれていることが多く、一見すると教員のためではなく、大学機関のためのポリシーにとらえられてしまう可能性があります。大学における知的財産管理は、教員を支援するための活動という面も持っていることを意識し、教員に対する支援サービスの充実を図ることに徹する必要があります。

実際の教員との連携や折衝には、知的財産についての基本知識だけでなく、技術的な知識や理解力・判断力もある程度必要となります。とはいえ、当然のことながら教員の技術知識は、知的財産担当職員と比べると高度なものであり、特に発明となると、世の中で誰もやっていない、世界で初めての技術なものですから、分らなくて当然と心得て、徹底して質問して教えてもらえばよいのです。たとえ教員の研究成果と従来技術との違いが明確でない場合でも、公知の特許情報を提示し、技術思想の違いを説明して貰いながら特許性の有無を一緒に検討するなど、謙虚な態度を貫く方が良い結果を生むと思われます。

一方、知的財産や市場性についての知識は、知的財産担当職員の方が高いレベルにある必要があります。ほとんどの場合、研究成果を知的財産として保護するかどうかは、特許性と市場性の判断によって行われることとなります。教員は、知的財産担当職員が自らの持っている知識を越えているとなれば、謙虚に聞く耳を持つことが少なくありません。したがって知的財産担当職員は、知的財産に関

する知識は当然ですが、さらに教員の発明の市場性についても自信をもって教員に説明できるだけの判断力を持つことが、教員との連携や折衝を行う上で重要なことになると思われます。ただし、その場合も知識をひけらかすのではなく、誠意をもって相手（教員）の立場で話をする方がよいでしょう。

また、実際に研究成果が生まれた時だけでなく、日頃より、教員とコミュニケーションをとっておくことも欠かせません。教員の研究と関連する従来技術の情報などを収集することによって自分の技術的知識を高めることもできます。また、その情報を教員に提示することで、研究成果の特許性を否定せざるを得ない場面を極力無くすなどといった活動も、立派なサポートといえるでしょう。

Q 20

研究者が、マッチングファンドの研究成果を「知的財産の管理体制がない」と言ってお断りしません。どのように説得すればよいでしょうか。

A 研究者に、特許を取るメリット、取らなかった場合のリスクを説明し、その上で、知的財産の管理体制がなくとも、特許取得に関する手続は大学側が責任を持ってフォローすることについて理解を得るようにすることが必要です。

特にマッチングファンドによる共同研究に参画したパートナーは、その研究成果を活用してビジネスとして成功することを期待しているはずで、にもかかわらず特許取得を行わないということになると、共同研究から生まれた研究成果であるにもかかわらず、誰もが自由にその技術を使用できることになってしまうことから、大学自体が共同研究相手としての魅力を失う結果になりかねません。そうならないためにも、特許出願が不可欠であることを訴えることが重要です。

自己の研究成果が特許の対象となる発明であると意識していないことも一因かも知れません。そうした場合には、当該研究分野での発明の状況などを、特許情報検索を通して抽出し、どのような内容の、どのようなレベルの発明が実際に企業や大学・研究機関から出願されているかなどをつぶさに示すことが、発明への関心を高めるために効果があります。

また、予算的な裏付けの不足などが、理由となる場合も出てきます。こうした場合には研究費からの支出が可能かどうか検討することも考えられます。場合によっては学内、関係部門である財務・財政部門（当局など）への説明も必要になります。

Q

21

学生の発明に関する取扱方針の考え方と各大学での事例について教えてください。

A 大学と雇用関係にない学生は、特許法35条第1項に定義する従業者には該当しないと考えられます。したがって、一般的には学生がした発明については特許法35条第2項は適用されません。

このため、学生がした発明に係る特許を受ける権利又は特許権を大学へ承継するためには、別途承継に係る契約を結ぶ必要があります。

各大学での学生の発明に関する取扱の考え方は様々であり、学生、大学院生は大学との雇用関係が無いことから、大学帰属としない方針の大学もあります。一方、大学施設をもっぱら利用していることと、教員の指導結果として発明が生まれることを勘案し、学生などの発明を教員の発明に準ずる形で取扱うように規程を定めたり、取扱い内規を作ったり、または運用でカバーしたりする大学もあります。

しかしながら、上述したように、大学と雇用関係にない学生の発明は、個別の契約をした場合を除き、大学に承継をすることはできないことを理解した上で、運用を図ることが重要です。

実務的には、発明完成への寄与面で、学生独自のものであるかどうかの確認が必要となります。指導教員のアドバイスがどの程度あるかによって学校が関与すべきかが決まってきます。

教員の寄与がある場合には、大学での職務発明の可能性を判断し、学生との共有の特許とする等のしかるべき学内手続を求めます。職務発明で出願の価値がある場合には教員の持分については機関帰属とすべき決定がなされます。学生を発明者とする時には、学生が学校への譲渡を希望するかどうかを聞き、譲渡された

場合には教職員に準ずる補償制度の適用をすることが求められる場合もあります。

学生が機関帰属を希望せず、出願人としての地位を希望する場合には、費用などについては応分の負担を求めることも考えられます。何れにしても学生などが関与した発明は学校などとの間での譲渡、発明取扱いに関する契約などを締結することが必要になります。

留意すべき点は、実質的な発明者が学生である場合に、当人の意に反する形で機関帰属とした場合は、公序良俗違反となる恐れもあることから、学生の意思を明確に把握して慎重に対応することが必要です。

教員の関与が全く無い場合には、学生の独自発明として、取扱いは学生に委ねられるべきでしょう。

各大学の事例については、巻末の事例集を参照ください。

Q

22

発明の評価基準について教えてください。

A 2004年4月の国立大学の法人化後、多くの大学では、研究成果を大学に機関帰属させることとしています。しかし、特許出願・権利維持等知的財産の管理には多額の費用や人的資源を必要としており、提案された発明すべてを権利化することは困難です。従って、どのような発明を権利化し、知的財産として管理していくかを評価する必要があります。さらに、同じような研究が複数の研究者によって行われている場合も多く、研究者は研究成果を出来るだけ早く発表し、発明者としての立場を確保する必要があるため、それに合わせて機関帰属の決定も速やかに行われなくてはなりません。

発明評価の観点は、技術面、権利面、経済市場面に大きく分けられます。これらを総合して発明を評価して行きますが、発明や技術を取り巻く要因は変化しますので、出願時点、審査請求時点、権利維持時点などの時系列の中で、的確な評価をすることが大切です。発明時点から時が進むにつれ、世の中での評価がし易い傾向があります。

技術面の発明評価項目としては、「実現性」としての発明の完成度、実施の容易性がポイントになります。ビジネス的に実施が可能かどうかです。大学自体が実施する可能性は低いので、発明を製品化するにあたって現在の技術レベルでの製品化の阻害要因となる課題などが無いかを吟味します。さらにはビジネス面で類似の技術が実施されているかどうか、事業化を表明している企業があるかなどが評価要素になります。特に課題が全く新しい物については将来使用可能性のあるマーケットの存在の確認が必要です。製品化にあたって法規制などは無いか（PL法など）を確認することも必要でしょう。

「技術的価値」として、課題解決手段が一番大きな要素となります。従来類似の課題を解決していた技術が存在するかどうかです。代替手段の有無で発明がユニークなものであるかが判断できます。また性能、コスト、品質面での検討も必要で、他の技術との比較で優位性、先行性があるかどうかを見ます。技術

的な地位として基本技術、応用・改良技術、周辺技術のいずれであるかで、発明そのものの位置付けが明確になります。さらに他の技術分野への応用性なども発明評価の要素となります。

権利面の発明評価項目としては「発明の特許性」、特許法的観点からの新規性、進歩性が重要な要素となります。発明を実施することにより他社権利を使わざるを得ない場合（抵触）は、その他の会社での実施を考慮すると評価が低くなることも考えられます。「権利の広さ・強さ」として重要な発明、防衛的な発明なのかどうか、さらに請求項の広さを見ておく必要もあります。また「侵害発見・立証」として、侵害品入手の容易性や回避困難性などを検討することも大切です。

経済市場的側面では「発明の完成度」、「先行技術との比較での効果の程度」、「ライフサイクル」、「市場・実施規模」、「参入企業の数」など発明適用市場の状況が評価の要素となります。何れにしても、発明が特許化された時点で、事業化され、収益性が高いものでなくてはなりません。

実際には、大学やTLOの中ではビジネス的な実現可能性を中心にして評価をしているところもあります。興味を示す企業があるものに限定して出願していることもあり、研究開始時点のマッチングファンド、共同研究企業の有無などの技術移転可能なストーリーが描けるかどうかを、出願時点での評価の重要な要素としているケースもあります。

また、知的財産管理の初期の段階では、大学自体の評価に特許出願や権利数を要素とする傾向もあり、教員の意識を高める意味でも、予算の許す範囲で技術的側面を見て出願するところも見受けられます。

評価は様々であり、大学の置かれている立場で、ポリシーを持って行うことが大切です。一定の時期までは出願件数優先、特許件数優先の数量を求める方針で行き、ある程度の知的財産意識が醸成された段階で、ビジネス面や実施料を含めたトータルな収益面での評価、つまり発明の質面での評価に転換するなどのフレキシブルな対応も求められます。

また、これらのことを踏まえ、目利き専門家の確保・育成の方策を考えることも重要です。目利き人材を含めた専門人材の確保のため、ビジネス面での経験豊富な企業OB、出願実務を多く踏んだ弁理士などを契約により非常勤で採用するケースが多くなっています。技術的な判断を伴うため、技術分野が多岐に亘る大学では、分野ごとに複数の人を採用しているケースもあります。また、公的機関（公試験・研究所）の専門家の意見を聞くことも行われますが、多くの人の意見を聞くことによる公平さと機密保護の両面で苦慮する点も否定できません。外部人材を利用することによって学内の事務職員に経験を積ませ、将来的には学内の事務職員が目利きに対応することも考えられます。

Q

23

出願・権利化における教員へのサポート体制
および発明者の関与はどの程度必要でしょう
か。

A 教員へのサポートの体制をどのように構築するかは、各大学が判断して決める事項ですが、良い権利を取るためには知的財産の知識や経験が不足する教員へのサポートをできる限り厚くすることが望まれます。

一般的に教員は日常的な授業、試験、研究、院生指導などの仕事で年間を通じて多忙であり、暇を縫って知的財産の出願等に時間を割いているケースが少なくありません。しかしながら、特許出願を念頭においた場合、論文発表と特許出願の違いを理解してもらい、特許出願が出来る程度の発明の開示をしてもらうことが必要になります。

論文を書く時に必要となるのは、ある現象やある技術の適用について課題を追求し、深く研究や実験を重ねた結果を発表するケースが多く、ユニークな観点があれば査読を通過する可能性があります。しかし特許の場合には技術思想の保護であり、考えられ得るすべての実施形態、発明の思想が適用されるすべての可能性に言及することが大切です。出来れば実際の製品に適用した場合の具体的な実現方法まで実施例の形で盛り込むことが望まれます。つまり、特許出願書類においては、研究という観点とは別の切り口、商品開発を念頭においた切り口での記載が求められているのです。

例えば、1つの技術思想から具体的な実施形態が数件出てきたとします。そうした実施形態ひとつひとつを追求して研究することで学会発表論文が一つ生れるのです。学部や院生の研究テーマに相当する課題が、発明の実施形態ごとにあるといっても誇張ではありません。

一方、特許については、これらの実施形態をすべて1つの出願に盛り込まなく

てはなりません。すなわち、論文発表数件分の内容を盛り込むことが求められているのです。

知的財産担当職員の仕事は、このような複数の実施形態を1つのアイデアとして練り上げ、さらに知的財産として整理してまとめる支援を行うことだとも言えます。

発明者に質問をしたり、発明を思想としてとらえる考えや発想の方法を支援したりすることが知的財産担当職員に求められるのではないのでしょうか。

なお、発明を明確に認識する段階では、先行技術（公知例）を的確に捉えるため、先行技術調査や技術動向調査が必要になります。検索にはノウハウが必要となりますので、調査ツールの整備や検索のやり方の支援も知的財産担当職員には求められます。

Q

24

論文を特許明細書に加工する方法を教えてください。

A 論文には、研究テーマの概要、課題、従来の方法、実験研究の結果、考察などの項目が含まれています。しかしながら一定のフォーマットが規定されているわけではなく、各自または研究の内容によって記載されている項目や形式が異なることがあります。

これに対し特許明細書は、一定の形式で階層化された形で記載されます。したがって、論文に記載されている項目を、特許明細書の記載項目に結び付けて転記することで明細書の形式に変換加工することができます。

つまり、特許出願に必要な書類は、「願書」、「特許請求の範囲」、「明細書」、「図面」、「要約書」ですので、各書類の形式に転記または追記する形になります。願書は形式として、発明者、出願人をはっきりさせることが必要で、論文発表の執筆者の誰が発明に貢献したかを考慮して、発明者として記載することになります。出願人は所属機関なのか、共同研究の企業なのか、発明者自身なのかそのいずれかを決めて記載することになります。

特許請求の範囲は、研究発表のポイントとなる方法や解決手法が論文には記載されていますので、特に考察的なところから、従来にない新しい解決手段を転記します。この際、必要最低限の項目を記載するように心掛けます。

明細書は特許請求の範囲に示した解決手段を具体的に記載するものです。「技術分野」の項には論文発表のテーマがどのような技術分野のものであるかを示す記載から転記します。「背景技術」の項は今回の研究より前（従来）に行われていた方法などを記載した項目から転載します。従来技術が記載されていた論文や特許文献を論文記載の引用文献から抜粋することも必要です。「発明の開示」

の項は従来の技術の問題点などから導き出した「課題」を記載します。さらに「解決手段」の項は「特許請求の範囲」を転記します。また必要に応じて「効果」の項に論文に記載した効果効能を転載します。「発明を実施するための最良の形態」の項は、論文記載の実験方法、条件、解決手法などの記載を転記します。一般に論文ではこうした事項が図面やデータを基に説明されていることでしょうか、そのまま実施形態として転記することになります。「図面」は論文記載の技術のポイントを示すのに必要な図面を転載します。「要約書」は課題と解決手段を簡潔に要約して記載し、主要な図面の図番を記載します。

こうして、論文から明細書への形式的な転記はできますが、ここで論文と特許の違いを意識しておかなくてはなりません。論文はその研究分野において新しい課題を見つけたり新しいやり方を発見したりした時に、学術的な見地で役立つものです。これに対し、特許は最終的には産業の発展に寄与する技術的アイデアを保護し、一定期間独占権を確保するためにあります。特許の場合には技術思想の保護であり、考え得るすべての実施形態、発明の思想が実際の製品に適用されるすべての可能性に言及することが大切です。したがって、ある課題を解決する一つの研究を記載した論文だけではカバーできず、論文に指摘または記述できなかった他の応用例や具体策を補充することが望ましく、国内優先権制度を有効に利用するなどして戦略的に内容を拡充することが必須です。

Q 25

大学が研究成果を承継する際、研究者から各件ごとに譲渡証を提出して貰う必要がありますか。

A 多くの大学では、「職務発明規程」や「就業規則」で職務発明の機関帰属が定められているかと思います。したがって、この規程に基づき発明が機関に譲渡されることに争いが生ずる可能性がないと思われる向きもあります。

しかしながら、大学内で行われた研究から生まれた発明が職務発明であったか否かを争うことが生じた際のリスクを小さくするためには、個々の発明ごとに譲渡書を取得することが望ましいと言えます。

権利の譲渡に対しては明確な形での譲渡を行って譲渡証を作成しておかないと、争いが生じた場合に裁判での証拠として役立たない可能性もあります。正確を期すためにも、譲渡した期日、譲渡の意思を確認するためのサインや印鑑などもあった方が望ましいと思われます。

特許出願手続をするにあたっては、日本の現行法では、特許出願の際に、発明者から大学へ譲渡を行った証拠を提出することは求められてはおりません。しかし、国によっては譲渡証の提出を求めているところがありますので、外国への出願も考えているのであれば、譲渡証を提出してもらった方がよいでしょう。

Q 26

出願等の目標管理を行う必要性がありますか。又、その効果はどうでしょうか。

A 一般的に出願等の目標を掲げることは、特に知的財産に対するマインドが不足している場合には、知的財産管理の一つのやり方として効果があります。企業の多くでもそうした目標管理によって一定の成果をあげた例は少なくありません。また、多くの場合、競合の関係を成立させることも効果を上げております。競合の関係としては、例えば個人、学部、他の大学などとの比較データを示すことを目標管理に合わせて行うことです。

しかし、ある程度知的財産についての動機付けがなされ、基本的な知識が醸成されると、出願や権利化をすること自体は決して困難な作業ではないため、目標達成だけに心を奪われ、結果として役に立たない出願を多量に生むことにもなりかねません。こうした段階では、出願すべき発明の価値評価の充実がなされることが必要となり、目利きの要素の充実が求められます。

また、単に出願件数を目標に掲げることから変革し、出願時点であれば、特許化の可能性や権利としての強さ・広さ、多項制利用発明の請求項数、場合によっては独立請求項の項目数を目標の指標としてあげられることも考えられます。特許登録後であればライセンス収入の多寡をファクターにするなど、実質面や学校への貢献度合いなどに配慮した目標に管理項目自体を変えることも、ある時点で考慮しなくてはなりません。

ある大学では、発明発掘、特許出願について教員のインセンティブを高めるため、さらには特許出願などに対する人事評価の対象とするという観点から、大学法人化を目途に中期目標、中期計画において、数値目標を明記するとしているところもあります。

教員に対しては当該目標達成のために、特許出願などのモチベーションを高めるような制度（研究費の傾斜的配分など）とセットで実施する所もあります。学内独自の研究費を配分する際に知的財産出願や取得を研究成果の一つとして評価し、手厚い研究費を与える知的財産枠を設けているケースです。つまり、特許出願を義務付けた研究費（特別枠）の配分を実施しているものです。

目標管理を実施する場合の留意点としては、数値目標設定にあたっては、学部による知的財産創出の容易性の差など、平等で木目細かい配慮を怠らないよう気をつけることも必要になります。また、設定項目についても常に妥当性を意識し、状況に応じた変革、知的財産ポリシーとの連動などを考慮して柔軟にして効果的な目標となるよう心がけることが重要になります。

目標管理の目的は、大学全体が自発的に知的財産に日常活動として取り組む動きを醸成するものであり、過大な目標を掲げることや、業績評価に強く結びつけることが無いよう配慮することが必要ではないでしょうか。目標管理の最終目標は動機付けであることを肝に銘じ運用して行くことが大切です。

第4章

特許情報管理

INTELLECTUAL PROPERTY

- Q27 特許情報の調査は、いつ誰がやるべきでしょうか。
- Q28 特許調査をする時のやり方、注意すべき点はどのようにでしょうか。
- Q29 特許調査結果のまとめ方、その注意点、活用方法を教えてください。
- Q30 特許情報にはどのようにアクセスすればよいのでしょうか。
- Q31 特許公報はどのように読めばよいのでしょうか。
- Q32 特許情報検索の教育方法をどのようにしたらよいのでしょうか。
- Q33 特許関係のデータベースの種類と特徴を教えてください。

Q

27

特許情報の調査は、いつ誰がやるべきでしょうか。

A

特許調査を行う時期は、いくつかが考えられます。

(研究の企画段階)

大学における特許調査は、先ず研究のテーマを決める時に行うべきです。研究テーマを企画する時点はいくつかありますが、学内の研究予算を確保するための企画を立てる段階、外部の企業などとの共同研究、学外からの受託研究を受ける際にも行う必要があります。この場合の調査は、研究者が行うのが望ましいと思われれます。どの大学においても技術文献や各種の学会における発表などは、研究者が調べて、把握していると思いますが、それと同様に、特許情報の把握も行うべきであるといえましょう。

研究企画段階では、研究のテーマとなる技術の動向を探る調査が主体と考えられます。この調査は、研究対象の技術についての網羅的な技術情報を収集することを目的として行います。広範囲に何処の企業、大学、研究機関が興味を持って参入しているか、どういうテーマでの研究が多いのか、研究機関別にどういう動向になっているかなどを把握します。技術的な動向としてはテーマ別に特許出願の件数の推移などを見て技術の成長段階を把握することも可能です。

企画書を作る際に、研究テーマの成果が適用される分野の市場動向を探ることも可能です。研究の企画段階で大雑把な技術、企業、市場動向を見るための特許調査が文献や学会での活動状況と合わせて判断することで、重複研究などを防止する判断材料が得られます。

次にある程度研究テーマが絞られた時点で、企画段階よりも技術課題を明確にして、特定の技術に絞り込んだ特許調査が必要になります。学部生の研究テーマ、修士・博士課程の研究テーマを絞り込む段階でも、関係する技術についての他の機関での研究状況、アイデアの有無などを調査することで、研究テーマに関連した情報を把握し、加味してテーマを決めることがユニークな研究テーマ決定の参考になります。

(研究の途中・中間発表の機会)

ある程度研究が進み、研究対象の課題が明確になると共にいくつかのアイデアが出てきます。そうした段階で、同じアイデアを既に他人が研究していないかの確認を行う必要性が出てきます。また、自らのアイデアを誰も気がついていないとなれば、特許出願をすることも可能になります。この段階では、具体的な研究課題や解決手段を特定する用語を用いた検索調査が有効になります。研究方向の是正、代替技術のヒントなどにも特許調査の結果が活用できます。また、学会などへの発表内容を検討する段階でも、発表する内容がユニークで他人が考えていた事がないかどうかを特許調査で立証することもできます。この時点での調査が、学会などでの論文審査（査読）通過の割合を向上させることにもつながります。

従って、この段階における調査も、原則として研究者が行うべきであると考えられます。

(発明完成時以降)

発明が完成すると、特許出願の検討を行う必要があります。その際は、権利範囲や明細書の記載内容を決めるための先行技術調査が必要になります。従って、この時点での調査は知的財産担当職員が行うことが望ましいと考えられます。ただ、知的財産担当職員は、知的財産についての知識は持っていますが、研究内容については研究者の方がよく知っているので、研究者と知的財産担当職員が協力して調査を行うことも有効かと思われれます。

何れにしても、大学における研究段階の、マイルストーンごとに特許調査を実施することが大切です。学会・論文重視だけでなく特許情報の調査も行うことが研究・技術動向の真の姿を見ることができるということを念頭において、特許情報を活用することが大切です。

なお、特許調査には少なからずノウハウが必要であり、そうしたノウハウを所有するか否かで、調査結果の品質に影響があります。そのため、調査ノウハウを持っている人材に、調査についての依頼を行うといった方法も考えられます。技術的な強みを持ち、情報を必要とする人と、データベースの特質や調査のノウハウを十分に備える検索専門家（サーチャー）の二人三脚ができれば理想的な姿といえます。

Q

28

特許調査をする時のやり方、注意すべき点は どうでしょうか。

A 特許情報を調査、データベース検索する時の基本的な考え方を述べます。

(テーマの確認)

特許調査に当たって、先ず初めに「調査テーマの確認」が必要です。調査は何か知りたいことがあって行われるわけですから、最終的に知りたい情報を明確にします。技術開発や研究開発の状況なのか、特許権が存在するかどうかの確認、発明の内容が知りたいなど、調査の背景から把握して目的、課題を明確にすることが大切です。

(調査対象の明確化)

調査対象は、いつ頃のものが(調査対象の期間)、特許・実用新案、公開・公告・登録公報のどこまでを含めるかなどを先ず決める必要があります。コンピュータ検索が多くなっていますが、夫々の検索システムやサービスでカバーしている情報や収録期間を確認しておくことが大切です。本来収録されていない情報を探ることが無いように、的確な調査ツールを見極めることが求められます。

次に調査対象が、技術内容なのか、企業の動向なのか、発明者個人の情報なのかを明確にします。技術内容であれば国際特許分類、技術用語などが検索キーになります。企業であれば出願人や権利者の名称が検索キーとなります。

(検索キー選定)

技術内容では国際特許分類、技術用語などが検索キーになりますが、国際特許分類は機能中心の分類であり、思いもかけないところに同じような技術があり、分類が付与されていることがありますので注意が必要です。国際特許分類表を見

て本来付与されるべき分類を確認しても、分類は人間が付与するものですからバラツキは避けられません。発明を捕らえる観点の違いにより別の分類が付与されている可能性がありますので、広範囲に考慮することが求められます。同じ技術であっても発明者が夫々表現する言葉には多様性があります。同じことを別の技術用語で表現することがありますので、同義語を考慮した検索キー選択が調査成功のポイントとなります。発明をずばり表現するキーから選択し、見つからない場合には徐々に同義語の範囲を拡大していくことが大切です。

企業名では社名変更が行われていないか考慮する必要があります。企業や発明者名では略字などにも配慮した検索キーを選定することが肝要です。また、外国の企業や個人の場合はカナ表記の違いなども考慮することが大切です。

(検索の実行)

検索キーが特定できたところで、実際に検索しますが、検索結果を見て、改めて別の検索キーを設定する必要があるか確認が必要です。検索結果を見て当初予定しているものが存在するか検討し、付与されている国際特許分類に意識していなかったものがないか、発明表現で別の技術用語が使われていないかなどを慎重に見極めます。特に有料のサービスを使う場合には、無料のサイト（IPDLなど）で、一次検索を実施し、検索キーのバリエーションを見定め、有料サイトで二次検索を実施することもコスト低減に有効です。

(調査結果)

検索結果は、一覧表か概要リストなど内容を見て粗ぶるいし、特許公報まで見るべきかどうか判断し、公報を表示や印刷して確認します。

Q 29

特許調査結果のまとめ方、その注意点、活用方法を教えてください。

A 調査結果をまとめる方法は、本来何のために調査したか、何を求めたかなどの目的によって異なります。

(技術・企業動向の分析)

技術動向を分析する場合には、様々なマップ形式が使われます。出願年ごとに発明の発生した件数などの推移を見て、技術の発展や成長性を把握することが行われます。各企業別に見れば研究着手の状況などが見て取れます。

技術の発展をビジュアルにする手段はいくつか提案されており、技術の発展の流れを見て、技術の枝分かれを示す方法もあります。

一般に特許マップ化する前に確認しておかねばならないことがあります。例えば出願件数などで推移を見る場合には、コンピュータで国際特許分類や技術用語で検索した結果をグラフにする方法が採られていますが、テーマに即した検索結果であるかどうか、出力された情報の中身を確認する必要があります。コンピュータ検索には限界があり、検索キーだけで絞込んだ結果には、本来のテーマから見て含まれるべきでないノイズが出るのが常にあります。ノイズの含有した情報を図にしまうと、現実とは異なる傾向を伝えることになり兼ねませんので、必ず加工前にチェックすることが大切です。

技術の要素を縦軸に分解し、横軸に課題や用途または企業名を取るマトリックス形式、技術構成要素ごとの技術開発の流れを見るマップもよく使用されます。技術要素と課題や参入企業などを見ることで、技術開発の空白部を発見し、代替技術創出の可能性を把握することも行われております。技術を要素ごとに分析することで、研究の具体的な全貌を見ることができ、研究企画段階や研究結果の報

告に使うことで、報告の中身をビジュアルにすることができます。

調査対象テーマへの企業や大学などの参入状況、企業同士、企業と大学の共同研究状況を分析することもできます。また、発明者に注力して解析することで、開発人口や開発組織、企業や発明者ごとの発想の仕方を分析することも可能です。

市販の特許分析ソフトなどが出回り、様々な形式でビジュアル化が容易に行えますが、先に述べたような元のデータ群にノイズがないことが重要になります。さらに分析の結果を端的に表現する形式を採用することが大切です。

(特定の発明の分析)

特定の技術解決手段や特許の権利範囲を見る場合には、技術動向などと違って、具体的な発明の特許請求の範囲に含まれる請求項を詳細に見る必要があります。請求項については独立した請求項と他の請求項に従属した形式がありますので、請求項全体の関係を図式化することもしばしば行われます。(クレームツリーなどとも呼ばれます。)

また、請求項を分解して構成要素ごとに関係を見ることも大切です。特許出願前や権利の広さ、深さを分析するためには請求項を構成要素に分解し、比較対象となる技術に同じ構成要素が存在するかどうかを見ることが必要になります。

こうしたまとめ方は自らの発明が他の発明に関係するかどうかを見るときに用いられますが、大学発の技術が、他人の特許を利用(侵害)することがないことを明確にする時などにも活用できます。

Q

30

特許情報にはどのようにアクセスすればよいでしょうか。

A 特許情報は毎週発行されるもので、日本だけでも年間60～70万件と件数が多いため、電子媒体（DVD-ROM）で発行されています。

発行された特許情報へのアクセスは、いくつかの方法があり、公共の機関や施設に備えられた機械（専用の端末機）や紙（一部で製本されている）の形で読むなどの方法があります。また、データベースの形で、インターネットで調査したり、見ることもできます。

公共の機関や施設としては、独立行政法人工業所有権情報・研修館 [<http://www.ncipi.go.jp/>]、地方経済産業局特許室、各都道府県にある知的所有権センターがあります。また大阪には大阪府立特許情報センター [<http://www.o-pic.jp>] などがあります。

インターネットでは、代表的なものとして特許庁が提供している特許電子図書館（IPDL） [<http://www.ipdl.ncipi.go.jp/homepg.ipdl>] があります。

夫々の機関やサービスには特徴があり、またサービスの向上のため、日常的に変更や更新などが比較的頻繁に行われていますので、具体的なサービスの内容は各機関の最新の状況を確認することが大切です。

以下、IPDLを使ったアクセス方法の概略をご紹介します。

（番号が分っている時）

特許の出願番号、公開番号、登録番号（公告番号）が判明している時に、該当する公報にアクセスする場合は、IPDLのトップページに行き「特許・実用新案へ」の中から「特許・実用新案公報DB」または「特許・実用新案文献番号索引照会」を選択して、判明している番号を入力して公報を表示します。

(出願人・権利者・発明者が分っている時)

IPDLのトップページの「特許・実用新案へ」の中から「公開特許公報フロントページ検索」または「テキスト検索」を使って検索します。「テキスト検索」の方が木目の細かい検索ができます。何れも一覧表が出ますので、名称から見当をつけて、公報にアクセスすることができます。

(技術内容からの検索)

まずは技術内容を表す国際特許分類を特定するか、技術内容を表す用語を特定します。次にIPDLのトップページの「特許・実用新案へ」の中から「公開特許公報フロントページ検索」または「テキスト検索」を使って検索します。「公開特許公報フロントページ検索」は、検索項目の入力が簡単になっていますが複雑な検索はできません。「テキスト検索」が木目の細かい検索に適しています。何れも一覧表が出ますので、名称を一覧し必要な公報にアクセスすることになります。

(気になる特許の現在の状況)

出願番号、公開番号、登録番号（公告番号）が判明している案件の現在の審査状況、登録状況、審判などの経過の状況を知りたい時には、分っているIPDLのトップページの「経過情報検索へ」に入り、番号から照会します。基本的事項から出願や審判における情報、審査審判の状況、登録の情報にアクセスできます。

この他に国際特許分類表、意匠公報、商標公報へのアクセスが可能です。

Q

31

特許公報はどのように読めばよいのでしょうか。

A 特許公報には大別すると二種類があります。技術の公開を目的とした「公開特許公報」と、独占権の発生を周知化する「特許公報（特許掲載公報）」です。

特許公報を読む目的によって、これらの公報のどちらを中心に読んで行くかが決まります。

まずは技術文献としての「公開公報」を見てみます。

公開特許公報には、フロントページと呼ばれる1頁目に「書誌事項」、「特許の名称」、「要約」、「主要図面」が記載され、2ページ目以降に「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「図面」が記載されます。なお、この公報の掲載様式は項目名や記載順序が発行された年によって多少変わっていますので一定ではありません。

技術文献として読む場合には、フロントページで関係する技術かどうかを判断して、次に夫々の技術内容を表すページを読んでいくことになります。

ここで、気を付けたほうが良いのは、「特許請求の範囲」です。独占権を求めようとする権利範囲を特定する目的で書かれていますので、時として一読して分りにくい、独特の表現が使われていることが少なくありません。したがって、公報の2ページ目の先頭に書かれている「特許請求の範囲」をみると、理解しにくい文献だと誤解を招いてしまう虞があります。技術文献として公報を読む場合には「特許請求の範囲」を後回しにして、まずは「発明の属する技術分野」を見ることを薦めます。この分野が違えば考慮する必要がない文献となる訳です。次に「発明が解決しようとする課題」を見ます。この課題が同じであれば、テーマに

近い発明である可能性が高まります。技術分野と課題が同じ発明であれば、具体的にどのようにして技術課題を解決しているかを見るために「発明を実施するための最良の形態」とか「発明の実施形態」と書かれた項目を詳細に読んで行きます。

そして、最後に「特許請求の範囲」に戻ります。公報を詳細に読んだ後であれば「特許請求の範囲」に使われている用語の意味がはっきりしますので、独特の文体であっても、独占しようとして求める範囲がはっきりしてくるはずですが、公開公報で注意をしなければならないことは、特許庁の審査を経ていませんので、「特許請求の範囲」が必ずしもそのままの形で認められるかどうか分かりません。権利範囲は未確定であることを知り「特許請求の範囲」を見ることが大切です。

一方、権利が確定している「特許公報」の場合には、「特許請求の範囲」を厳密に読みこなし、独占権の範囲を特定していくことが重要です。「特許請求の範囲」に記載してある要素は選択形式を採っている特別の場合を除いて、すべての項目要素を満足するもの、つまり各要素をすべて含むand条件が満足する技術が権利の範囲となります。また、使用されている用語が「発明の詳細な説明」の中で定義されている場合がありますので、公報全体をよく読んで、権利の範囲を特定することが必要になります。

権利範囲を判断する場合には、学内の知的財産部門または外部の弁理士に解釈の判断を委ねることが必要になりますので、教員が独自に、または安直に判断しないように周知化することが大切です。

なお、データベースなどでの検索結果は絞り過ぎず、ある程度の件数の公報を見るのが求められますので、検索を効率的に行うために、図面や数式で関係を判断することも必要です。

Q

32

特許情報検索の教育方法をどのようにしたらよいでしょうか。

A 特許情報検索の教育には特許情報の基礎的な知識、検索ツールなどの基本的な理解と、検索の具体的方法（やり方）の教育に分かれます。

基礎知識としては、まずは特許情報の種類と読み方を教えることが必要でしょう。調査や検索の対象となる情報がどのようなものであるかを理解することが重要です。

特許情報は大きく分けて、特許庁の技術的な内容についての審査がなされていない技術を公開するために発行される「公開公報」と、特許庁の審査官の技術内容についての審査をパスした独占権の存在を知らせるために発行される「特許公報」（登録公報）に大別されます。

こうした基本的な特許情報の種類と機能および記載されている項目や内容を、基礎知識として学ぶことが必要です。つまり、調査の対象を明確化し、何がどこまで記載されているのかを把握させることが特許情報検索教育の前提となる知識といえます。

こうした特許情報の内容は記載のルールがあり、さらに独特な表現や、権利としての正確性を期するために時として難解な表現になっている場合があります。このため、多くの公報に親しむことが重要です。例えば比較的に技術的な理解をし易い分野の数十件の公報を読ませ、違いを明確にさせることが、公報への親しみを増し、抵抗感をなくすのに効果的です。

次には特許調査の種類と観点を教えます。特許の調査は研究の初期の段階と、新たな発明をし、その公知技術が存在するかどうかを調査する段階では、検索に使用するキーや検索調査を行う観点が異なります。そうした調査の種類を考慮し

た調査方法を学ばせることも大切です。

さらには、調査を実際に行う際に使用するツールとなるデータベースなどの特徴と、コマンドなどを教育します。データベースやサービスごとに収録してある情報の種類や期間が異なり、検索の機能や出力内容、さらにはコマンドなどを与えるインターフェイスなども各々のデータベースで微妙に異なり標準化されていません。従ってデータベースやサービスごとの特徴や、限界を把握することが大切になります。

以上の特許情報の特徴、調査の種類ごとの観点、調査ツールの特徴を学んだ後には、実際に使用してみることが早道です。このためには、いくつかの実例を用意して具体的に検索をしてみます。

実例では「①調査テーマのポイントを把握する（発明の本来の思想を掴む）ことからスタートし、②検索キーを特定し、③実際に検索し、④検索結果を吟味する」といった一連の調査検索手法を、できれば特許庁の提供している特許電子図書館（IPDL）などのデータベースを利用して実演または実習を交えて教育することが、効果的ではないでしょうか。

また、特に技術用語の同義語に注意したり、分類は機能で構成されているので、他に類似の技術が収容されているおそれのある分類があるかどうかの確認が必要になります。

さらに、発明者、出願人または権利者名などの表記のバリエーションや、特に企業名の名称変更などを考慮することも特許情報検索の基本となりますので、留意点として教育の中で反映することが大切です。

Q

33

特許関係のデータベースの種類と特徴を教えてください。

A 特許関係のデータベースは数多く存在します。下記に概略をご紹介しますと共に、参考になるサイトを示します。

(国内データベース)

国内のデータベースは、特許庁が提供する無料のデータベースとデータベース業者の提供するサービスがあります。

特許庁のデータベース「特許電子図書館」は、特許、実用新案、意匠、商標のすべてのデータをカバーしております。番号での公報参照は、特許第一号から見ることができます。

詳細は下記の「特許電子図書館サービス利用マニュアル」を、ご参照ください。
<http://www.ncipi.go.jp/info/ipdl/manual/index.html>

データベース業者によって提供されているサービスでは、特許庁のサービスとは一味違ったサービスを提供しています。例えば公報の記載内容全文が検索対象となっていたり、検索結果をグラフ化したり、出力形式に工夫があるなどの特長があります。これらのデータベースは有償で提供されているので、サービスの範囲と価格、検索キーの入力方法を考慮して、使用するデータベースを決めていくことが望ましいでしょう。

商用のデータベースの代表的なサービス業者のホームページを示します。

[アルファベット順]

- ・ HYPATWeb総合サービス ; <http://www.hatsumei.co.jp/WEB/hypat.htm>
- ・ JP-NET ; http://www.jpds.co.jp/business/internet_1.html#Anchor-49575
- ・ NEF-NET ; http://www.nefnet.co.jp/Welcome_IE.html
- ・ NRIサイバーパテント ; <http://www.patent.ne.jp/>

- ・ グリーンネット ; <http://www.g-net.ne.jp/doc/service3.htm>
- ・ パトリス ; <http://www.patolis.co.jp/>
- ・ 知財部ドットコム ; <http://office.chizaibu.com/>

(外国データベース)

各国特許庁の電子図書館（データベース）がありますが、下記の「諸外国の特許庁ホームページ」をご覧ください。

他に、商用のデータベースの代表的なサービス業者のホームページを示しておきます。

- ・ Delphion ; <http://www.delphion.com/>
- ・ Dialog ; <http://www.dialogweb.com/servlet/logon?Mode=1>
- ・ Micropatent ; <http://www.micropatent.com/static/index.htm>
- ・ Questel · orbit ; <http://plpatprd.questel.fr/plpat/jsp/en/login.jsp>

(参考になるサイト)

①特許庁の「関連ホームページリンク」 ;

<http://www.jpo.go.jp/kanren/index.htm>

- ・ 「諸外国の特許庁ホームページ」(各国特許庁のホームページにリンクが張られています)
- ・ 「特許情報提供事業者リスト集」(各データベース提供業者のホームページにリンク)

②DB 航海士 (特許編) ;

<http://www2.tky.3web.ne.jp/~infosta/ougpat/simpo/>

(内外のデータベースへのガイドとリンク、各データベースの詳細が表形式で表示できます)

第5章

大学における知的財産管理の概要

INTELLECTUAL PROPERTY

【規程の整備】

- Q34** 発明規程を見直すとしたら留意点としてどんなことがあるのでしょうか。
- Q35** 大学の知的財産取り扱い部署に最低限必要な人材と人数について教えてください。
- Q36** 知的財産部門を構築するにあたり、どのように担当者を育てていけばよいのでしょうか。
- Q37** 弁理士の少ない地域で知的財産活動を行う際の留意点を教えてください。

【業務の内容】

- Q38** 大学内の知的財産活動における教員と職員の役割分担をどのように考えたらよいのでしょうか。

【予算】

- Q39** どのように出願関係予算を計上すればよいのでしょうか。また知的財産部門の採算性についてはどのように考えればよいのでしょうか。

Q

34

発明規程を見直すとしたら留意点として
どんなことがあるのでしょうか。

A 他大学の発明規程はいろいろなルートで入手できると思います。インターネットでたくさんの大学がホームページに発明規程を公開しています。先ず参考になりそうな他大学の発明規程を集めることをお奨めします。次に集められた発明規程を自校の発明規程と条項ごとに比較し、一覧表を作成すると違いがよく分かるようになります。

その上で自校の抱えている課題等を整理するとよいでしょう。自校の課題等に関連する他校の条項がどのようになっているかを、一覧表で見ることが出来ます。該当する条項を吟味すると、発明規程を整備する上でのよいヒントが得られます。また自校の規程になく他校の規程にある条項を見てください。自校ではその条項に関してどうしているか考えてください。そして自校に取り入れるべき点があれば取り入れたらよいでしょう。こういう作業を通して、発明規程の整備が出来ると思います。

以上の作業で十分かと思いますが、念のため数点留意すべき点を挙げておきます。

各大学の規程を見ていますと、企業と大きく違うのはその意思決定メカニズムです。一般的に企業では発明部門の長及び知的財産部門の長が「よし」と判断すれば、出願のみならずあらゆる手続が直ちに進むこととなります。特に出願にあたっては先願主義であるわが国では出願に一刻を争うこととなります。しかし、大抵の大学では評価委員会や発明委員会の承認がなければ出願が出来ないような規程になっています。委員会を経ても出願に時間を要しない場合はよ

いのですが、承認に長い時間を費やすようではよい仕組みになっているとはいえません。この点を再確認されるとよいでしょう。

- ②学生（大学院生も含む）が発明者になることは大学ではよくあることです。しかしながら大学の発明規程は職員を対象とするいわゆる職務発明規程になっていて、大学と雇用関係にない学生は、特許法35条第1項に定義する従業者には該当しないので、職務発明規程の中で取り扱うことは、難しいと考えられます。学生の発明に関しては、個別の契約を結ぶ規程を作成したり、発明規程の適用を受けることに合意している学生を対象とするなどの工夫が必要と考えられます。

Q

35

大学の知的財産取り扱い部署に最低限必要な人材と人数について教えてください。

A 知的財産取り扱い部署に必要な人材と人数は、研究者の数、専門分野の広がり及び想定される年間の発明件数等によって変わってきますし、また大学がどのようなポリシーで知的財産に取り組むのかという姿勢によっても基本的に変わるので、一概には言えませんが、例えば知的財産管理手続担当者、特許技術者（発明発掘を含む）、知的財産活用の担当者（目利き機能を含む）そして組織をマネジメントする管理者等が挙げられると思います。

特許技術者や知的財産活用の担当者となると専門性が大きく関わってきます。例えばバイオを専門とする人が電子情報分野も担当するのはなかなか難しい可能性があります。

大学の規模が大きく関連発明数も十分あるというなら専門分野別に人を貼り付けることも考えられますし、あるいは単科大学なら、その専門に絞って人を貼り付ける事も可能かもしれません。

一方で発明数が少ないわりに専門分野が広がっている場合等は、費用対効果を考えれば到底分野別に人を貼り付けるなどできませんので、その場合は、最低限必要な人材のみを配置し、必要に応じて外部人材を活用するなどの工夫も必要と思われる。

大切なことは、費用対効果を考えて、発明規模にあった身の丈にあった組織からスタートさせることではないでしょうか。人数を増やすのは、発明規模が大きくなってからでかまわないと考えられます。そのためにも、各大学の大まかな発明の数を把握することから始めるとよいでしょう。そして、その規模に合わせて大学のポリシーに沿って人を配置するということになるでしょう。発明規模を把

握するためには、例えば、研究者にアンケートを行って調べたり、研究者の中から適当にピックアップして面談して調べたりするのがよいでしょう。特に知的財産意識や知識が高くない状況では、研究者自身が自分の研究が発明に結びつく気がついていないケースも多くありますので、普及・啓発の意味も込めて面談を行うのもよいかもしれません。

大学の発明規模の実態が把握できたら、それに合わせて必要な人材を手当したり、外部人材の利用を考えたりするのがよいと思われます。外部人材としては、弁理士、TLOのスタッフ、特許流通アドバイザー等が考えられます。

Q 36

知的財産部門を構築するにあたり、どのように担当者を育てていけばよいのでしょうか。

A 企業では知的財産担当者は少なくとも5年は実務に携わらないと一人前にならないといわれています。その場合でも知的財産担当者は自分の専門領域周辺ぐらいまでしか担当できません。5年の間に経験することは国内外の出願はいうまでも無く、審査・審判過程での種々の手続きや、対応を余儀なくされます。相手は発明者であったり、特許庁であったり、特許無効を主張する第三者であったりします。特許裁判に出くわす事もあります。

出願だけで見ても国内出願だけで少なくとも年間20件は対応するのではないのでしょうか。そういう環境の中で何年もかかって一人前に育っていくのです。数をこなすことで経験により覚えていくことも多いのです。

このような企業の例と比較すると、大学においては、以下のような問題があると考えられます。

企業では専門分野別に人を配置して対応します。大学で専門分野別に人を配置できるかという点が多分限られた大学だけでしょう。ひょっとするとどこの大学もやれないのではないのでしょうか。大学では専門が多岐に亘っているからです。企業では知的財産担当者には高い専門性が求められますので、その職をずっと続けるケースも多いのですが、大学では人事制度等からこのようなことができる大学は少ないのではないかと思います。

企業では研究者は特許を一人年間1件ぐらいは出すところが多いようです。大学ではどうでしょう。いろんなデータを見ていると頑張っている大学で5人に1件ぐらいで、通常は10人に1件ぐらいのところが多いようです。出願件数は企業のように期待できません。

こうしてみると、大学が独自で企業のように、実務経験をさせることによって人材を育てるといったやり方を実行するのは難しいと考えられます。従って、弁理士事務所に協力を求めたり、企業で知的財産業務に専門的に携わった人を大学に招聘したりするなど、実務について経験豊富な外部人材を利用して教育を行うのが現実的ではないかと思えます。

これまでの話は出願担当という視点で述べましたが、技術移転、すなわち権利の活用の観点からいえば、市場性等の目利きという別の難問も存在します。目利きはその分野で生業を立ててきた人でもなかなか難しい課題ですので、TLOのスタッフや特許流通アドバイザーなどといった技術移転の専門家に協力を求めたりといった工夫が重要と考えられます。

Q

37

弁理士の少ない地域で知的財産活動を行う際の留意点を教えてください。

A 例えば大学の知的財産活動における外部人材の主な役割としては、次の様なことが期待できます。

発明の発掘活動

出願支援としての明細書作成（弁理士）

特許庁への出願等手続（弁理士）

審査請求以降の権利化のための中間処理業務（弁理士）

専門的視点に立った先行技術調査

大学の評価委員としての役割（特許性判断など）

大学の発明委員としての役割（知的財産政策立案のためのアドバイザー）

係争発生時の対応支援（弁護士・弁理士）

大学では対応しなければならない分野が多岐に亘っている上、発明件数もそれほど多くないので、外部人材の協力を仰ぐことが必要になると思われます。知的財産に詳しい人材となると、まず弁理士が考えられますが、弁理士は大都市に集中しているため、地方では弁理士が少なく、不便を感じることは否めません。

、 は発明者と弁理士が直接会って行う方が効率的で内容の充実したものに繋がるでしょう。そのためには東京なり関西の弁理士事務所等と顧問契約など業務提携をして必要に応じて大学を訪問してもらうのがよいでしょう。弁理士事務所の選定には自校の専門分野をカバーできるようなところを選ぶことがよいでしょう。そうすれば必然的にその事務所を多く使うことになりしますので、信頼関係も出来てくるでしょうし、費用・サービスに対するバーゲニングパワーも出てきます。大学に派遣される時に最も適任の人を選んで派遣してもらえるようにもな

ります。

③、④、⑤も弁理士事務所の起用が考えられますが弁理士の起用に当たっては大学として知的財産管理のできる人を育て、緊張感を持って弁理士事務所と付き合い合うようにしましょう。

大学が⑥や⑦にも弁理士を使うことを考える場合は①、②の仕事とあわせて大学に来てもらえるよう学内で調整して、効率的に進めることが考えられます。

またそういう関係ができると研究者が東京などに出張の機会を利用して弁理士事務所に直接行ってもらうこともよいでしょう。

⑧についてはケースバイケースで考えるべきで、必ずしもいつも起用している弁理士がよいとは限りません。例えば弁理士が出願を扱った特許で侵害事件が起こった際には、通常の場合はその特許性も争われます。自分が扱った案件はどうしても守りの姿勢が出て客観性に欠ける判断になることも懸念されます。そういう事態を避けるため別の弁理士を使う方が客観的な判断が得られ、よい場合もあるのです。係争事件には細心の注意が必要です。

できれば起用する弁理士事務所は2箇所は必要でしょう。一箇所に頼っているとその事務所の癖を当たり前のもののように思ってしまうからです。サービス、費用、仕事の質等を比較できるようにしておくことも大切です。二箇所目は必ずしも自校の専門とする分野全てをカバーできる必要はないでしょう。小さくても優秀な弁理士事務所を選ぶことも一案です。

Q

38

大学内の知的財産活動における教員と職員の役割分担をどのように考えたらよいのでしょうか。

A

大学の知的財産本部の役割には次のようなものがあります。

- ・ 知的財産戦略の立案と実施
- ・ 知的財産の創出・管理・活用
- ・ 人材の育成・啓発活動
- ・ 産学連携・インキュベーション
- ・ 利益相反・責務相反問題の取り組み

などです。おおよそどの大学でもこのような課題への取り組みをおこなっています。

一方、産学連携がうまく行われているといわれるアメリカのMITでは成功のキーファクターに次のようなものを挙げています。技術の質、熱意が有り、かつ産学連携に協力的な発明者の存在、産学連携に係わる業務経験が有り、技術的な知見を持っており、また経営感覚に優れた企業経験を持つスタッフの存在、

明確な方針を持ち、スピーディかつ効果的な手続きが出来ること、各種制度にフレキシビリティがあること、変化の激しい環境に対して適応力があること。メリーランド州立大では リスクを負うキーパーソンがいるかどうか、中小企業とのコンタクト、大学の教員の人格によって円滑な技術移転ができるかが決まる、学長や副学長などのトップの宣言を伴う強いリーダーシップ（文化変革）などを挙げています。

言い換えると、教員に関しては 技術の質の良さ、熱意がありかつ産学連携に協力的な発明者が存在すること、大学の教員の人格によって円滑な技術移転ができるかが決まるのだという意識、学長や副学長などのトップの宣言

を伴う強いリーダーシップ（文化変革）などが、職員に関しては④明確な方針を持ち、スピーディかつ効果的な手続きが出来ること、⑤各種制度にはフレキシビリティがあるようにすること、⑥変化の激しい環境に対して適応力があること⑦リスクを負うキーパーソンがいるかどうか、また産学官連携コーディネーターには③産学連携に係わる業務経験があり、技術的な知見を持っており、また経営感覚に優れた企業経験を持つスタッフであること、⑧中小企業とのコンタクトが十分にできることなどが求められているのです。

実際のところ職員の役割は知的財産政策の立案・実施にあたって仕掛け人となり、一人よがりになることなく、教員の知恵を借りて協力していくことでしょう。利益相反や責務相反問題にしても、産学連携に巻き込まれて初めて分かる問題、避けて通れない問題に教員が遭遇することになるでしょう。そこには外部からは見えない問題もあるでしょうから、そのような問題に対処するためにも協力していくことが必要です。その結果、お互いの問題意識が高まりおのずとお互いの役割が見えてくるでしょう。その他の課題についても同じことが言えるでしょう。

Q

39

どのように出願関係予算を計上すればよいのでしょうか。また知的財産部門の採算性についてはどのように考えればよいのでしょうか。

A 企業の場合を考えて見ますと、企業では主に自社の事業の拡大を目指し自社の事業周辺の研究を中心に行っています。自社の事業の周辺分野でありますので、ユーザーニーズも良く見えることもあり、研究開発や事業化に対するリスクも比較的小さいといえますが、他方で、折角開発した製品が売れないという事がないようにしなければなりません。

企業の場合は、このようにユーザーのニーズを満たすべく開発し、特許を取得するので、特許は事業に有効に機能し得ることになります。それでも取得した特許のうち30%ぐらいしか、自社の製品や製造技術等に活用されていないのが実情のようです。出願ベースでいうと出願はしたものの審査を受けずに放置するものも半数程度にのぼります。事業周辺でかつユーザーニーズのかなりはっきりした分野の開発でもこの程度です。

そう考えると、大学の研究者による発明も活用されるものは一部であると考えた方がよいでしょう。さらに、大学は権利を取得しても自ら製品を作るわけではないので、採算性についてはかなり厳しいものにならざるを得ません。従って、闇雲に特許出願を行うのではなく、戦略性をもって知的財産活動を行う必要があります。

大学に求められているのは、産業の新しい芽になるような基礎的な研究です。そういう研究の成果に絞って出願して行けば、自ずと大学の出願件数も絞られてくるのではないのでしょうか。

予算は基本的に大学の発明規模に関係すると思われれます。発明規模は大学の発明に繋がる研究者は何人ぐらいいるのか、想定される年間の発明数はどれぐらい

あるのかということなどに関係します。大学の発明規模を知るには教員に対するアンケートで知る方法とか、研究者を適当にピックアップして面談して調べてみる方法、あるいは研究者全員への面談が可能なら全員に対して面談して調べる方法などで推定するのが良いでしょう。知的財産意識や知識の高くない状況では研究者自身が自分の研究が発明に結びつくと気がついていないケースも多いですので面談する方法をお勧めします。

発明規模が明らかになれば弁理士事務所と相談して1件あたりの出願処理費用の大枠を決めて年間の出願予算を決めれば良いでしょう。審査請求以降の費用については審査請求をするのに3年の猶予がありますので、その間にその発明のマーケティングをしてライセンスの可能性を探ることです。可能性があれば審査請求を行えばよいし、そうでなければ放置すればよいでしょう。当面は出願費用を確保し、次年度以降マーケティングの状況を見ながら審査請求以降の予算を立てていけばと考えます。

ライセンス収入が得られない限り運用コストが掛かるばかりですので、収支に期待することは禁物です。むしろ、知的財産にかかる経費は、研究の充実に不可欠な経費ととらえるべきだと思います。2002年に出された知的財産戦略大綱には「科学研究費補助金その他の公募型研究費について公募制度の様式に申請者の特許取得内容を記入する欄を設ける等研究課題の採択において知的財産の創造を評価の参考とする」とあります。大学の研究政策全体で見たときこの点も考慮に入れておくべきでしょう。

第6章

特許ライセンス活動・ライセンス契約

Intellectual Property

【ロイヤルティの配分】

Q40 日本の大学におけるロイヤルティの配分例を教えてください。

【知的財産係争】

Q41 大学の知的財産係争としてどういうケースが考えられるのでしょうか。また係争に巻き込まれないようにするにはどうすればよいのでしょうか。

Q42 大学の知的財産係争事例があれば紹介してください。

Q43 第三者が大学の特許を侵害していると想定される場合、どのように対処したらよいのでしょうか。

Q 40

日本の大学におけるロイヤルティ配分例を教えてください。

A 旧国立大学の例として京都大学、私立総合大学の例として早稲田大学、公立大学の例として大阪府立大学、私立単科大学の例として大阪工業大学のケースについて紹介します。

- ①京都大学の場合は同学の知的財産ポリシーによると下表-1のように実施補償による特許収入配分指針が示されています。発明者と部局と大学で配分されるようになっています。 (京都大学のホームページより)

表-1

収入実績	200万円未満の部分	200～5000万未満の部分	5000万円以上の部分
発明者	20%	35%	50%
部局 (配分は部局に委ねる)	30%	25%	20%
大学 (知的財産部管理)	50%	40%	30%

- ②早稲田大学では発明者と大学で配分されます。その配分基準は対価収入から管理費 (15%) と出願・権利維持等の諸経費等とを控除した後、表-2のような配分基準が適用されるようです。(W.T.L.O. の早稲田大学職務発明規程に関するQ&Aより引用)

表—2

控除後の額	200万円以下 の場合	200万円を超え 1000万円以下の場合	1000万円を 超える場合
発明者	70%	50%	40%
大学	30%	50%	60%

- ③大阪府立大学では、知的財産取扱規程によると知的財産権に係る発明の実施を許諾して実施料を得たときは、その収入の百分の三十に相当する額を、また当該知的財産権を売却した時は、その代金の百分の三十に相当する額を発明者に支払うとあります。尚、発明者に支払った後の残額の取り扱いについては実施補償金の規定である15条からはうかがい知れません。

(大阪府立大学のホームページより)

- ④大阪工業大学の場合は産業技術総合研究所と同じ基準を採用しているようです。ちなみに同研究所の場合は次のようになっているようです。(2004年3月5日開催の同大学の知的財産セミナー資料による)

*100万円以下の時は50パーセント支払う

*100万円を超える収入の時は、25% (超えた額) + 50万円支払う

以上のように大学で夫々自学にあった取り決めがされているようです。

Q 41

大学の知的財産係争としてどういうケースが考えられるのでしょうか。また係争に巻き込まれないようにするにはどうすればよいのでしょうか。

A 大学自身で発明を利用して事業を行うことはあまり考えられませんので、ここでは大学が実施許諾をしたり権利譲渡をした場合について考えてみましょう。

①特許された発明はすべてなんらの制約もなく実施できるものと思われがちですが必ずしも実施できるとは限らないのです。そんな馬鹿なと思われる方もおられるでしょう。

特許法第72条には他人の特許発明等を利用するとして、または抵触するとして、他人から実施許諾を受けなければ実施することのできない発明について規定されています。これらの発明は利用発明とか選択発明とか言われています。たとえばステンレスパイプを骨組みとするロックングチェアを発明して特許を取ったとします。しかし第三者がステンレスパイプを骨組みとするイスの特許を持っていたとすると、このロックングチェアもステンレスパイプを骨組みとするイスに変わりありませんのでこの発明を実施すると第三者の特許を侵害することになります。

発明を実施するのは大学が実施許諾したり権利譲渡した企業ですから、侵害の可能性があるのは企業ということになります。大学が企業に実施許諾なり権利譲渡した時にその契約にどう書かれていたかによっては、企業が大学にその補償を求めてくるのが考えられます。従って、契約時点で第三者の特許と抵

触関係に無いことを保証することは避けるべきです。もちろん、契約にあたって、大学側も企業側も抵触する第三者の特許が無いかどうかを調べるのが重要です。それでも後に調査漏れがあったことがわかる場合があります。万全な調査というのは難しいからです。契約には保証しない旨を明確にして、その代わりに先行技術調査に関して誠意を尽くして行った旨の一文を入れることをお勧めします。

- ②企業に実施許諾や権利譲渡した後、この権利が存続することを「よし」としない第三者から権利の無効を求めて特許庁に無効審判などを請求する場合があります。実施許諾をしている場合はその対抗措置を大学側でやらねばなりません。また権利譲渡をした場合は企業でやることになります。先にも書きましたが万全な調査には限界がありますので、場合によっては調査で見つからなかったものの中でこの権利を無効にする強力な証拠を第三者が見つかり、それを提示してくることがあります。企業がその発明を用いて事業を進めている場合などは大変な事態に追い込まれることになります。こういう場合を想定して特許の有効性保証を契約に織り込むことは避けるべきです。契約には保証しない旨を明確にした上で対抗措置に関して、実施許諾をしている場合は大学が誠意をもって行う旨を、また権利譲渡している場合は誠意を持って企業に協力する旨の一文を入れたりするのが良いでしょう。

- ③大学の権利を侵害される場合も知財係争になります。この場合は大学が攻める側になります。Q43でお答えします。

Q 42

大学の知的財産係争事例があれば紹介してください。

A 1) 日本の会社がアメリカの大学から訴えられたケースがあります。

ゲーム機に用いられているエモーションエンジンのチップ製造技術に関する特許を侵害したとしてS社とT社および関連企業を対象とした訴訟が起こされました。

原告は米W大学の特許管理団体で、S社やT社に対して両社が共同開発・生産しているエモーションエンジンの製造中止と共に、ロイヤルティ、損害金などの支払いを求めています。なお、ゲーム機は世界中で累計**6000**万台以上販売されているそうです。S社とT社はこれまでのところライセンスの取得を拒んでいると報じられており今後の成り行きが気になるところです。

2) アメリカの大学が絡んだケース「プラグイン特許訴訟」

米連邦地裁がM社に**5億2100**万ドルを原告のC大学とE社に支払うよう命じた衝撃的な事件であり、インターネット業界に激震を走らせた事件でもあります。

E社はC大学からスピノフした企業で取り扱い製品もなく特許数件を保有するだけの企業だそうです。対象となった特許は、同社の創業者がC大学に勤務中、同僚の研究者と共同開発したものです。同特許は、ウェブブラウザがプラグインアプリケーションを動かす手法に関するもので、裁判所は該当する**3億5400**万ドルもの支払いを認めています。

その後、米特許商標局の予備事実認定は特許が誤って認められた可能性があるとしたのに対し、C大学とE社側は反論する文書を同局に提出しました。

一方M社は米巡回高等裁判所に上告を行っています。

3) 日本においては大学絡みで著作権での争いが見られます。

1. 「東京高裁平成12（ネ）4816著作権 民事訴訟事件」

著作者である元W大学の教授から著作権を承継した遺族が著作物を掲載した書籍、雑誌を被告が発行したことに對して、右書籍、雑誌の発行の差止め、廃棄、損害賠償等を求めた事件において、裁判の争点の一つに法人帰属か否かが争われたケースです。著作物が法人の発意でなされていなかったとして法人帰属が認められませんでした。

2. 「東京高裁平成13（ネ）542 著作権 民事訴訟事件」

本件は、K大学医学部の解剖学担当の元教授が、『自身の執筆した解剖実習の基本書である「解剖実習の手引き」の内容を模倣した文書を後任の教授が発行して学生に頒布した』として、文書の発行・頒布の中止、及び、当該文書に係るフロッピーディスク等の記憶媒体からの模倣部分の消去、並びに、損害の賠償を求めたケースです。この場合は、訴えは認められませんでした。本件は先生方が他人の執筆したものを教材とするとき参考になる判決だと思えます

Q 43

第三者が大学の特許を侵害していると想定される場合、どのように対処したらよいのでしょうか？

A 第三者が大学の特許を侵害していると想定される場合、最初にすべきことはその第三者による実施態様を特定することです。実施品があればそれを入手し分析して、自学の権利を本当に侵害しているかどうかを明らかにすることです。入手が困難な場合は実施品のカタログとか技術資料を手に入れ、侵害している証拠を固めねばなりません。証拠となりそうな資料が集まってきたら、侵害しているかどうかの判断をすることになりますが、その前に自学の特許発明と近い先行技術を今一度調査して、特許の権利範囲を見直しておく必要があります。先行技術次第では自学の特許が無効になったり、権利範囲が狭く解釈されたりすることがあるからです。審査済みではないかと云われるかも知れませんが特許庁の審査の過程で必ずしもすべての先行技術が抽出され審査に活かされたとは言いきれないからです。気になる先行技術が出てきた時は専門家の判断を仰ぎ、自学の権利範囲を見直しておく必要があるのです。

証拠となりそうな資料が集まり、権利範囲の見直しが終われば特許に強い弁護士か、訴訟経験のある弁理士に、実施品の侵害の有無を判断してもらうことになります。

①侵害していると判断された場合、その旨手紙で相手側に通知することになります。その場合には、弁護士を代理人として通知するのが良いでしょう。大学で実施する予定が無い場合は、実施許諾の用意があることをその手紙で述べておけば、相手側もガードが下がって話し合いに応じやすくなることが考えられます。手紙を受け取った相手側は実際に侵害している場合は、製造や販売を差し止めされることを最も嫌うからです。

②侵害しているかどうか判断しかねる場合もあります。こういう場合は「本学は〇〇〇の特許を保有しているので、興味があるようなら話し合う用意があります」というような形で、大学の代表者名で手紙を出すのがいいでしょう。その際特許公報を一緒に送っておくのが親切でよいでしょう。侵害している場合は話に乗ってくるのが予想されます。話に乗ってこない場合は監視を続け証拠を固めるように努めましょう。

ご存知のように発明のカテゴリーは物の発明、方法の発明、物を生産する方法の発明に大別できます。物の発明の場合は先に述べたように実施品という確かな証拠をうる事ができますが、方法の発明や物を生産する方法の発明では相手側がその方法を使ったかどうか分からない場合の方が多いといっておきましょう。工場の中でその方法が使われていても、使われたということを立証することは並大抵ではありません。

方法の発明で侵害している蓋然性が極めて高いと判断できる場合は訴訟を起こし、被告側に被告の実施態様の特定のための文書提出命令を裁判所に申立てることもできます（特105条）。しかし正当な理由があれば提出を拒むことができますので決め手にはならない可能性があることに留意しておきましょう。

③したがって方法の発明や物を生産する方法の発明の場合で侵害を立証できない場合は、先の②と同じような方法をとるのが良いでしょう。

権利行使はいずれにしても高い専門性が求められるので弁護士や弁理士に早めに相談して進めることをお勧めします。

第7章

TLO（技術移転機関）

Intellectual Property

【TLOの役割】

- Q44 知的財産本部とTLOの役割分担の具体例について教えてください。
- Q45 大学に知的財産本部が設立されると、地域共同研究センターとの役割分担はどのようなのでしょうか。

【技術移転】

- Q46 技術移転を進めるにあたり、ポイントとなることを教えてください。
- Q47 技術移転に関する実績や事例を教えてください。
- Q48 技術移転に関わる担当者などの守秘義務と情報漏洩の防止策はどうしたら良いでしょうか。
- Q49 外国企業に実施許諾する際の留意点は、何でしょうか。

【その他】

- Q50 大学の研究成果を企業等に紹介する方法や技術移転先を調査する方法、その有効性について教えてください。
- Q51 発明について、その事業性を評価する手法について教えてください。
- Q52 知的財産権の信託化などの動きがありますが、この際の知的財産評価はどのようにおこなうのですか。

Q

44

知的財産本部とTLOの役割分担の具体例について教えてください。

A TLOといっても幾つかの形態があります。大学内部に設置された内部TLO、大学外部に設置された外部TLO、複数の大学等によって設立されている外部TLO（広域型）があります。どの形態のTLOか、またTLOの中で中心となる大学かどこか等によって役割分担も変わってくる可能性があります。最近、大学に知的財産本部が設立されてきていますが、このような動きに伴い、TLOの果たす役割も変化してきています。

以下に幾つかの大学における具体例を紹介します。

1) 早稲田大学（内部TLO）

知的財産本部が全学の知的財産戦略を企画・推進し、TLOの母体である産学官研究推進センターおよびインキュベーション推進室が、知的財産本部にて企画・立案された戦略を具体的に遂行する等、知的財産本部とTLOとが、知的財産の創造、保護、活用までの知的創造サイクルの推進を一体的に進めています。

2) 山口大学（外部TLO）

技術移転先が確定している場合は、大学が承継した発明等の出願、審査請求、技術移転契約の一連の業務をTLOに業務委託し、移転先が確定していない場合は、知的財産本部で発明等の審査の後、出願し、出願後の技術移転関連業務に関しては(有)山口TLOに委託しています。

3) 立命館大学（外部TLO（広域型））

知的財産本部が「発明の創出・発掘～出願・権利化」を担当し、技術移転関連業務は、関西TLO(株)に委託しています。

4) 名古屋大学（外部TLO（広域型））

知的財産部が特許出願、権利維持など発明の保護を重点的に担当し、ライセンスや契約交渉等のノウハウを保有している中部TLO（名古屋大学が中心となって名古屋産業科学研究所の一機関として設立）がマーケティング（市場情報収集、交渉、ライセンス・権利譲渡契約など）等を重点的に担当しています。また、TLOが特許出願を希望する場合や、知的財産部がマーケティング活動をする場合もあり、個別案件毎に最良の役割分担を選択することとしています。

5) 徳島大学（外部TLO（広域型））

知的財産本部が積極的な知的財産の発掘・権利化を図り、学内に常駐する四国TLO職員が知的財産本部の情報を基に、技術移転及び事業化支援（大学発ベンチャーの経営・資金支援）の中心的役割を受け持っています。

上記のように、大学により様々で統一的な役割分担はありませんが、産学連携や知的財産方針の策定、出願の可否やライセンス条件の決定等、所謂、意思決定は知的財産本部の役割で、技術移転等の役割はTLOというのが一般的であります。

役割分担等の詳細は、発明規模や知的財産本部とTLOの要員規模・経験・能力等によってケースバイケースで柔軟に検討されるべきでしょう。

参照：「平成15年度大学知的財産本部整備事業採択機関の事業概要
（平成15年6月文部科学省研究振興局取りまとめ）」

Q

45

知的財産本部と地域共同研究センターとの役割分担はどうなるのでしょうか。

A 地域共同研究センターの役割は、一般に、

- 1) 民間機関等との共同研究及び受託研究
- 2) 民間機関等に対する学術情報の提供
- 3) 民間機関等に対する研究成果の技術移転
- 4) 学内及び他大学との共同研究及び連携
- 5) 民間機関等からの科学・技術相談
- 6) 民間機関等の技術者に対する技術教育及び研修
- 7) 地域に係わる学術研究調査の実施

等と考えられます。民間企業との共同研究、受託研究では、成果として知的財産が生じてくることから、従来は地域共同研究センターが知的財産関連業務を扱っているケースも多かったようです。現在、多くの大学に知的財産本部が設置され、知的財産関連業務に関しては、この知的財産本部が取り扱うことが多いと考えられますが、個々の案件においては、地域共同研究センターの役割、知的財産本部の役割という線引きが出来なくなってくる、あるいは区別すべきでないことが生じてくることも予想されます。従って、お互いに協力しあって、大学研究の推進、それから生み出される成果の知的財産権化、成果の移転による大学経営の発展に寄与するという目的を達成できるような風土作りが大切であるとの共通認識を持つことが重要です。

Q 46

技術移転を進めるにあたり、ポイントとなることを教えてください。

A 全承認 TLO が平成 16 年 3 月末までに出席した特許出願件数の累計は 5058 件であり、その内ロイヤルティ収入があった件数は 833 件（注1）であることからわかるように、もともと大学から生じた研究成果の技術移転は、たやすいことではないことを認識しておくことが必要です。技術移転を進めるには、次に示すような点に留意してオーソドックスな取組が必要と思われます。

移転対象技術について、社会や企業のニーズがあるのか？

特許等できちんと保護されているか？

事業性があるか？（事業性の評価については、Q51を参照ください。）

知的財産本部で技術移転を行おうとする場合あるいは専門家（TLO など）に委託する場合のいずれにおいても、まず対象となる企業（ライセンサー）などを把握することが必要です。ライセンサー候補を選定する情報源は、研究者、特許、市場です。研究者は、共同研究、論文、学会活動等で、関連する企業情報を数多くもっています。特許情報を検索すると関連する分野で研究活動を行っている企業を把握することもできます。また展示会などへの出展も有効な手段です。特許流通フェアなどの展示会においてブースに来た方々は有力なライセンサー候補者です。その中から関係のありそうな人には後に、連絡をとる、あるいはダイレクトメールを送付すること等が大切です（Q50を参照ください）。

対象となる候補企業がありましたら、対象技術を企業に持ち込みその判断にゆだねるのも一つの方法です。その分野で事業を行っている企業が最も市場を熟知していますし、それらの企業は、それなりの判断基準をもっています。その際、対象企業の誰に接触するかも重要な要素です。大企業であれば、一般に研究部門

より企画部門がよさそうです。中小企業であれば、経営者層ですが、その際には、その技術により、企業がどのような優位性をもてるか、将来の事業にどのように活かせるかという視点が重要です。

技術移転を進める上で重要な点は、ライセンシーを見つけるだけでなく、最終のユーザーを意識することです。ユーザーがあれば、ライセンシーを見つけ、ライセンスに結びつけることは比較的容易になります。その際には、特許流通アドバイザー等の専門家の利用も考慮すべきです。

また研究者が産学連携に熱心であることも重要です。一般には、実施許諾先に特許明細書や技術説明資料を渡したら終わりではなく、技術指導や共同研究を通じて、技術の改良やノウハウの移転を行う必要があり、企業との長期間の付き合いになります。このとき、研究者が熱心にちゃんとサポートしてくれるかどうか、技術移転が成功するかどうか大きく影響します。

（注1）...経済産業省 大学連携推進課発行の2004年度版「TLOのご案内」より

Q 47

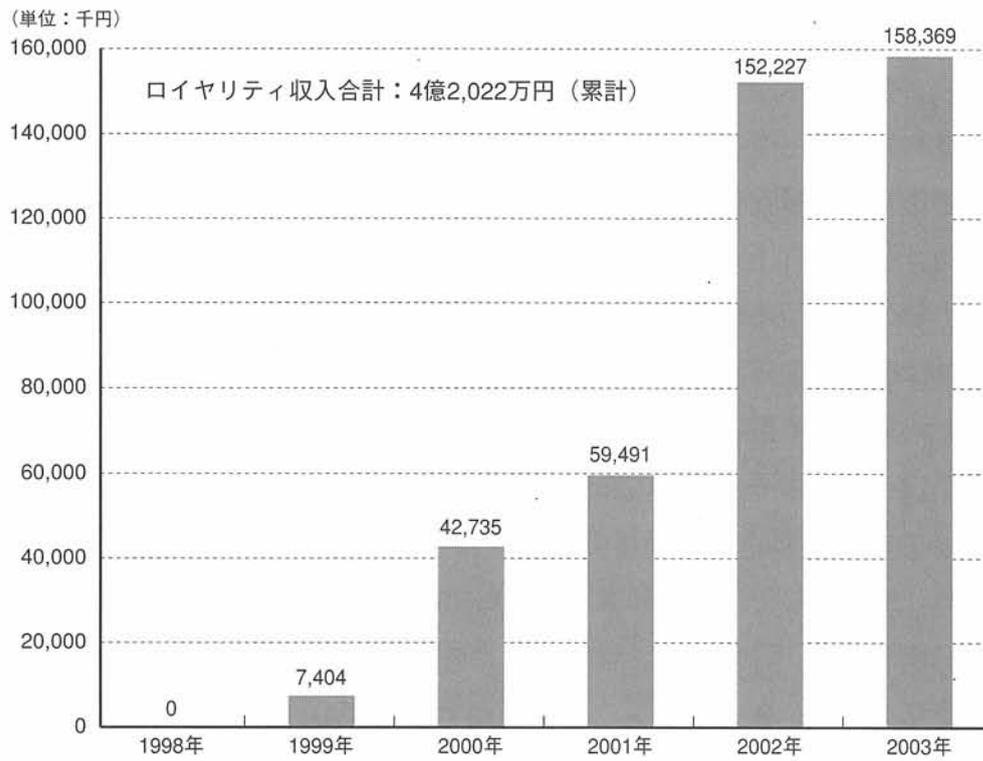
技術移転に関する実績や事例を教えてください。

A 主な大学では承認 TLOを通してライセンス活動をしています。承認 TLOの実績例を下表に示しましたので参考にしてください。また、承認 TLOである株式会社東京大学 TLOの年度ごとのロイヤリティ収入の推移をグラフに示しましたので参考にしてください。

承認 TLOの技術移転等実績例（平成16年3月末現在）

TLO名	承認年月日	関連大学	実施許諾件数 (オプション契約含)	左のうちロイヤリティ等収入のあった件数
(株)東京大学 TLO (CASTI)	H10.12.4	東京大学	184	170
日本大学産学連携知財センター	H10.12.4	日本大学	80	42
理工学振興会	H11.8.26	東京工業大学	93	64
慶應義塾大学知的資産センター	H11.8.26	慶應義塾大学	100	72
(有)山口ティー・エル・オー	H11.12.9	山口大学	39	25
(株)産学連携機構九州	H12.4.19	九州大学	34	25
学校法人 東京電機大学	H12.6.14	東京電機大学	3	2
学校法人 明治大学知的資産センター	H13.4.25	明治大学	8	3
生産技術研究奨励会	H13.8.30	東京大学技術研究所	28	13
農工大ティー・エル・オー(株)	H13.12.10	東京農工大	15	13
(株)キャンパスクリエイト	H.15.2.19	電気通信大学	6	7

全承認 TLOのロイヤリティ等収入の総額 1,392,998千円
(経済産業省大学連携推進課発行の2004年度版「TLOのご案内」より抜粋)



(株式会社東京大学TLOのホームページより)

Q

48

技術移転に関わる担当者などの守秘義務と情報漏洩の防止策はどうしたら良いでしょうか。

A 大学や内部 TLO の職員は就業規則やサービス規程等で守秘義務を負っています。外部 TLO の職員や経済産業省から派遣されている特許流通アドバイザー、文部科学省から派遣されている産学官連携コーディネーターも大学職員同様に就業規則やサービス規程等で守秘義務を負っていますが、個々に確認しておくべきでしょう。アルバイトのように非常勤で TLO 等に関する者については必ずしもその様な規則や規程が徹底されていない場合が多いようです。いずれにしても、まずは個々の関係者ごとに実態を確認し、不十分な場合には、秘密保持に関する契約（覚書、念書等）を結ぶべきでしょう。

また、コーディネーター等の関係者や相手先企業等に如何に秘密の保持を徹底したとしても、大学や TLO 自体の秘密情報の管理状態が甘ければ、そこから情報が漏れ、結果としてその情報は法的にも秘密情報として守られない情報となってしまうので、この点も注意が必要です。情報漏洩の防止策の基本は、次のとおりです。

- 1) 秘密の技術情報を他社に開示することはなるべく避けること。
- 2) 開示する必要がある場合には、事前に秘密保持契約を締結すること。
- 3) 開示前に特許出願をしておくこと。

更には、資料の管理システムを確立する、ドアを施錠管理する、機密情報へのアクセス者を制限する、不要な資料コピーは作成しない、資料は裁断廃棄する、等の物理的な防止策も必要です。また、この種の業務には人間が介在し情報漏洩の危険性も常にありますので、関係者に対する日常的な意識付けも必要ではないでしょうか。

また、大学特有の課題としては、先生方の秘密保持に関する意識が低いこと、秘密保持義務を持たない学生がいること等があります。これらを踏まえて「大学における営業秘密管理指針作成のためのガイドライン」(巻末に添付)が平成16年4月に経済産業省大学連携推進課から公表されています。このガイドラインには大学の教職員、学生が気をつけるべき事が、具体例によりわかりやすく説明されていますので参照ください。そしてこの中には、不正競争防止法によって「営業秘密」として保護されるために必要な要件が次のとおり記載されています。

秘密として管理されていること（秘密管理性）

生産方法、販売方法その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であること（有用性）

公然と知られていないこと（非公知性）

「秘密管理性」については、単に「関係者外秘」等の朱印を書類に押しているだけでは不十分です。秘密管理がなされているというためには、当該情報が秘密であることを明らかにした上で、鍵がかかった部屋等に保管し、接触できる者を一定の役職や研究等に携わっている者に限定し、接触できる者とその情報について秘密保持契約を結んでいるなどの措置が必要です。「有用性」については、該当する情報として製造方法、実験結果などが挙げられますが、有用でないものについては不正競争防止法としては保護の必要がないため保護されません。「非公知性」については、誰でも知りうる公知の事実について「秘密」として保護する必要性がありませんので、非公知性が要件となります。

Q 49

外国企業に実施許諾する際の留意点は、何でしょうか。

A 外国企業が相手の場合であっても、基本的には国内企業と違いはありません。実施許諾の際の全般的な留意事項は次のとおりです。

1) 契約対象製品の特定

契約特許を利用または応用して生産できる製品は一種類とは限りません。契約製品は契約相手方が作ろうとする製品に特定することが望ましいのです。

2) 契約対象特許の限定には細心の注意

大学が契約締結以後に発明する改良特許や関連特許も契約対象とするように要求されることがあります。しかしこれらの特許の価値は契約時点では不明であるため、このような将来生まれるであろう特許について契約当初からライセンス許諾の約束をすることは大学の利益を損なう可能性もあります。

3) 対応する外国特許を契約特許に入れるか慎重に検討

外国特許は当該国で契約対象製品の販売または製造を行うときに有効です。日本の契約相手先が当該国でビジネスを行うことが不明である場合や現地の会社がライセンス申し込みをしてくる場合に備えて、慎重な検討が必要です。

4) 専用実施権（独占権）付与には検討が必要

大学は製品を作らないからといって、相手方の実力を信じて独占的な専用実施権を付与しがちですが、十分な検討が必要です。

5) 適切なロイヤルティの条件設定

通常のランニングロイヤルティのほかに契約時点で要求するイニシャルロイヤルティや一括払いロイヤルティ、年間の最低支払金を約束するミニマムロイヤルティの考え方もあります。契約対象特許の価値、契約製品の市場規模、

契約相手先の実力などを勘案してロイヤルティ条件を適切に設定することが大切です。

6) 契約期間の検討

種々の事態が想定されますので、契約期間は例えば5年あるいは10年としてその後契約更改を協議すること、とするのが望ましいと思われます。

次に外国企業への実施許諾における特有の留意事項としては次の事項が考えられます。

言語の問題

交渉時の言語、契約書に使用する言語、技術移転（伝達）時の使用言語の問題があります。通常英語を使用することが多いのですが、微妙な解釈の問題も生じてくることもありますので、過信は禁物です。費用は嵩みますが専門家を起用した方が無難です。

準拠法の問題

紛争が生じたとき、日本法で解釈するのか、相手先の国の法律で解釈するのか等についての問題で、通常は契約書において準拠法を定めることとなります。

当該国特有の法律、その他経済環境等の確認

例えば、製造物責任、特許侵害、税金等に関する特異な法律等の有無、内容確認が必要です。また転職が多い国では移転技術についての秘密保持が困難な場合もあります。いずれにしましても、外国企業との契約においては、やはり当該国の事情に詳しい専門家の起用が必要と思われます。

Q 50

大学の研究成果を企業等に紹介する方法や技術移転先を調査する方法、その有効性について教えてください。

A 研究成果（シーズ）の紹介方法や技術移転先の調査方法としては下記のような手段があります。

1) 各種の展示会が開催されており、これらに積極的に出展することです。大学の成果紹介ということで出展費用が免除される等の優遇措置がなされる場合が多く、安い費用で参加することができます。全国規模のもの、北海道や九州など地方で開催されるもの、また技術内容をしぼったもの、あるいは特許流通フェアのように特許に焦点を当てたフェアなどが用意されています。これらの展示会に適した研究成果を出展すれば、その技術を必要とする業界の方々とコンタクトすることができます。

これらの展示会には、特許流通アドバイザーや産学官連携コーディネーターなどの特許流通の専門家が多数参加されますので、成果紹介のネットワークを拡げる良い機会となります。

2) 主に地元企業を対象に、大学が主体となって成果紹介の機会を設けるのも有効です。その際、ITや医療・健康産業、化学関係、土木・建設関連など研究内容を絞った形で開催すれば、その業界の方々に参集いただけます。成果内容を変えながら定期的を開催すること、また県や市町村の協力を得ることも重要です。

3) 大学のホームページ等に掲載する。

4) TLOなどの外部機関や特許流通アドバイザーや産学官連携コーディネーターの方々に情報を流し、保有しているネットワークを利用して成果情報を発信する。

5) 独立行政法人工業所有権総合情報館が開いている特許流通データベース等の公共のデータベースに登録(無料)する。

以上に述べた方法は、あくまで大学の研究成果(シーズ)と企業等におけるニーズの出会いの場を提供するものであり、紹介や調査という観点からはそれぞれに有効な手段であります。しかしながら、それらが最終的に技術移転に結びつくか否かは、あくまでその研究成果(シーズ)が企業等技術移転を受ける側のニーズにマッチするか否かが大きなポイントとなりますので、この点留意が必要と思われれます。

Q 51

発明について、その事業性を評価する手法について教えてください。

A 事業性評価に関しては、特許庁で作成した特許評価指標（試案）の項目として事業性評価の考え方が公開されていますので以下に紹介します。これは、事業性評価の考え方の基本となるもので、大変参考になると思われます。各事業性評価指標は、事業主体、事業内容等により、自ずとその重要性は異なりますので、一項目だけの評価によって事業性が評価される場合もありえます。評価する際には、評価すべき対象、状況に応じて各項目の重み付けをする、あるいは項目の取捨選択等が必要です。

1) 発明の事業化可能性

実施許諾や譲渡を希望するものが想定している事業において、当該発明を活用することの有効性を評価する。具体的には、発明が与える利益を評価できるユーザーの明確さやその有効性、現実的な事業実施の可能性等について評価する。

発明が与えるベネフィットは明確か

発明のベネフィットを享受できるユーザーを想定できるか

その発明を利用した製品は妥当な価格で製造可能か

製品の販売ルートが想定可能か

その製品の販売には法的な許認可等が必要か、その許認可はどの程度持続するのか

事業化にあたり、その他必要とされる第三者の特許があるか

製品における当該発明の寄与度はどの程度か

発明に対する代替技術が開発される可能性はあるか

競合品や代替製品の出現は想定できるか

侵害品（模倣品）の発見は容易か

2) 事業化による収益性

実施許諾や譲渡を希望するものが想定している事業は、そのものが期待する収益を得ることができるかどうかを評価する。具体的には想定できるマーケットシェアや収益期待額について評価する。

市場規模はどの程度か

どの程度のマーケットシェア獲得が期待できるか

どの程度の期間で目標とするマーケットシェアを達成できるか

その製品の市場における寿命はどの程度か

当該特許権によって創出される価値に対して、顧客は代償をいくら支払うか
絶対的な収益期待額は事業的に魅力のあるものか

上記の評価を行う際には、評価の前提となる各種の情報を下記の方法等により、できるだけきちんと調査、把握することが必要です。

インターネット検索やデータベース検索を利用した調査

コンサルタントや業界関係者への問い合わせ人的ネットワークを活用した調査

その他、発明者からの情報、文献調査、等が利用できます。また市場規模は、工業統計の製品出荷額などが利用できます。

Q 52

知的財産権の信託化などの動きがありますが、この際の知的財産評価はどのようにおこなうのですか。

A 2003年1月30日に産業構造審議会知的財産政策部会から「知的財産の信託化に関する緊急提言(案)」が提出されました。この提言では、知的財産の円滑な活用を図るために、現在信託業法において制限している信託財産に知的財産を含めること及び一般事業会社の信託業への算入などが検討されています。知的財産の証券化は既に登録になった知的財産だけでなく、出願中のものに基づいた資金調達も行われており、物的担保等を持たないベンチャー企業には重要な資金調達手段となりえます。

知的財産の価値評価において、不動産など資産の価値評価や企業価値の評価と同様なアプローチがとられ、一般的には次の様な評価方法がとられています。

- 1) コストアプローチ：知的財産の取得に要したコストをもって知的財産の価値とする方法
- 2) インカムアプローチ：知的財産が生み出す将来キャッシュフローの現在価値で評価する方法
- 3) マーケットアプローチ：知的財産の時価に基づいて評価する方法

に大別されます。しかしいずれも企業での経験をベースにしたもので、事業化が近くビジネスプランが明確になっているものは別にして、技術シーズ段階にある大学発の発明を高い精度で価値評価するのは、シーズ段階にあることに起因する不確定な事項も多いため、簡単ではありませんが、それぞれ参考になる評価方法と思われます。

なお知的財産価値評価を経験した弁理士が行った評価手法では、経験則アプローチが最も多く、その後に一般的な、マーケットアプローチ、インカムアプロ

チ、コストアプローチの順になっています。また特許を使って仮想事業を起こし、そこから生じる利益をもとに価値評価を行おうとする試みも始まっています。

参照：知的財産価値評価のニーズ調査報告書（日本弁理士会2002年3月）71頁
渡邊俊輔「知的財産 戦略・評価・会計」東洋経済新報社（2002）

第8章

知的財産教育・啓発

I N T E L L E C T U A L P R O P E R T Y

【知的財産教育・啓発】

Q53 大学での学生等に対する知的財産教育のあり方について教えてください。

【効果の確認】

Q54 啓発活動事例とその効果、また知的財産意識改革の程度をどうやって把握したら良いでしょうか。

Q 53

大学での学生等に対する知的財産教育のあり方について教えてください。

A 大学における知的財産教育はまだ始まったばかりで、全ての大学が知的財産教育を行っているわけではありません。その中で、大阪工業大学において知的財産学部を設立したのは注目すべき試みであり、今後の活動が期待されます。

知的財産立国をつくりあげる上で大学での知的財産教育は最も重要な課題のひとつであります。各大学や大学院に知的財産関連の講義を文科系、理科系を問わずカリキュラムに取り入れて、知的財産の重要性と基礎的な知識を教授する必要があります。講義を専門的な法律知識よりも一般学生の関心を呼ぶ基礎的な内容とし、あくまで知的財産に明るい人材を養成することが必要でしょう。

現在の日本の状況は、法科大学院では注目すべき講義があるが、学部における知的財産に関する教育は積極的に行われているとは言えない状況ですが、その中でいくつかの大学での注目すべき取り組みが行われています。

- 1) 早稲田大学では、学生に知的財産への関心を高め、専門的な人材育成につなげることを目標として、一般教養の段階から知的財産教育に熱心に取り組んでいます。知的財産本部が主催するオープン科目「やさしい知的財産入門」では、教員のほか、弁護士、企業/官庁の知的財産実務経験者が教壇に立っています。そのほか各学部・研究科でもそれぞれ知的財産に関する専門的な講義を提供しています。
- 2) 東海大学では、主に電子情報学部の「知的財産権法」や工学部の「特許戦略」等の講義において知的財産教育を行っており、これらの講義は他学部他学科の学生も受講可能となっています。
- 3) 京都大学大学院医学研究科では社会健康医学系専攻内に、生命科学分野での

知的財産経営、技術経営の専門家を目指す、知的財産経営学コース（修士課程）を開講しました。米国のいくつかの大学を除くと世界的にもそれほど例が多くなく、日本においては初めての試みです。

- 4) ユニークな試みとしては、東京大学で独創的な発明と実際の特許出願に取り組む機会を与えることを目的とし、全学対象に知的財産教育プログラムの一環として、東京大学生産技術研究所が平成15年度（第1回）及び平成16年度に、「第2回東京大学学生発明コンテスト」を開催いたしました。

Q

54

普及・啓発活動事例とその効果、また意識改革の程度をどうやって把握したら良いでしょうか。

A 学内における取り組みとしてはセミナーや研修会の開催が有効です。文部科学省や経済産業省等からさまざまなセミナー・研修の機会が用意されていますので有効に利用すべきです。また、大学の教職員や学生は、著名な専門家の講演より企業の第一線で活躍している方々の生の話に大いに興味を示す傾向がありますので、そのような方を講師とすることも有効とされます。

2004年6月19、20日に京都で第3回産学官連携推進会議が開催されました。組織のトップ層の意識改革には、これらの全国規模の大会にトップの方々の参加をいただくことも有効です。参加の後では、産学官連携や知的財産に関する発言に変化がみられるとの例が多く報告されております。

啓発活動の基本として、日々の知的財産活動が欠かせません。知的財産関係者が教官と一対一で話をすることです。その際、話のきっかけとして特許調査が有効な手段です。現在では特許庁において「特許電子図書館（通称IPDL）」が用意されており、インターネットが利用できる環境にあれば誰でも容易にアクセスし、どのような特許が出願されているか検索できます。検索方法については、各県の知的所有権センターに問い合わせれば、特許情報活用アドバイザー（検索指導アドバイザー）に種々の手助けをいただくことができます。大学の教員に面談する際に、その教員の研究分野でどのような特許が出願されているかを提示すると、興味をもって自分でも検索してみようとする人が多いようです。特許に馴染んでもらうためには、研究室に訪問した際、その場で実演してみるとより有効です。

地方では、日本弁理士会／県の主催による知的財産戦略セミナーが開催され、例えば全8回にわたり専門家（弁理士）による講習会「発明のとらえ方から特許

調査、権利成立までの流れを詳しく解説します」があります。知的財産部門の中心となる人にはぜひ参加していただきたいものです。

意識改革の推移を知る上で、具体的な数値としては、相談件数、発明届出件数や出願件数、登録件数があります。相談内容も意識改革の状況を知る上で重要な情報を含んでいます。大学研究者の出願実績を検索することも、特許に対する研究者の意識レベルを知る手助けになります。また大学等で開催した知的財産関連のシンポジウムや各種セミナーにおける参加者人数、質疑内容、アンケート内容等も意識改革の進展を知る上で指標の一つとみることができます。学生の現状把握には、知的財産に関する講義科目がカリキュラムに入っているか、また、それらが必須科目なのか、選択科目なのか、これらの科目の受講状況が参考になります。

アドバイザー派遣先大学における知的財産管理部門事例集

目 次

【平成14年度アドバイザー派遣先大学 3校】

1. 札幌医科大学	132
2. 関西大学	134
3. 広島市立大学	146

【平成15年度アドバイザー派遣先大学 7校】

4. 弘前大学	148
5. 会津大学	164
6. 中央大学	172
7. 芝浦工業大学	182
8. 龍谷大学	188
9. 関西学院大学	196
10. 高知大学	204

知的財産管理体制構築 事業計画 (平成15年度)

札幌医科大学 氏名 佐々木信夫

<p>●大学内の知的財産管理部門構築のための支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「発明委員会」の設置及び活動支援 (※H14～) 発明届出案件の取扱い等について必要な助言を行う。 2 知的財産管理マスタープラン策定支援 (※H14～) 知的財産管理部門構築のタイムスケジュールや具体的内容(機能、人事、予算等)を盛り込んだマスタープランづくりを支援する。 3 「発明規程」及び「発明委員会規程」等の策定支援 (※H14～) 大学の法人化前の当面对策として行う規程類の策定を支援する。 4 担当スタッフへの教育 (※H14～) 知的財産に関する基礎知識の醸成を図る。 5 教員及び学生への啓発 (※H14～) 知的財産部門構築の重要性等について、セミナー等を開催するなどして啓発を行う。
<p>●知的財産管理業務に関する支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 シーズ発掘等支援 (※H14～) 今後、特許権等知的財産化が見込まれる学内シーズの実態把握活動を支援する。 2 特許出願等支援 (※H14～) 「発明相談」を実施し、教員の出願手続等について支援するとともに、担当スタッフに対し、新規性調査、先行技術調査等の基本的なノウハウに関する助言・指導を行う。 3 特許等管理支援 (※H14～) 教員個人が出願済の特許等に係る権利化手続、権利化後の管理について支援するとともに、担当スタッフに対し基本的な事務処理ノウハウに関する助言・指導を行う。
<p>●知的財産活用に関する支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 知的財産権活用に関する検討支援 (※H14～) 大学法人化後の知的財産権活用イメージ等に係る基礎的な検討を支援する。 2 シーズの市場性評価支援 (※H14～) 教員等からの相談に応じ、必要な支援を行うとともに、担当スタッフに対し、基本的な評価手法等について助言・指導する。 3 特許移転・使用許諾等実務支援 (※H14～) 教員等からの相談に応じ、必要な支援を行うとともに、担当スタッフに対し、基本的な事務処理ノウハウについて助言・指導する。 4 ビジネスプラン化支援 (※H14～) 教員等からの相談に応じ、特許等知的財産権を柱としたビジネスプランについて必要な支援を行う。 5 教員の啓発 (※H14～) 特許等知的財産権を核としたビジネス化のための基本知識・事例等について、セミナーを開催するなどして啓発を行う。

●知的財産管理体制構築支援事業 平成15年度年間計画・スケジュール (札幌医科大学)

	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月								
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下									
〈大学内の知的財産管理部門構築のための支援〉 ○「発明委員会」の設置及び活動支援(※H14～) ○札幌医科大学知的財産管理マスタープラン策定支援(※H14～) ○「発明規程」及び「発明委員会規程」等の策定支援(※H14～) ○担当スタッフへの教育(※H14～) ○教員及び学生の啓蒙(※H14～)																																										
〈知的財産管理業務に関する支援〉 ○シニーズ奨励等支援(※H14～) ○特許出願等支援(※H14～) ○特許等管理支援(※H14～)																																										
〈知的財産活用に関する支援〉 ○知的財産権活用に関する検討支援(※H14～) ○特許シーズの市場性評価支援(TLOとの関係含む)(※H14～) ○特許移転・使用許諾等実務支援(※H14～) ○特許ビジネスプラン化支援(※H14～) ○教員の啓蒙(※H14～)																																										

I 昨年度の総括

1 はじめに

平成14年度に策定した事業計画に従い、下記のとおり、目標の達成及び重点活動4項目の実行に取り組んだ。その結果、①知的財産管理体制の構築、②各業務項目の改善、③人材育成について一定の成果があがり、本学における知的財産管理体制の基礎を確立することができた。

2 目標の達成

項目	目標件数	実績
特許出願	10件	14件
ライセンス	1件	3件
受託研究及び共同研究	60件	71件

3 重点活動項目

(1) 知的財産管理体制の強化

- ・産学連携センター・知的財産管理セクションの創設

本学に最適な体制を模索した結果、Vに述べる新体制発足の目途を立てた。

- ・知財管理、産学連携ワーキンググループの設立

同上

- ・起用弁理士の適切な選択

発明内容と起用中の弁理士事務所の実力を吟味し、青山、清水国際及び藤本特許事務所を起用した。

(2) 研究者の特許マインドの高揚

- ・産学連携、知財力強化シンポジウムの開催

法工連携公開講演会「知的財産セミナー」を実施した。

- ・巡回訪問による研究者との対話

知的財産に理解又は関心のある研究者と面談を繰り返し、知的財産に関する認識の高揚と発明の発掘を行った。

(3) 産学連携間口の拡大

- ・企業50社訪問

本学科学技術振興会を中心とする企業訪問を実施し、企業ニーズの発掘に努めた。

- ・OB実業家への産学連携の呼びかけ発信

理事長及び学長の連名による産学連携事業へ協力要請のための親書(720通)を発信した。

(4) 人材育成

- ・OJTの実践

個別の案件毎に、複数の検討機会を設けることとし、実務能力の向上を図った。

- ・学内セミナー

発明協会大阪支部の協力を得て講演会を2回開催した。

- ・セミナーへの参加

発明協会主催の知的財産権講座等へ積極的に参加し、実務能力の向上を図った。

- ・企業訪問

松下電器産業株式会社及びキヤノン株式会社を訪問し、企業における知的財産部門の取り組みについて学んだ。

4 改善事項

平成15年2月10日付文書にて社団法人発明協会から指示のあった事項について、次のとおり、改善した。

(1) 知的財産管理部門及び産学連携ワーキンググループの設立

平成15年4月1日付をもって知的財産管理委員会及びリエゾン委員会(産学連携ワーキンググループの名称を変更)を設立した。(詳細は、Vで述べる。)

(2) 知的財産管理基本方針等の策定及びその見直し

知的財産の創出、取得、管理、活用に関し、大学をあげて取り組むため、

- ①本学における学術研究成果の知的財産への権利化を促進すること
- ②国内外の事業者等へ知的財産権の移転を図ること
- ③国内外の事業者との連携を推進すること

により、新技術・新産業の創出を図り、本学の学術研究活動を通じて、社会に貢献することを基本方針として再確認した。

- (3) 知的財産管理部門の専任職員の増員
平成15年4月1日付をもって、2名の増員を図った。
- (4) アドバイザーの肩書の付与
平成15年4月1日付をもって、先端科学技術推進機構顧問を委嘱した。

II 本年度の課題

上記の取り組みにもかかわらず、下記課題が未だ存在しており、本学における知的財産管理体制の強化のため、これらに取り組むことが重要であると認識している。

- (1) 知的財産管理の重要性について、未だ一部の研究者及び担当者が認識しているにすぎない。そのため、知的財産に理解のある研究者の増加を図る必要がある。
- (2) 研究者は大学の使命として、従来、学術研究及び教育を担ってきた。しかしながら、大学の新たな使命である研究成果の社会への還元への必要性に対する認識が不十分である。このため、研究者の学術論文発表前の研究成果の権利化を推進する必要がある。
- (3) 知的創造サイクルを実現するための仕組みとツールを完備する必要がある。
- (4) 知的財産管理の質的向上を図るため、新規配属者2名の指導育成が急務である。
- (5) 産学連携事業については、従来以上に能動的又は積極的な活動を推進する必要がある。

これらの課題を解決するため、下記Ⅲ及びⅣにしたがって活動を行う。

III 目標

平成14年度の実績を踏まえ、今年度の目標を次のとおり設定する。

1 特許出願	25件	(14件)
2 ライセンス契約	3件	(3件)
3 受託研究契約及び共同研究契約	85件	(71件)
4 特許人口	40名	(25名)

注1) () 内は平成14年度実績である。

注2) 本学における活動の活性化を図るため、上記のとおり意欲的目標を設定した。

注3) 研究者の特許出願を促進するため、今年度から特許人口(発明者数)を新たに評価目標として取り入れた。

IV 重点項目

平成14年度策定した事業計画を再点検し、平成15年度及び平成16年度の重点活動項目を次のとおりとした。

平成15年度－成長の年

- (1) 知的財産管理体制の強化
- (2) 知的創造サイクルの実現

- (3) 人材育成の強化
- (4) 産学連携事業の促進

平成16年度－発展の年

- (1) 技術移転の加速
- (2) 知財管理マニュアル等の作成
- (3) 知財関連契約の標準化
- (4) 過去3年間の活動総括と中期ビジョンの策定

V 事業計画

上記IVにおける重点項目を基に、下記のとおり具体的な活動を行う。

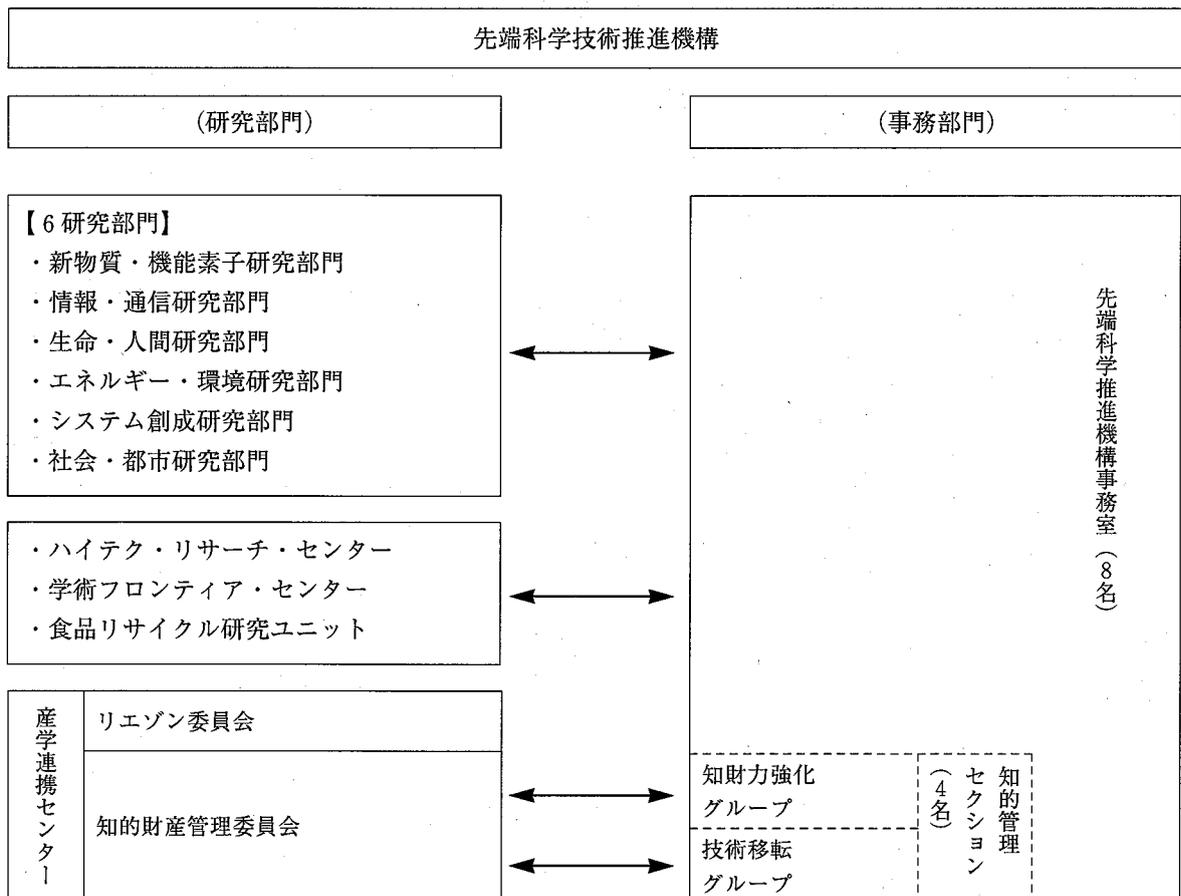
- 1 知的財産管理体制の強化
- 2 知的創造サイクルの実現
- 3 人材育成の強化
- 4 産学連携事業の促進

1 知的財産管理体制の強化

(1) 先端科学技術推進機構

平成15年度先端科学技術推進機構は、下記の組織体制とする。

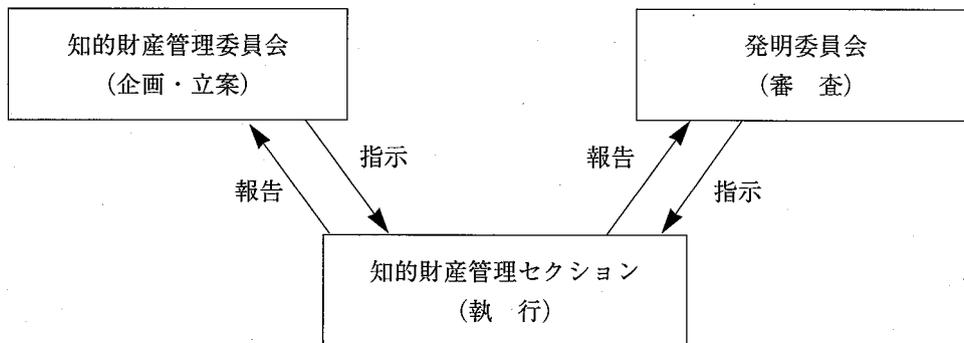
〔組織図〕



(2) 知的財産管理体制

知的財産管理体制は、知的財産管理委員会、発明委員会及び知的財産管理セクションをもって構成する。

〔関連図〕



ア 知的財産管理委員会

知的財産管理委員会は、知的財産全般に係る次の事項を審議する。

- ・ 知的財産管理に関する戦略
- ・ 知的財産管理に関する方針
- ・ 知的財産管理の促進と啓発
- ・ その他知的財産管理に関する事項

イ 発明委員会

発明委員会は、発明規程第15条第6項に基づき、発明者から届出のあった発明について、①職務発明等の審査、②知的財産権の帰属、③承継した知的財産権の継続、④その他を審議事項と定めており、主たる審議事項は、従前同様に、法人承継の可否を審議する。

ウ 知的財産管理セクション

知的財産管理セクション内に、知財力強化グループと技術移転グループを設置し、下記の業務を推進する。なお、各グループについては、専任職員を各2名づつ配置する。

(ア) 知財力強化グループ

知財力強化グループは、知的財産の創造から権利化までを担当することとし、主な業務は次のとおり。

① 創造

- ・ 知的財産の発掘
- ・ 知的財産創造の相談

② 権利化

- ・ 知的財産の評価
- ・ 知的財産の出願・審査請求
- ・ 知的財産権の管理

③ 啓発

- ・ セミナー等の開催

(イ) 技術移転グループ

技術移転グループは、技術移転に関することを担当することとし、主な業務は次のとおり。

① 企画・調査

- ・ 技術移転先の調査
- ・ 企業ニーズの発掘

② 活用

- ・ 知的財産関連契約の起草、交渉、締結
- ・ 技術移転に係る情報発信
- ・ 外部機関との連携

③管 理

- ・契約等の管理
- ・実施料の管理
- ・研究者への補償金の管理

(3) リエゾン委員会

リエゾン委員会は、①展示会出展、②学内セミナーの開催及び③機関誌の刊行等に関する企画立案を研究者が主体的に実行することを目的とする。

2 知的創造サイクルの実現

(1) 創 出

- ・研究シーズの発掘
- ・特許相談会の開設
- ・特許マインドの高揚
- ・発明規程の見直し

・研究シーズの発掘

研究者30名を選定し、随時、研究成果の特許を推進する。更に、その中でも有望な研究シーズについては弁理士を研究室に招き入れ、権利化への具体的検討を進める。

・特許相談会の開設

研究者を対象に年3～4回、特許相談会を行う。

・特許マインドの高揚

機構運営委員会、知的財産管理委員会及びリエゾン委員会の委員その他知的財産に理解のある研究者を対象に、知的財産に関する社会の動きを新聞から抽出し、クリッピングサービスを提供する。

また、発明協会大阪支部との共催による知的財産セミナー及び法工連携公開講演会「知的財産セミナー」を開催する。

・発明規程の見直し

研究者の特許マインドの高揚とインセンティブの向上を図るため、発明規程における補償金制度の改正に取り組む。

(2) 権利化

- ・起用弁理士網の拡充
- ・特許管理システムの構築

・起用弁理士網の拡充

出願分野毎に起用弁理士事務所の追加拡充を図る。

・特許管理システムの構築

特許出願件数の増加と同時に、質的向上を図るため特許出願管理システムの構築を検討する。

(3) 活 用

- ・技術移転調査
- ・技術移転活動
- ・契約交渉戦術の強化
- ・大阪TLOとの連携強化

・技術移転調査

保有特許のうち、大学単独特許(26件)を再検討し、移転可能性のある企業を絞り込む。

・技術移転活動

上記調査をもとにして、企業に対して、企業訪問、ダイレクトメール等を活用し、技術移転を実現する。

さらに、技術移転仲介事業者との連携を模索する。

・契約交渉戦術の強化

知的財産管理アドバイザーの知見を十分活用して、企業と対等な方法で契約交渉を行うため、契約方針と標準的な契約条件を整備する。

・大阪TLOとの連携強化

人的、財政的に深く関与している大阪TLOとの連携を強化する。このため、大阪TLOとの定例会の実現を図る。

3 人材育成の強化

・OJTの実践

・セミナー等への参加

・学学連携による相互研鑽

・大学院生対象のセミナー開催

・OJTの実践

週例会の開催及び個別案件毎の検討会を励行し、実践的なOJTを行う。

・セミナー等への参加

社団法人発明協会主催の講座及びその他業務上の必要がある講座等へは積極的に参加する。

・学学連携による相互研鑽

関西学院大学、甲南大学及び同志社大学等と「関西私立大学知的財産管理体制強化連絡協議会」を設置して、知的財産に関する情報交換や相互研鑽を行う。

・大学院生対象のセミナー開催

大学院生を対象としたセミナーを開催する。

4 産学連携事業の促進

・親書発信のアフターフォローの実践

・計画的な展示会への出展

・公的機関との連携

・親書発信のアフターフォローの実践

昨年度実施し、本年度追加実施した親書発信のアフターフォローを図るため、返信葉書の内容を分析し、提案事項を作成した後、企業訪問等を行う。

・計画的な展示会への出展

特許流通フェア等近畿圏を中心とした展示会への出展を行う。これまで実施した出展活動の総括をし、リエゾン委員会を中心に計画を策定し、効果的な出展を行う。

・公的機関との連携

近隣商工会議所等の公的機関との連携を図り、産学連携活動を能動的に展開し活動の強化を図る。

VI スケジュール

別紙のとおり

●知的財産管理体制構築支援事業 平成15年度年間計画・スケジュール (関西大学)

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
1 知的財産管理体制の強化 (1) 知的財産管理委員会の設置・設置 (2) リエゾン委員会の設置・運営																									
2 知的創造サイクルの実現 (1) 創出 ・研究シーズの発掘 ・特許相談会の開設 ・特許マインドの高揚 ・発明規程の見直し																									
(2) 権利化 ・起用非理工系への拡充 ・特許管理システムの構築 (案件発生時に実行する。)																									
(3) 活用 ・技術移転調査 ・技術移転活動 (契約交渉体制の強化を含む) ・大阪TLOとの連携強化																									
3 人材育成の強化 ・OJTの実践 ・セミナー等への参加 ・大学院生対象のセミナー開催 ・学学連携による相互研鑽																									

関西大学発明規程

制定 平成11年1月8日

(趣 旨)

第1条 この規程は、本学における学術研究の振興とその成果の社会的活用を図るために、本学の教職員等の発明等に係る知的財産権の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1)「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラムの著作権の対象となるものについては創作、並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。

(2)「職務発明等」とは、教職員等が行った発明等であって、その内容が本学の業務の範囲に属するもののうち、当該発明等をするに至った行為が本学における当該教職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。

(3)「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 本学の専任教育職員及び専任事務職員

イ 本学の客員教授、客員研究員及び委託研究員で職務発明等につき任用に当たって学校法人関西大学（以下「本法人」という。）と契約がなされている者

(4)「発明者」とは、発明等をした教職員等をいう。

(5)「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許を受ける権利又は特許権

イ 実用新案登録を受ける権利又は実用新案権

ウ 意匠登録を受ける権利又は意匠権

エ 回路配置利用権の設置の登録を受ける権利又は回路配置利用権

オ 植物新品種の品種登録を受ける権利又は育成者権

カ アプリケーション・プログラムに係る著作権

(権利の帰属)

第3条 教職員等の職務発明等に係る知的財産権は、本法人が承継するものとする。

(発明等の届出)

第4条 教職員等は、職務上の発明等を行った場合は、直ちに書面をもって、その旨を学長を通じ理事長に届け出なければならない。

(発明等の認定及び権利の承継)

第5条 理事長は、前条の規定により届出があったときは、第15条に規定する発明委員会の議を経て、当該発明等が職務発明等に該当するかどうかを認定し、職務発明等であると認定したときは、当該発明等について知的財産権を受ける権利を本法人に承継するかどうかの決定を行うものとする。

(任意譲渡による承継)

第6条 理事長は、教職員等が行った研究により生じた発明等（職務発明等を除く。）について、知的財産権の譲渡の申出があったときは、当該知的財産権を本法人に承継するかどうかの決定を行うものとする。

2 前項の決定の手続については、前条の規定を準用する。

(出 願)

第7条 理事長は、前2条の規定により知的財産権（著作権を除く。）を受ける権利を本法人に承継すると決定した場合において、当該発明等について、直ちに出願手続を行うものとする。

(発明者の出願)

第8条 発明者は、第5条の規定に基づき理事長が、職務発明等ではないと認定し、又は知的財産権（著作権を除く。）を受ける権利を承継しないと決定した後でなければ、出願を行ってはならない。ただし、緊急に出願を行う必要があると、第15条に規定する発明委員会の委員長が判断した場合は、この限りではない。

(決定等の通知)

第9条 理事長は、第5条又は第6条の規定による認定又は決定を行ったときは、その旨を速やかに発明者に通知する

ものとする。

(譲渡の義務)

第10条 理事長が、第5条又は第6条の規定により知的財産権を本法人に承継することを決定したときは、発明者は当該知的財産権を本法人に譲渡しなければならない。

2 前項の場合において、発明者がすでに出願の手続を終えているときは、当該発明者に対して当該出願に要した費用を本法人が負担するものとする。

(補償金)

第11条 本法人は、以下の基準に基づき発明者に対して補償金を支払う。

(1) 知的財産権(著作権を除く。)を受ける権利を承継したときは、

1件につき10,000円を超えない額

(2) 承継した知的財産権を受ける権利により知的財産権が付与されたときは、

1件につき20,000円を超えない額

(3) 知的財産権を譲渡し、又は実施許諾したことにより、本法人が収入を得たときは、発明者に対し収入の10%を支払う。

(4) 前号に定める率を適用することが適当でないと認めるときは、別に定める補償金を支払うことができる。

(共同発明者に対する補償金)

第12条 前条の補償金を受ける権利を有する発明者が二人以上ある場合は、それぞれの持分に応じた額を支払う。

2 学外研究機関等との共同発明の場合は、本法人と学外研究機関等との持分割合に応じ、発明者に対して補償金を支払う。

(退職又は死亡したときの補償金)

第13条 補償金を受ける権利は、当該発明者が退職後も存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、その相続人が当該権利を承継する。

(外国出願)

第14条 理事長は、本法人が知的財産権を承継した発明等について、外国出願をする必要があると認めたときは、本規程に準じて出願手続を行うものとする。

(発明委員会)

第15条 発明等に関する事項を審議するため、発明委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の委員をもって構成する。

(1) 理事長が指名する理事 1名

(2) 副学長(大学院・研究推進担当)

(3) 当該発明者の属する学部等の長(発明者が専任事務職員の場合は、所属の長)

(4) 当該発明者の属する研究所等の長

(5) 発明者の当該発明等に係る専門知識を有する者で、前2号の学部等の長又は研究所等の長が指名する専任教育職員 1名

(6) 財務局長

(7) 発明者の当該発明等に係る専門知識を有する者で、理事長が指名する者 1名

3 前項第7号に規定する委員は、学内外の知的財産権に関する専門知識を有する者から理事長が委嘱する。

4 委員長は、第2項第1号に規定する理事をもって充てる。

5 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数の同意をもって議決する。

6 委員会は、次の事項を審議する。

(1) 職務発明等の審査に関する事項

(2) 知的財産権の帰属に関する事項

(3) 本法人所有の知的財産権の継続に関する事項

(4) その他委員長が必要と認める事項

(異議申立て)

第16条 発明者は、第5条又は第6条の規定による理事長の認定又は決定に対して異議あるときは、第9条の通知を受けた日から起算して2週間以内に理事長に書面をもって異議申立てをすることができる。

2 理事長は、前項による異議申立てを受けたときは、委員会の議を経て、その結果を異議申立てを受けた日から起算

して40日以内に通知しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 発明者、発明委員その他当該発明等に関係のある者は、発明等の内容等の事項について出願するまでの間、その秘密を守らなければならない。

(事務)

第18条 発明等に関する事務は、先端科学技術推進機構事務室において行う。

附 則

1 この規程は、平成11年1月8日から施行する。

2 この規程の施行前に発明者が取得した知的財産権については、発明者の申出により、本規程に基づき本法人が承継することができるものとする。

諒解事項

第2条第2号に規定する職務発明等とは、大学が具体的に研究の遂行を業務として認定し、費用その他の支援をして行う研究又は大学が特別に設置した施設設備を利用して行う研究に基づく発明等をいい、次に掲げる研究に基づくものとする。

(1) 学外共同研究及び受託研究

(2) 各研究所における研究

(3) 重点領域研究、特別研究・教育促進費による研究及び学術研究助成基金による研究

附 則

この規程(改正)は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

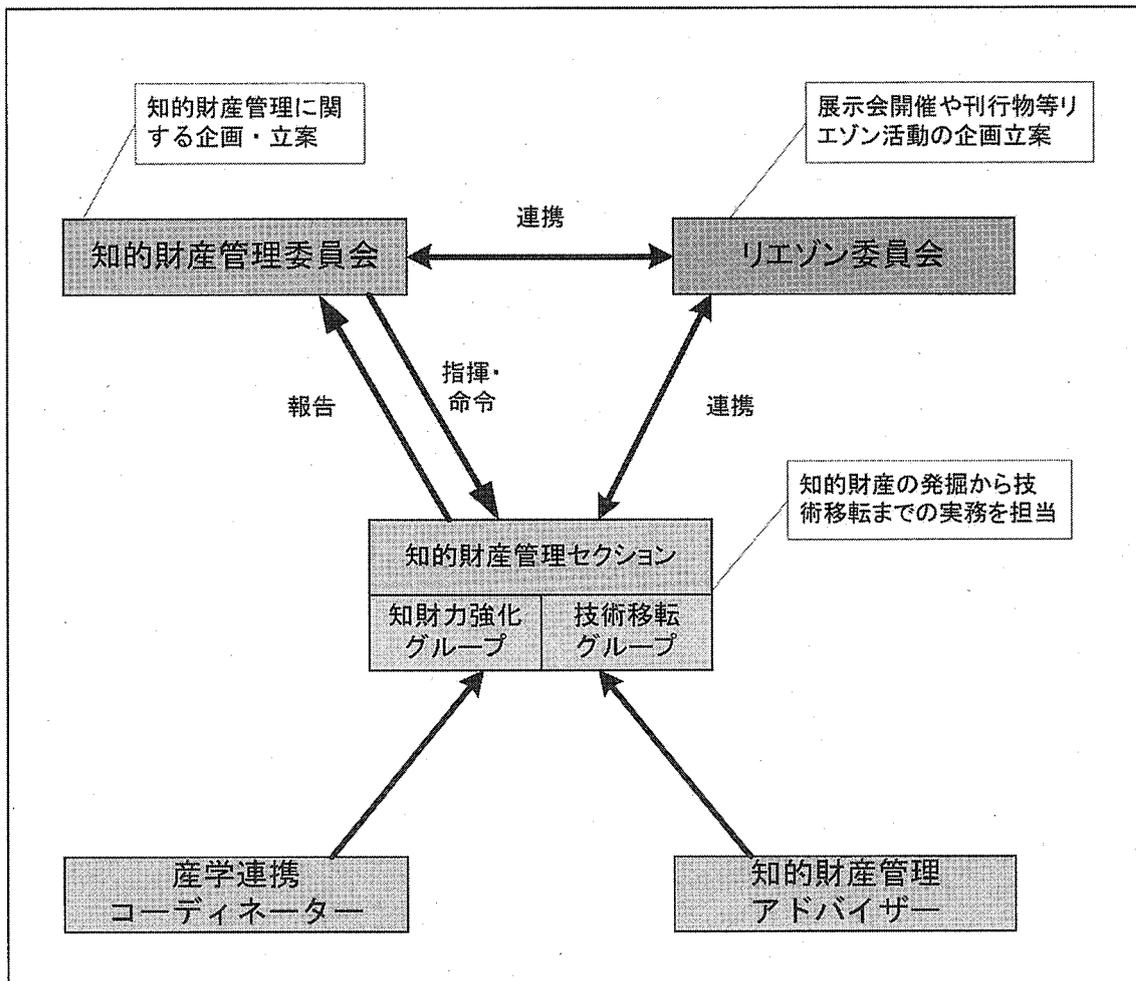
この規程(改正)は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成15年10月1日から施行する。



【特色】

- ①三位一体の体制
- ②指揮命令系統の確立
- ③研究者間の連携強化
- ④研究者と事務職員間の連携強化

知的財産管理体制構築 事業計画 (平成15年度)

広島市立大学 氏名 伊藤 国広

<p>●大学内の知的財産管理部門構築のための支援</p> <p>知的財産管理部門（産学官連携推進室）の設置【4月】及び運営【4月～】 知的財産管理に関する基本方針の策定【4月～5月】及び運用【5月～】 発明規程、発明委員会等の制度及び体制整備【4月～9月】及び運用【9月～】 知的財産管理部門の体制整備及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発明の発掘から特許出願、出願管理へ至るフロー、ルートの検討及び決定【4月～6月】 ・知財管理システム作成（提案発明、出願発明、中間処理、取得権利）【4月～9月】 ・各種ツール整備（書籍文献等）【随時】 ・予算要求【9月～11月】 <p>知的財産管理部門スタッフ及び大学研究者への教育、大学内知的財産活動の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内研究者向け研修会の開催【5月～3月、6回程度実施】 ・知財管理部門スタッフへの研修【5月～8月、10回程度実施】 ・相談窓口における個別相談の実施を通じたOJT【4月～】 <p>特許相談窓口の創設・実施【4月～】</p>
<p>●知的財産管理業務に関する支援</p> <p>大学研究者のシーズ発掘に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口における個別相談【4月～】 ・広島市産業振興センター産学連携推進室との連携【4月～】 ・大学研究公開の開催【10月】 ・大学シーズ集の公開等の情報発信【4月～】及び改訂版大学シーズ集の作成【6月】 <p>先行技術調査等の体制整備及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許調査に関するツール整備（書籍文献、商用データベース等）及び運営【4月～】 ・特許調査に関する学内研修会の開催【5月～】 ・相談窓口における個別相談【4月～】 <p>特許出願等に関する業務の体制整備及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許出願に関する各種ツール整備（書籍文献等）【4月～】 ・特許出願に関する学内研修会の開催【5月～】 ・相談窓口における個別相談【4月～】 ・特許出願ケース発生時の特許出願内容検討会【随時】 <p>特許等出願手続きに関する業務の体制整備及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出願手続きに関する学内研修会の開催【5月～】 ・特許出願ケース発生時の出願方法検討会（発明委員会の運営）【随時】 <p>特許等出願管理、権利管理に関する業務の体制整備及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案発明管理、出願発明管理、中間処理管理、取得権利管理システムの作成【4月～9月】及び運用【9月～】
<p>●知的財産活用に関する支援</p> <p>技術シーズの市場性などの評価に関する業務の体制整備及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市立大学のシーズ／研究課題／研究成果の把握【4月～】 ・広島市産業振興センター産学連携推進室との連携【4月～】 ・大学研究公開の開催【10月】及び大学シーズ集の公開等の情報発信【4月～】 <p>技術移転関連業務の体制整備及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍文献、事例集等の収集【4月～】 ・共同研究モデルの検討及び共同研究標準契約書等の作成【4月～6月】並びに運用【6月～】 ・相談窓口における個別相談【4月～】 ・特定組織企業への研究紹介【4月～】 <p>特許等の権利を有効に活用したビジネスプラン化に関する業務の体制整備及び運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島市産業振興センター産学連携推進室との連携【4月～】 ・広島TLO、特許流通アドバイザーの活用【10月～】 ・書籍文献、事例集等の情報収集【5月～】 <p>特許等の権利侵害に対する対処に関する業務の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書籍文献、事例集等の情報収集【7月～】

●知的財産管理体構築支援事業 平成15年度年間計画・スケジュール (広島市立大学)

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		3月			
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下		
<p>(大学内の知的財産管理部門構築のための支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的財産管理部門(産学連携推進課)の設置及び運営 知的財産管理に関する基本方針の策定及び運用 発明規定、発明委員会等の制度、体制整備及び運用 知的財産管理部門の体制整備及び運営 発明の報告から特許出願、出願管理へ至るフロー、ルーラの検討及び決定 特許出願システム作成(提案管理、出願管理、権利管理、特許取得管理) 各種ツール整備(特許文庫等) 予算要求 <p>知的財産管理部門スタッフ及び大学研究員への教育、大学内知的財産活動の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学研究員向け研修(年6回程度) 知的財産管理部門スタッフへの研修(年10回程度) 相談窓口における個別相談の実施(定時・アウト) <p>特許相談窓口の開設・運用</p>																						
	<p>(知的財産管理業務に関する支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大学研究員のシニア化に関する業務 相談窓口における個別相談 広島市産業振興センター産学連携推進課との連携 大学研究公開の開催 大学シニア化の公開情報作成及び打込システム文庫の作成 先行技術調査の体制整備及び運用 特許出願に関するツール整備(特許文庫、商標データベース等)及び運営 特許出願に関する学内研修会の開催 相談窓口における個別相談 特許出願に関する各種ツール整備 特許出願に関する学内研修会の開催 相談窓口における個別相談 特許出願に関する各種ツール整備 特許出願に関する学内研修会の開催 特許出願に関する各種ツール整備 特許出願に関する学内研修会の開催 特許出願に関する各種ツール整備 特許出願に関する学内研修会の開催 特許出願に関する各種ツール整備 特許出願に関する学内研修会の開催 																					
		<p>(知的財産活用に関する支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許シーズの市場競争の局面に関する業務の体制整備及び運営 広島市立大学のシーズ、研究課題、研究成果の把握 広島市産業振興センター産学連携推進課との連携 大学研究公開の開催及び打込システム文庫の公開情報整備 特許出願に関する業務の体制整備及び運営 特許出願に関する各種ツール整備 特許出願に関する学内研修会の開催 																				

知的財産管理体制構築 事業計画（平成15年度）

弘前大学 氏名 小野寺 徳郎

<p>●大学内の知的財産管理部門構築のための支援</p> <p>1. 管理部門の構築</p> <p>1) 組織体制の構築</p> <p>①主要大学における組織体制調査</p> <p>②弘前大学の特徴を生かした体制の検討</p> <p>2) 必要人員の確保及び仮体制の設置</p> <p>3) 知的財産管理費用の予算措置の検討</p> <p>4) 弘前大学知的財産権規定の確立</p> <p>他大学の規定を参考に、弘前大学に適合した規定を作成</p> <p>①粗案の作成</p> <p>②発明の帰属問題の整理</p> <p>③実効性がより発揮される発明委員会運営方針の検討</p> <p>④利益相反問題に対する方針の検討</p> <p>⑤まとめ</p> <p>2. 学内における意識改革</p> <p>①現状認識</p> <p>②知財ニュースの発行</p> <p>他大学の出願状況等も掲載</p> <p>③管理部門研修</p> <p>座学とオンザジョブトレーニング</p> <p>④教官、学生に対するセミナー、研修会の実施</p> <p>特許庁等の応援を依頼</p> <p>⑤出願促進支援</p> <p>学会に向けての活動</p> <p>発明相談窓口の設置</p>
<p>●知的財産管理業務に関する支援</p> <p>1. 出願管理方針</p> <p>①H15年度</p> <p>教職員の知財意識醸成のため、発明提案のあったもののうち、先行技術調査等の結果により、特許性のあるものの出願を目指す。</p> <p>②出願の大学帰属の検討（H16年度）</p> <p>出願に関しては、来年度からの独立行政法人化を念頭におき、その権利の帰属について検討する。</p> <p>2. 知的財産システムの導入と効率化</p> <p>①H15年度</p> <p>当面は文書等で管理</p> <p>②H16年度以降についての対応</p> <p>出願増加が予定されるため管理システムの導入を検討する。</p> <p>3. 特許文献検索システムの導入と活用</p> <p>①先行技術調査方法の検討</p> <p>独自調査、又は外部調査等の方針を検討。</p> <p>②システム導入の規模と予算の検討（特許、文献検索）</p> <p>H15年度においては、秋の学会前に調査する案件のため、特許検索ソフトの導入を図る。H16年度以降においては、上記3. ①の考え方が整理された後検討</p> <p>4. その他</p> <p>H15年度における出願管理業務は、発生の都度オンザジョブトレーニングで支援</p>
<p>●知的財産活用に関する支援</p> <p>1. 活用戦略の検討</p> <p>①大学所有特許の活用パターンの整理と対応方法</p> <p>活用方法の多くは、実施許諾が主体となると考えられることから、共同研究の場合などのパターンを分類整理しその対応方法について検討する。</p> <p>②個人所有の特許に関する取扱い</p> <p>H15年度以前に、既に教官等が保有し、大学に譲渡したいと考えている特許等の取扱いについては、H16年度以降に検討する。</p> <p>2. シーズとニーズのマッチングシステムの検討</p> <p>①大学研究室単位の研究内容、シーズ内容のデータベース化</p> <p>研究内容・得意分野・保有特許等の内容を公開する。</p> <p>②地元主要企業におけるニーズのデータベース化</p> <p>『地域と共に創造する大学』として地元企業のニーズを把握し、データベース化を図る。</p> <p>③将来予想される地域問題等に対する対応</p> <p>例えば、少子・高齢化社会における農産物製造等のニーズの把握及びシーズとのマッチングを図る。</p> <p>3. 技術移転関連業務の体制整備</p> <p>①学内体制の整備</p> <p>全体の体制検討の中で整理</p> <p>②学外体制の整備</p> <p>知財の発信のための各種のネットワークの形成</p> <p>③利益相反問題に関するマニュアルの作成</p> <p>他の国立大学等の例を参考に作成</p>

● 知的財産管理体制構築支援事業 平成15年度年間計画・スケジュール (弘前大学)

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上
<p>〈大学内の知的財産管理部門構築のための支援〉</p> <p>1. 管理部門の構築 ・主要大学設置と弘前大学検討</p> <p>2) 必要人員確保と仮体制設置</p> <p>3) 知的財産管理費用予算化 ・H15年度予算算出 ・H16年度予算算出</p> <p>4) 弘前大学知的財産規定の確立 (他大学規定を参考に弘前大学に適合した規定を作成) ・組長の体制 ・発明特許問題整理、発明委員会運営方針の検討 ・利益相反問題に関する方針検討 ・まとめ</p> <p>2. 学内における意識改革 ・学内認識 ・システム発行 ・管理部門体制 ・教員、学生に対するセミナー ・出願促進支援</p>					・東工大、慶應、東北、岩手その他 弘前大学体制検討			仮体制スタート		
<p>〈知的財産管理業務に関する支援〉</p> <p>1. 出願管理方針 ・基本管理方針の決定 ・出願10件目標(大学増産)</p> <p>2. 将来導入知的財産管理システム検討</p> <p>3. 特許、文庫特許システム導入検討 ・行政手続調査体制の検討 ・上記検討に至るか算出 ・緊急の先行技術調査方法検討</p>										出願5件目標
<p>〈知的財産活用に関する支援〉</p> <p>1. 活用戦略の検討 ・大学保有特許の活用/ターンオーバーの整理と対応方法</p> <p>2. シーズン・ニーズのマッチングシステムの検討 ・地元主要企業におけるニーズのデータベース化 ・将来予測される地域問題等に対する対応 ・大学研究支援単位の研究内容、シーズ内容のデータベース化</p> <p>3. 技術移転・産学連携体制整備 ・学外体制整備に関する事前準備 ・学内体制整備</p>										

国立大学法人弘前大学知的財産ポリシー

平成16年3月22日 評議会承認

目 次

I. 基本的な考え方	150
II. 研究成果に関する取扱いと権利の帰属・承継	152
III. 知的財産の活用の推進	154
IV. 共同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方	156
V. 職員等の守秘義務	156
VI. 知的財産の管理及び実施体制と責任	156
VII. 知的財産の取扱いに関する異義申立て手続きと処理方法	157
VIII. その他	157

I. 基本的な考え方

1. 弘前大学の目標

弘前大学（以下「本学」という。）は、創立以来、教育研究水準の向上を図り、人類文化に貢献しうる教育識見を備えた人格者の育成に努め、多くの有為な人材を輩出し、社会に貢献してきた。そして、平成16年度からの国立大学法人化を視野に入れ、本学モットーである「世界に発信し、地域と共に創造する弘前大学」の一層の実現に向け、教育、研究を展開している。

さらに、本学は「知」の拠点としての大学の責務を果たすため、積極的かつ独創的な発想の基に改革を推進し、大学運営の活性化、教育研究の高度化、学生にとって魅力ある個性豊かな大学作りの促進を目標に掲げ（「中期目標・中期計画」）、新たな発展に向けて挑戦しつつある。

こうした中で、社会から教育、研究に続くもう一つの大学の使命として期待されているのは、知的財産の創出・保護と産学連携による効果的な活用の推進に主体的、組織的に取り組むことである（『知的財産戦略大綱』知的財産戦略会議 平成14年7月）。

本学では、近年、「研究推進戦略」の策定（研究推進委員会、平成15年1月）、地域共同研究センターの体制整備などを通して、産学連携、共同研究の促進に努めてきたが、この分野での本学構成員の意識改革は必ずしもまだ全体のものとなっていない。そのため、ここに「国立大学法人弘前大学知的財産ポリシー（以下「ポリシー」という。）」を策定し、知的財産の創造と活用を通じ、研究成果を社会へ還元することの意義と方策を示すものとする。

2. 大学の研究成果の育成と活用

(1) 新たな大学の使命と知的財産の活用

人類社会は20世紀における科学技術のめざましい進歩を受け、今日、「知」の創造と活用に大きな価値をおいた「知の時代」を迎えつつある。

この中で、大学に対して、従来の教育、研究の使命に加えて第三の使命として「社会貢献」が期待されている。具体的な「社会貢献」の一つは、産学連携を通じた大学「知」の社会への還元であり、またもう一つは、大学「知」の知的財産化による社会への還元である（『知的財産ワーキンググループ 報告書』 科学技術・学術審議会 平成14年11月）。

したがって、今日、産学連携と大学の知的財産とは密接な関係にあることから、産学連携も考慮に入れたポリシーとして整理することとした。

(2) 知的財産の定義

知的財産とは、人類の知恵と工夫、そして努力の結果生み出された知的創造物のうち、財産として価値を持つもので、「発明、考案、植物の新品種、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見又は解明がされた自然の法則又は現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）、商標、商号、その他の事業活動に用いられる商品又は役務を表示するもの及び営業秘密その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報」をいう（『知的財産基本法第2条』）。

(3) 知的財産創造と活用の理念

大学における知的財産の創造と活用については以下のことに配慮することが社会から求められている。

① 法制度の中で客観化

大学の新たな使命である「社会貢献」は、客観的な透明性を持って社会に伝達される必要があることから、従来からの論文発表という透明性は確保しつつ、新たに大学での「知の成果」を知的財産として客観化し、法制度の中で「知の成果」の流れを明確にするものとする。

② 産学連携成果の知的財産化

産学連携は、社会の中核的な知的集団又は「知の源泉」としての大学が、教育、研究を活性化させ、社会の信頼を得つつ発展するための有益な手段であるとともに、大学の責務として教育、研究の成果を「社会貢献」に生かすための一形態である。産学連携を通じて研究成果等の社会還元を進めることは、大学の存在理由等を明らかにすることになり、その際に生まれた研究成果等を知的財産として取扱い、連携企業との間で公正で合理的な基準により活用するものとする。

③ 産業界での活用

知的財産は、産業界で活用されることが国民経済の発展に貢献する大きな手段であることから、大学が知的財産の権利者になることにより、その知的財産を産業界において活用することによって、法人対法人の明確な契約関係を構築し、透明性を確保するものとする。

④ 説明責任

上記①～③を実践、実現することにより、研究設備や研究資金等を公的資金によって支えられている国立大学法人として、研究活動等の成果について、対外的に説明責任を果たすものとする。

⑤ 研究開発活動へのインセンティブ

これまで、多くの研究者等が、時間的、経費的制約から、研究成果たる発明を権利化せずに公開したり、企業等へ無償で譲渡してきた経緯があることは否定できない。今後は、大学が知的財産を権利化することにより、大学への研究資金等の源泉として活用することができ、それにより知的創造サイクルの確立が可能となる。

また、併せて、研究者等には相当の対価を還元することが可能となり、一層の研究開発活動へのインセンティブの向上を図るものとする。

⑥ 知財管理運用に関する専門組織の設置

大学が発明等を権利化し社会に還元することにおいて、研究者等の従来からの教育、研究等が阻害されることは極力さげなければならない。そのためにも本学は、当該発明等の権利化及び社会への還元の過程を専門家に託する組織を形成し、研究者等の負担を最小限にするものとする。

⑦ 本学における知的財産化の考え方

本学における知的財産化の考え方として、当初は職員等の意識向上のため特許性（新規性、進歩性、産業上の利用性等）のある発明については、出願等のため確保した予算の範囲内で原則として全てを出願することとし、その後は、本学の理念に沿うものに出願を絞り込むこととする。また、直ちに商品化等ができないものであっても、商品化の可能性があるものは出願しライセンス（技術利用者）を捜すものとする。

なお、基本技術であるものは、通常、商品化には時間がかかり直ちに利益が期待できないことを理由として、軽視はしないものとする。

(4) 発明等の本学への帰属について

本学の研究成果たる知的財産を社会に効果的に還元するためには、システマチックに行う必要があり、そのためには、本学から支給された研究経費、あるいは公的機関又は民間企業等から受け入れた研究経費（共同研究、受託研究、寄附金、政府からの研究資金等に基づく研究）を使用して本学で行った研究又は本学の施設を使用して行った研究の結果生じた発明等を職務発明の最大限にとらえ、それら発明等を大学で承継し、原則、本学の帰属とするものとする。

3. 社会貢献面での大学の使命と責務

大学の使命として、産学連携及び知的財産の社会への還元が求められているが、一方では、従来からの使命である真理の探究を目的として、人類共有の財産とするための研究成果の公表を原則とする大学と、利益追求を目的とし、営業上の秘密を競争の源泉の一つとする企業とは、もとより基本的な性格や役割を異にしている。

このような中で、職員等が受ける正当な利益は別として、両者の性格の相違から、職員等が企業等との関係で有する利益や責務が大学における責任と相反する状況もじている。

このような状況を「利益相反」というが、これらの場合の研究者等の望ましい対応に関しては、別途「利益相反ポリシー」として定めるものとする。

4. ポリシーの対象者

このポリシーの対象者は、本学の教員（寄附講座、寄附研究部門の教員を含む。）、教員以外の職員及び本学との間で研究成果又は発明について、特別に契約を交わしているポストドクター、大学院学生、学部学生、客員教授、契約職員（以下「職員等」という。）とする。

また、契約を交わしていない大学院学生、学部学生及び各種研究員等が、研究等でなし得た発明については、発明が発生した時点で速やかに特許等を受ける権利を本学に譲渡する旨の契約を交すこととし、このことによって、これらの学生は職員等と同等の権利と義務を有することになる。

また、発明者であるとの判断は、指導教官が特許庁の指導マニュアル等に基づき厳正に判断し、上記発明時の契約の締結等についても、その方法を指導するものとする。

II. 研究成果に関する取扱いと権利の帰属・承継

1. 発明（特許及び実用新案）

(1) 発明及び権利譲渡証書の届出

職員等は、自己の発明が本学に関係する形で発生した場合、その発明が自由発明又は職務発明に関わらず、速やかに知的財産創出本部（以下「知財創出本部」という。）に届出をしなければならない。また、その発明が職務発明である場合には、本学へ権利譲渡証書を提出するものとする。

(2) 権利の帰属の判定

知財創出本部は、知的財産帰属部会において、職員等から提出された発明が職務発明か否かを判断し、職務発明に当たらない発明は速やかに返却する。また、職務発明である発明は、本学に承継するかどうかを次の発明の評価基準により決定した上で、本学が承継しないと決定した場合には、特許等を受ける権利を速やかに職員等に返却するものとする。

(3) 発明の評価基準

次の評価基準を満たすものについて出願を行うものとする。

- ① 職務発明であること
- ② 先行技術調査の結果、新規性を有すること
- ③ 先行技術調査の結果、進歩性を有すること
- ④ 基本技術であり、将来一定の市場性が予想されること
- ⑤ 市場性調査の結果、現在における市場性があること
- ⑥ 運営方針に反しないこと

2. 意匠権又は商標権

意匠権、商標権に関しては上記発明の取扱いに準ずるが、商標権に関しては発明とは性格が異なるため、その都度、知財創出本部でその取扱いを判断するものとする。

3. プログラム及びデータベースに係わる著作権

(1) プログラム及びデータベースの届出

本学の研究経費又は公的資金等で行った研究、若しくは本学の施設を利用して行った研究の結果生じたプログラム及びデータベース（以下「プログラム等」という。）については、次の条件を満たすときは知財創出本部に届出なければならない。

- ① 公表又は学外に移転する必要が生じた場合
- ② プログラム等に関連する他の知的財産について、本学に届出する場合

(2) 知財創出本部は、上記届出を受けた場合、次の事項について検討を行い、その取扱いを決定するものとする。

- ① 当該プログラム等が職務著作に該当するか（該当すれば職務著作）
- ② 職務著作でない場合は、当該プログラム等を本学が管理する必要があるかどうか（他の知的財産との関係を考慮して判断）

(3) 前記(2)の①の場合は、本学が管理し、②の場合は、個別に契約することにより、本学が著作権を承継することを検討するものとする。

4. 回路配置利用権

前記プログラム等の著作権の取扱いに準じ、回路配置利用権が発生した都度、知財創出本部で対応を検討するものとする。

5. 種苗法での取扱い

育成した種苗品種等については、その都度、知財創出本部で対応を検討するものとする。

6. 有体物の取扱い

(1) 有体物の定義

- ① 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、目的を達成したことを示すもの
- ② 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、①を得るために利用されるもの
- ③ ①又は②を創作又は取得する際に派生して、創作又は取得されたもの
- ④ ①～③の対象について、記録及び記載した電子記録媒体、紙記録媒体等

(2) 有体物の取扱い

① 研究のための利用

- i) 有体物の研究開発のための利用は原則自由とする。ただし、法令に反する場合、個人のプライバシーを侵害するおそれがある場合、利用者に適切な管理能力がない場合、有体物が複製できないものである場合及び無断で利用者以外に提供されるおそれのある場合などについては利用を認めないものとする。
- ii) 利用の手続きについては、利用者が、知財創出本部の承認を得て行うものとし、その際、研究材料提供契約を結ぶものとする。また、その方法は簡略なものとする。
- iii) 提供価格は、無償又は実費を上限とするものとする。
- iv) 利用者が、新たな知的財産を創出した場合には、一定の利用料を請求するものとし、別途、知財創出本部と利用者間でその取扱いを決めるものとする。

② 産業への利用

- i) 有体物の産業への利用のための提供に当たっては、原則有償とし、利用することによって得られた利益の本学への還元及び提供を受けたものが知的財産を創出した場合等の取扱いについては、事前に知財創出本部と利用者間で研究材料提供契約を結ぶものとする。
- ii) 有体物利用により、本学に還元された収入の職員等への配分については、特許等の規定に準ずるものとする。

Ⅲ. 知的財産の活用の推進

1. 研究成果の実用化に向けた本学の対応

本学が承継を受けた知的財産に関しては、一定の要件を満たすことを条件として出願業務を開始し、同時にライセンスの探索を開始するものとする。出願した特許等については、3年を経過する前に、ライセンス状況、市場状況及び特許性を判断した後、知的財産帰属部会において、特許の審査請求の要否の判断を行うものとする。

なお、その取扱い等については、下記によるものとする。

(1) 出願等基本方針

出願等にあつては、特許性等権利要件を具備しているもの、本学の理念に沿うもの、市場性が期待できるものなどを判断、評価して出願、権利化を行うものとする。特に、出願等に際しては、本学の研究成果の広い社会還元が期待できるよう、直ちに商品化等が可能なものに絞り込まないものとする。

(2) 戦略的出願

基本特許取得のみで満足し、周辺の関連主要特許の権利取得を怠ることは、第三者の適法な侵害を許し、せっかく構築した知的財産が役にたたなくなる可能性があることから、基本特許及びその周辺の必要主要特許を網羅し、多項性活用、国内優先権活用等を視野に入れた出願活動を実施するため、広く、強い権利を取得するような戦略的特許取得を目指すものとする。

(3) 先願主義からの迅速な出願

日本を始め多くの国で先願主義を採用している。先願主義においては、最先の出願人のみが特許権を与えられることから、一日も早い迅速な出願が必要であり、研究計画の立案時、実験の過程及び学会発表時での議論等、ある課題を認識し、その課題の解決策を着想したとき（分野により実験データも必要）が、「発明の発生時」となることから、その時点で職員等は、直ちに知財創出本部に相談又は必要書類を提出する必要がある。

また、知財創出本部は、知的財産帰属部会において、本学に権利等を承継するか否かを迅速に判断し、出願の要否について（1）及び（2）の出願方針に基づいて判断しなければならない。

(4) 学会発表予定の出願

職員等が、学会で自己の研究発表を予定し、その発表の中に発明が含まれていると思われるときは、知財創出本部に相談するものとする。その結果、知的財産化の指示を受けた場合は、遅くとも予稿集を送付する前に所定の書類を知財創出本部に提出するものとする。

また、知財創出本部は、日常活動において職員等との連携を密にし、早期に知的財産化の可能性の把握を図り学会等への発表前の出願に結びつけるものとする。

(5) 通常発明等の出願

職員等は、発明等が完成した段階で定められた様式に記入した発明等開示書を知財創出本部に届出なければならない。知財創出本部では、それを受けて職員等と協議を開始するとともに、発明等開示書に基づき、論文、予稿集等の公表前に特許出願を終了するようにするものとする。また、論文以外の外部公表についても同様な取扱いをするものとする。

なお、これにより可能な限り、新規性喪失の例外規定を受けることは避けるものとする。

(6) 外国特許出願

大学での研究成果は、一般に先端的で基本的な発明が多く、そのような基本発明は、国内での権利確保は勿論、外国に権利確保をしておかなければ、外国において自由に実施できることとなり、我が国の国際競争力の低下を招くものとなるため、知財創出本部において積極的に外国出願を推進するものとする。

また、特に、医学における医療方法の出願は、米国では特許が許されているものの日本及び欧州等では許されていないことから、先端的な医療方法については米国での特許出願を中心に戦略的に特許出願を行うものとする。

(7) 特許作成に関する職員等の協力

特許出願明細書は、技術情報としての側面に加え、権利書としての役割を持つものであり、出願に当たっては、職員等の研究成果を知的財産権としての確に保護する観点から、発明等の内容を最も良く把握している職員等が、従来技術、多くの実施例及び必要な図面等を準備する必要がある。また、これらの情報を基に、知財創出本部は、独自に先行技術及び従来技術の確認を行い、弁理士を活用し戦略的な広い権利範囲の特許が取得できるよう特許出願明細書を作成するものとする。

(8) 実施許諾に関する考え方

- ① ライセンス料金は、ライセンスフィーとロイヤリティから構成され、それぞれの料金等は、市場の平均価格を参考に、供与技術の技術的位置付け、市場性等を基に総合的に判断して決めるものとする。
- ② 基本的で強い特許であればライセンシーの確保が可能であり、実施権の形態は、社会に広く利用されるという意味では通常実施権が望ましいものとし、また、一般的には、ライセンシーは技術の独占を必要とすることから、専用実施権も可能とするものとする。
- ③ 必要に応じてオプション契約を締結するものとする。
オプション契約とは、ライセンシーがライセンスを決める決定的理由がないときに、将来のライセンスを期待して結ぶ契約であり、一定期間の判断猶予を与えるものであることから、そのライセンス料金は状況に応じて決めるものとする。
- ④ 上記ライセンス料金に関しては、ライセンシーの意向を理解して柔軟な対応ができるようにするものとする。
- ⑤ 米国では、ライセンシーが特許費用を負担するのが一般的であり（リインバースメント）、本学においても本制度の採用を進めるものとする。
また、特に、オプション契約の場合には前提条件とするものとする。
- ⑥ ライセンシーが特許を実施しない場合、その実施権が専用実施権であれば、不実施に対する不実施対価を請求しうるものとする。また、通常実施権の場合には、不実施対価の請求に加え、返却を請求しうるものとし、いずれの場合も、不実施理由を確認の上、お互いの交渉により決めるものとする。
- ⑦ ベンチャー企業、中小企業等についても上記の考え方を柔軟に適用し、相手の状況（例えば、許諾料は低く押さえるが、実施料は傾斜をつけて割り増しするなど。）を勘案の上、お互いにメリットが生じるように工夫するものとする。
- ⑧ 海外で生産する外国企業から独占的ライセンス許諾の要求があった場合、米国バイ・ドール法にならない、日本の関係行政機関にその可否判断を依頼するものとする。

2. 知的財産の実施等に伴う発明者等への報償

実施料等（ロイヤリティ等）の還元による発明者補償に関しては、次のように定めるものとする。

① 実施料収入（リインバースメントを除く全ての還元金）（TLOを利用しない場合）

特許費用差し引き後

i) 発明者	25%
ii) 所属研究室	25%
iii) 知財創出本部	25%
iv) 本学	25%

② 実施料収入（TLOを利用する場合）

TLOからの還元金

i) 発明者	25%
ii) 所属研究室	25%
iii) 知財創出本部	25%
iv) 本学	25%

3. 知的財産の学術目的の利用

本学が許諾権利を有する知的財産に関しては、原則無償又は最大限実費での利用を認めるものとする。ただし、専用実施権が設定されている場合は、実施権の内容に応じて、知財創出本部でその対応を決めるものとする。

4. 職員等の業績評価

職員等の業績評価については、研究論文等と並んで知的財産を対象とする。

IV. 共同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方

1. 共同研究の場合

原則として、知的財産権は共有とし、権利の持ち分の比率は1：1とするが、発明者の認定において、その発明への貢献度が明らかにどちらかに片寄る場合は、共同研究者間でその事実を認定して比率を決めるものとする。

2. 受託研究の場合

研究開発は、本学で独自で行うことから原則として100%本学の帰属とするが、テーマ依頼時又は研究進行時に依頼者からの開発方向へのヒント等が示された場合は、その妥当性を両者で認識し比率を変更することができるものとする。

3. 研究ノート又は議事録の作成等

共同研究、受託研究等での知的財産に関する権利の配分は、上記に示すように貢献度で決める場合が発生するが、この時、誰が発明案を出し、誰がどの程度の貢献度で実施したか等がその比率を確定する基礎要件となることから、それらのことが客観的に記録されていることが望ましく、研究ノート又は会議の議事録等を活用して明確化するものとする。

4. ライセンスについて

- (1) 本学がシーズ又は特許等を保有し、共同研究を開始する場合は、本学が、基本特許等を保有している状態であることから、その後の共同研究により生じた知的財産の実施に関しては、共同研究先に実施権（例えば、専用実施権）を許諾するものとする。
- (2) 共同研究を開始する時点で本学及び企業においてシーズ、特許等の保有が無かった場合、共同研究の開発過程で発生した知的財産は共有であり、双方が自由に実施できるものとする。しかし、本学は、販売等の実施はしないことから、契約時に本学が第三者に実施権を付与できること又は不実施による対価の請求をすることを条件とするものとする。
- (3) 受託研究の場合、知的財産権は本学が保有することから、当該企業に実施権（例えば、専用実施権）を優先的に許諾するものとする。また、知的財産権が共有となる場合は、上記②と同様に取り扱うものとする。

V. 職員等の守秘義務

1. 共同研究・受託研究の場合

本学、関連企業ともに、関係研究者間の守秘義務協定を結ぶこととする。

2. 本学での通常の研究時の場合

- (1) 論文発表の前に、発明に関し特許等出願をすることを前提に、出願前に内容を公表しない。特に、インターネット上での内容の公表又は研究関係者等のやりとりは公表に相当することから十分注意を払う必要がある。
- (2) 特許出願前にその内容について、研究会等で他の関係者と議論する場合には、その会議は非公開とし、お互いに意見交換した内容に関しては、他言しないことを会議の冒頭で確認するものとする。また、会議記録等を作成し、確認の上、保管するものとする。

VI. 知的財産の管理及び実施体制と責任

1. 管理

知的財産等の管理は、知財創出本部で行い、具体的な組織体制に関しては別に定めるものとする。

2. 実施体制

職員等から生まれた知的財産を本学の財産とし、社会に還元する業務を実行する組織を本学に設置する。その組織名は、知財創出本部とし、本学担当理事を本部長とし、教員及び事務職員等で構成するものとする。

3. 責任等

知財創出本部は、本学が保有する知的財産に関し、全責任を有し、その活動状況を定期的に学長に報告し、かつ、その年度の活動報告を行うものとする。また、年度の活動報告は学内及び学外に公表するものとする。

Ⅶ. 知的財産の取扱いに関する異義申立て手続きと処理方法

学内又は学外からの知的財産の取扱いに関する異義申し立ての受付及び検討機関として、学内の各学部等から推薦された職員等から構成する知的財産審議会を設置し、公正さを担保するものとする。また、利益相反問題等もこの委員会で検討するものとする。なお、この委員会の具体的な構成及び業務に関しては、別に定めるものとする。

Ⅷ. その他

このポリシーは、平成16年4月1日から実施し、5年に一度、定期的に見直すこととするが、社会の変動、本学を取り巻く環境の変化等に応じて随時見直しを行うことができるものとする。

国立大学法人弘前大学知的財産取扱規程

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
 - 第2章 知的財産創出本部（第4条・第5条）
 - 第3章 発明等の届出及び帰属の決定（第6条～第11条）
 - 第4章 補償（第12条～第14条）
 - 第5章 知的財産審議会（第15条～第17条）
 - 第6章 知的財産等の管理・活用の推進（第18条）
 - 第7章 プログラム等、回路配置、種苗品種及び有体物、ノウハウに関する管理（第19条～第31条）
 - 第8章 権利等の管理等（第32条）
 - 第9章 その他（第33条～第38条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人弘前大学（以下「本学」という。）の職員等が創造した知的財産の取扱いについて規定し、もって学術研究の成果の社会的活用を図るとともに、学術研究の振興に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 省略

第2章 知的財産創出本部

（知的財産創出本部の設置）

第4条 本学に、知的財産活動に関する重要事項について審議、決定し、知的財産権の実施、管理及び活用を行うため、知的財産創出本部（以下「知財創出本部」という。）を設置する。

（知財創出本部の構成）

第5条 知財創出本部は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 知的財産創出本部長（以下「知財創出本部長」という。）
- (2) 教員 若干名
- (3) 第7条第5項第2号から同項第4号に定める者
- (4) 事務職員

2 知財創出本部長は、学長が指名する理事をもって充てる。

第3章 発明等の届出及び帰属の決定

（発明等の届出及び受理）

第6条 職員等は、発明等を行ったときは、発明等開示書（様式第1号）により、速やかに知財創出本部長に届け出なければならない。

- 2 知財創出本部長は、前項の届出を受理したときは、速やかに当該職員等及び所属部局長に、その旨を通知するものとする。
- 3 知的財産権の譲渡の取扱については、別に定める。

（発明等の審議及び出願等）

第7条 知財創出本部長は、前条の規定による発明等の届出を受理したときは、知財創出本部に設置する知的財産帰属部会（以下「知財帰属部会」という。）において、

当該発明等に係る次の各号に掲げる事項について検討し、そのすべてを満たし、かつ、知財創出本部長が認めたときは、本学への権利等の承継（以下「承継」という。）をするものとする。

- (1) 職務発明等であること。
 - (2) 先行技術調査の結果、特許法第29条第1項に規定する新規性があること。
 - (3) 先行技術調査の結果、特許法第29条第2項に規定する進歩性があること。
 - (4) 基本技術であり、将来一定の市場性が予想されること。
 - (5) 市場性調査により現在における市場性があること。
 - (6) 運営方針に反しないこと。
- 2 知財創出本部長は、前項の規定による決定をしたときは、発明等の届出をした職員等及び所属部局長に通知するものとする。その際、承継しなかったものについては、その理由等を明記の上、発明等開示書及び第9条に規定する権利譲渡証書を当該職員等に返却するものとする。
- 3 知財創出本部は、第1項により、承継した発明等については、速やかに出願等の準備を行うものとする。
- 4 知財帰属部会は、次の各号に掲げる事項について検討を行った上で、速やかに出願等をするものとする。また、その検討結果について、個別の管理記録等を作成して保存するものとする。
- (1) 当該発明が基本発明であるかどうか
 - (2) 基本発明である場合には、どのような戦略的出願を指向すべきか
 - (3) 優先権出願を考慮する必要があるかどうか
 - (4) 外国出願を準備する必要があるかどうか
 - (5) 前記各号を踏まえた出願時の全体的評価について
- 5 知財帰属部会は、次の各号に掲げる者で構成する。
- (1) 知財創出本部長
 - (2) 技術移転専門員の統括者
 - (3) 各技術分野の技術移転専門員若干名
 - (4) その他知財創出本部長が認めた者

（異議の申立）

第8条 職員等は、前条第1項による決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に、学長に対し文書（様式第2号）により異議を申し立てることができるものとする。

- 2 学長は、前項による異議の申立てがあったときは、知的財産審議会等の意見を徴したうえで、その当否を決定するものとする。
- 3 学長は、前項の決定をしたときは、当該職員等及び所属部局長並びに知財創出本部長に、その旨を通知するものとする。

（権利譲渡証書の提出）

第9条 職員等が発明等の届出をする場合又は次条に規定する譲渡の申し出をする場合は、当該発明等が、承継されることを前提として、権利譲渡証書（様式第3号）を学長に提出しなければならない。

（任意譲渡）

第10条 職員等から届出があった発明等について、承継されない場合に、当該職員等からその権利等を本学に譲渡したい旨の申し出があったときは、知財創出本部長は、再度、発明等開示書及び任意譲渡証書（様式第3号）を受理した上で、あらためて第7条第1項による検討を行い、出願等の要否を決定するものとする。ただし、その結果にかかわらず受理した書類は返却しないものとする。

（制限行為及び緊急時の出願）

第11条 職員等の発明等について、承継しないことが決定された後でなければ、職員等は、独自又は第三者と共同で出願等をし、又はその権利等を第三者に譲渡してはならない。ただし、出願等が緊急を要する場合で、かつ、知財創出本

部長が認め た場合はこの限りではない。

- 2 前項ただし書は、第三者に権利等を譲渡することに関しては、これを適用しない。
- 3 第1項ただし書の出願等の場合は、個人出願とし、出願費用等は当該職員等の負担とする。ただし、知財創出本部長が認めた場合は、知財創出本部が出願費用等を負担することができるものとする。
- 4 前項の場合において、当該職員等は、知財創出本部長へ速やかに発明等開示書により届出をしなければならない。この場合、第7条第1項に基づき検討した結果、承継されたときは、当該職員等が負担した場合の出願費用等は当該職員等へ返還されるものとする。また、承継されなかったときは、知財創出本部が負担した場合の出願費用等は、当該職員等が負担するものとする。
- 5 承継が決定する前に職員等が、第1項の規定に反する行為を行った場合、当該職員等は、理由書（様式第4号）を学長へ提出しなければならない。
- 6 前項により提出された理由書は、知的財産審議会で審議するものとする。

第4章 補償

（補償金の支払）

第12条 本学は、その承継された権利等の実施許諾等、若しくは処分等により収益（収入）を得たときは、当該権利等に係る発明等をした職員等に対し、国立大学法人弘前大学知的財産ポリシー（以下「知財ポリシー」という。）に定める還元割合に従い、補償金を支払うものとする。

（共同発明者に対する補償）

第13条 前条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する職員等が2人以上あるときは、それぞれの権利の割合に応じて支払うものとする。

（退職又は死亡したときの補償）

第14条 前2条の補償金を受ける権利は、当該権利にかかわる職員等が退職した後も存続するものとする。
2 前項の権利を有する職員等が死亡したときは、その相続人が当該権利を継承するものとする。

第5章 知的財産審議会

（知的財産審議会の設置）

第15条 本学は、第16条第1項各号に規定する事項を審議するため、知的財産審議会（以下「知財審議会」という。）を設置する。

（知財審議会の職務）

第16条 知財審議会は次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を学長に答申するものとする。

- (1) 第8条に規定する異議申立に関すること。
- (2) 第11条第5項に基づき提出された理由書の正当性に関すること。
- (3) 本学が所有する知的財産権について、学術研究目的のため第三者から使用を申し込まれた場合の許諾に関すること。
- (4) 一般的又は個別的知的財産における利益相反に関すること。
- (5) 知財ポリシー及びこの規程の改廃に関すること。

2 知財審議会は、必要に応じ、職員等から事情聴取を行うことができるものとする。

（知財審議会の構成）

第17条 知財審議会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 知財創出本部長
- (2) 地域共同研究センター長
- (3) 各学部から選出された教員各1名

- (4) その他知財創出本部長が認めた者
- 2 知財審議会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。
 - 3 委員長は、会務を総理する。
 - 4 知財審議会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
 - 5 副委員長は、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 6 第1項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 7 委員長が必要と認めたときは、委員以外の職員等を知財審議会に出席させ、意見を聴くことができる。

第6章 知的財産等の管理・活用の推進

(知的財産権の実施、管理及び活用等)

第18条 知的財産権の実施、管理及び活用等に関して必要な事項は、国立大学法人 弘前大学知的財産等の管理・活用の推進に関する要項の定めるところによる。

第7章 プログラム等、回路配置、種苗品種及び有体物、ノウハウに関する管理

(プログラム等の届出)

第19条 職員等は、創作したプログラム等が次の各号のいずれかに該当する場合は、発明等開示書により、速やかに知財創出本部長に届出なければならない。

- (1) 有償又は無償を問わず、職員等以外に利用させる場合
- (2) 財産的価値が顕在化した場合
- (3) プログラム等の著作権に対し、侵害の疑義が生じた場合
- (4) 知財創出本部長から届出を求められた場合
- (5) その他必要と認める場合

(プログラム等の管理)

第20条 知財創出本部長は、本学に帰属が決定したプログラム等については、適正に管理するとともに、必要があると認めるときは、職員等に適正に管理させなければならない。

- 2 知財創出本部は、前項のプログラム等について、著作権法等に基づく登録が必要であると認めるときは、出願等を行うものとする。

(著作者人格権の不行使)

第21条 本学に帰属が決定したプログラム等の創作者は、著作権法第17条に規定する著作者人格権又は外国における同権利に相当する権利を行使しないものとする。

(回路配置の届出)

第22条 職員等は、創作した回路配置が次の各号のいずれかに該当する場合は、発明等開示書により、速やかに知財創出本部長に届出なければならない。

- (1) 有償又は無償を問わず、職員等以外に利用させる場合
- (2) 財産的価値が顕在化した場合
- (3) 回路配置の著作権に対し、侵害の疑義が生じた場合
- (4) 知財創出本部長から届出を求められた場合
- (5) その他必要と認める場合

(回路配置利用権の登録及び管理)

第23条 知財創出本部長は、本学に帰属が決定した回路配置については、適正に管理するとともに、必要があると認めるときは、職員等に適正に管理させなければならない。

- 2 知財創出本部は、前項の回路配置について、半導体集積回路の回路配置に関する法律に基づく登録が必要であ

ると認めるときは、出願等を行うものとする。

(種苗品種の届出)

第24条 職員等は、育成した種苗品種が次の各号のいずれかに該当する場合は、発明等開示書により、速やかに知財創出本部長に届出なければならない。

- (1) 有償又は無償を問わず職員等以外に利用させる場合
- (2) 財産的価値が顕在化した場合
- (3) 種苗品種の著作権に対し、侵害の疑義が生じた場合
- (4) 知財創出本部長から届出を求められた場合
- (5) その他必要と認める場合

(種苗育成者権の登録及び管理)

第25条 知財創出本部長は、本学に帰属が決定した種苗品種については、適正に管理するとともに、必要があると認めるときは、職員等に適正に管理させなければならない。

- 2 知財創出本部は、前項の種苗品種について、種苗法に基づく登録が必要であると認めるときは、出願等を行うものとする。

(商標又はノウハウの届出)

第26条 職員等は、商標又はノウハウを案出したときは、それらを厳重に秘匿及び管理するとともに、案出した商標、ノウハウが次の各号のいずれかに該当する場合は、発明等開示書により、速やかに知財創出本部長に届出なければならない。

- (1) 有償又は無償を問わず、職員等以外に利用させる場合
- (2) 財産的価値が顕在化した場合
- (3) 商標又はノウハウの著作権に対し、侵害の疑義が生じた場合
- (4) 知財創出本部長から届出を求められた場合
- (5) その他必要と認める場合

(商標の登録又はノウハウの指定及び管理)

第27条 知財創出本部長は、本学に帰属が決定した商標については、適正に管理するとともに、必要があると認めるときは、職員等に適正に管理させなければならない。

- 2 知財創出本部は、前項の商標について、商標法に基づく登録が必要であると認めるときは、出願等を行うものとする。
- 3 知財創出本部長は、本学に帰属が決定したノウハウについては、本学において管理すべきノウハウとして指定するとともに、その旨をノウハウを案出した職員等（以下「案出者」という。）に通知しなければならない。
- 4 知財創出本部長は、前項の規定により指定されたノウハウ（以下「指定ノウハウ」という。）を、その案出者及び指定ノウハウを知り得た者に厳重に秘匿及び管理させなければならない。

(ノウハウの秘匿)

第28条 指定ノウハウの案出者は、当該ノウハウを厳重に秘匿し、管理するとともに、次の各号に掲げる場合を除き、開示又は漏洩してはならない。

- (1) 本学との契約により、守秘義務が課せられている者に開示する場合
 - (2) 技術指導を行うために、知財創出本部長の承認を得て、職員等に開示する場合
 - (3) 知財創出本部長が、指定ノウハウの指定を取りやめた場合
- 2 指定ノウハウを知り得た職員等は、その指定ノウハウについて、厳重に秘匿及び管理するとともに、次の各号に掲げる場合を除き、開示又は漏洩してはならない。
 - (1) 本学との契約により、守秘義務が課せられている者に開示する場合
 - (2) 知財創出本部長が、指定ノウハウの指定を取りやめた場合

(有体物の定義)

第29条 有体物とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 研究開発の際に創作，取得されたものであって，目的を達成したことを示すもの
- (2) 研究開発の際に創作，取得されたものであって，前号を得るのに利用されるもの
- (3) 第1号又は前号を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- (4) 第1号から第3号の対象について記録・記載した電子記録媒体，紙記録媒体等

(研究のための使用に係る有体物の取扱)

第30条 知財創出本部長は，第三者による有体物の研究のための使用については，原則無償により認めるものとする。ただし，次の各号に掲げる場合の使用は認めないものとする。

- (1) 法令に違反する場合
- (2) 個人のプライバシーを侵害するおそれのある場合
- (3) 使用する第三者に適切な管理能力がないと認められる場合
- (4) 複製できないものである場合
- (5) 第三者以外の者に無断で提供されるおそれがある場合

2 知財創出本部長は，前項により使用を認めた場合には，研究材料提供契約を交して使用させるものとする。

3 提供に要する費用は，第三者の負担とし，実費相当を上限とするものとする。

4 本学は，使用を認められた第三者が，新たな知的財産を創出し，特定の実施料等を得た場合には，当該第三者に対し，一定の還元を請求できるものとする。

(産業のための使用に係る有体物の取扱)

第31条 知財創出本部長は，第三者による有体物の産業のための使用については，原則有償により認めるものとする。ただし，次の各号に掲げる場合の使用は認めないものとする。

- (1) 法令に違反する場合
- (2) 個人のプライバシーを侵害するおそれのある場合
- (3) 使用する第三者に適切な管理能力がないと認められる場合
- (4) 複製できないものである場合
- (5) 第三者以外の者に無断で提供されるおそれがある場合

2 知財創出本部長は，前項により使用を認めた場合には，研究材料提供契約を交して使用させるものとする。

3 使用及び提供に要する費用は，第三者の負担とし，市場状況，有体物の価値等により決定するものとする。

4 本学は，使用を認められた第三者が，新たな知的財産を創出し，特定の販売等を行った場合には，当該第三者に対し，一定の還元を請求できるものとする。

第8章 権利等の管理等(省略)

第9章 その他(省略)

知的財産管理体制構築 事業計画（平成15年度）

会津大学 学長 池上徹彦 会津大学 氏名：重田暁彦

●大学内の知的財産管理部門構築のための支援

- 1) 知的財産管理部門構築等のためのプランニングの制定
 - ① 「会津大学知的財産管理等大綱（仮称）」の制定
 - ・本学が取り組むべき知的財産管理等機能を大綱としてまとめる。
 - ・当該大綱は県、大学等の広報誌、HP等により県民に広く公表する。
 - ② 「会津大学知的財産管理等推進計画（仮称）」の制定
 - ・上記大綱に基づく詳細実施計画（アクションプラン）を策定し、年度毎に取り組みなければならない項目等を明確にする。
 - ・計画目標においては、可能な限り数値化を図り当該数値目標の達成度を明確するとともに、年度毎の事後評価システムを確立を図るための事前調査等を行う。
 - ・事後評価の結果をフィードバックできる年度毎の中間評価システムの確立する。
- 2) 職務発明規程及び職務発審査会の体制拡充と運営支援等
 - ① 職務発明規程等の見直し等
 - ・既に制定済の「会津大学職務発明規程」について、内容と運用状況等の現状確認を行い、今年度においては確認結果を取りまとめる。なお、必要に応じて当該規程の改正等を行う。
 - ・その他知的財産管理体制等を整備するに際して必要となる諸規定、運用方針等の制定する。
 - ② 職務発明審査会等の体制整備等
 - ・既に設置されている「会津大学職務発明審査会」に、知的財産管理アドバイザーがオブザーバーとして参画する。
 - ・当該審査会の運営についての現状確認もを行い、必要に応じて改善提案等を行う。
 - ・「会津大学職務発明審査会」の機能を拡充し、本学の知的財産戦略や特許権等知的財産権創出の方針等について、学内の承認、調整機能等を併せ持たせる。
- 3) 知的財産管理部門の体制整備と事務運営に対する支援
 - ① 知的財産管理部門の体制整備
 - ・知的財産管理アドバイザーがノウハウを引き継ぎ並びに本学の知的財産企画、立案、特許等知的財産の創出や技術移転等を促進する知的財産管理部門を効果的、効率的に構築するため、「知的財産管理等推進WG（仮称）」を立ち上げる。
 - ・将来的には、当該機能を産学イノベーションセンター以下「UBIC」という。）内に構築する知的財産管理部門に承継させる。
 - ② 知的財産部門業務プロセスの整備に向けた準備
 - ・平成16年度から発明発掘から特許出願、出願管理へ至る事務フロー等、知的財産管理システムを可能な限りマニュアル化を図るための調査、検討等事前準備を行う。
 - ・過去に出願されている特許等の内容確認等の現状確認を行い、発明抽出や出願手続等に対する課題等を見出ししていく。
 - ・知的財産管理機能等充実のための予算要求を行う（平成16年度当初予算）。
- 4) 知的財産管理部門のスタッフへの教育と大学内への知的財産活動の啓発
 - ① 学内研修会等の開催
 - ・平成15年度においては、学内教員等を対象とした「会津大学知的財産入門セミナー」を開催し、大学等における知的財産機能等の重要性等を認識してもらう。（年5回開催予定）
 - ・11月に特許庁、経済産業省東北経済局の協力を頂き、「会津大学知的財産管理シンポジウム」を開催する。
 - ・随時あらゆる機会を利用して、知的財産管理部門スタッフの基礎知識の醸成を図る。
 - ② 知的財産管理等に係るOJTの実施
 - ・特許等知的財産に係る個別相談の実施を通じたOJTを積極的に行う。

●知的財産管理業務に関する支援

- 1) 大学研究者からのシーズ発掘に関する支援
 - ① 発明奨励制度の確立のための検討
 - a. 特許等創出促進プログラム（仮称）の制定に向けた取組
 - ・教員の特許等発明創出のインセンティブを高めるための発明奨励制度充実を図るために必要な取組を検討する。
 - ② 権利取得促進のための検討
 - a. 発明発掘及びその把握
 - ・学内教員の成功実績例を1例でも創出できるよう事務局も全面にバックアップし、今後のモデルケースとする。
 - ・職務発明等についての現状把握を行いつつ、来年度以降に向けての発明発掘、出願等予算を確保する。
 - ・特許等発明発掘、発明抽出についての具体的支援要請について随時対応する。
- 2) 先行技術調査等の体制整備と運営支援
 - ① 技術動向調査、企業動向調査のための人的システムの確立
 - a. 技術動向調査等の人的システムの確立に向けた取り組み
技術文献、技術データベースの活用等技術動向の把握手法のためのノウハウ取得等
 - b. 知的財産部門スタッフの他社権利調査のためのノウハウ取得等
 - c. 知的財産部門スタッフの企業ニーズ、将来技術予測のための基礎知識の醸成（OJTの実施、各種研修会、先進的取組事例（大学等、企業等）の調査
 - ② 先行技術確認等のためのノウハウ取得
 - a. 従来技術の把握、従来技術との比較による新規性、進歩性の判断等ノウハウ取得のための基礎知識の醸成
 - b. 公知技術調査から発明アイデアを発掘するためのノウハウ取得のための基礎知識の醸成
 - ③ 権利化可能性確認のためのノウハウ取得
 - a. 従来技術による発明の把握の修正
従来技術の調査結果から当該発明に最も内容的に近い従来技術との比較を行うことによる発明の把握と修正等を行えるノウハウ取得のための基礎知識の醸成
 - b. 事業性の確認（技術シーズ評価のノウハウ取得）
従来技術の調査結果、マーケティング調査結果等に基づき、当該発明の事業性の適否や当該事業性のための修正等のノウハウを取得するための基礎知識（いわゆる目利き機能）の醸成
- 3) 特許出願等（出願手続も含む）に関する業務支援
 - a. 出願手続のノウハウの取得及び学内教員への指導、助言
 - ・知的財産管理部門スタッフの特許等出願手続等に係る基礎知識の醸成を図る。
 - ・各種研修会等への参加を積極的に行う。
 - ・特許出願に係る学内研修会の開催する。
 - b. 出願手続に関する業務支援（制度化の構築に向けて）
 - ・特許出願等に係る教員からの相談窓口の一本化を図る。
 - ・特許等出願手続についての教員からの具体的支援要請について随時対応する（OJT）ことによる知的財産管理スタッフの基礎知識の醸成を図る。
 - ・特許等出願手続等についての弁理士活用方策等を検討する

●知的財産管理業務に関する支援

- 4) 特許等出願管理、権利管理に関する業務支援
 - ① 職務発明の帰属システムの構築
 - ・本学教員の発明に係る特許等知的財産権の帰属について、原則県（機関）帰属を前提として現行制度を見直しを行う。
 - ② 特許等権利維持・管理システムの構築
 - ・帰属を受けた特許等知的財産権について管理システムを構築する。
実施権の設定・その運用等／人事面、財政面）
 - ・共同研究、受託研究等により生まれた特許権等知的財産権（過去分も含む）の管理システムを構築する。
 - ・知的財産部門スタッフの特許権等維持・管理システムのための基礎知識の醸成を図る。
 - ③ 特許権等侵害回避のためのノウハウ取得
 - ・知的財産部門スタッフの特許権侵害予防調査等特許権等侵害回避のための基礎知識の醸成を図る。
 - ④ 特許権等情報管理並びに検索システムの確立に向けた取組
 - ・既存制度の活用と特許権等情報調査、管理等のための適当なツール等の検討する。
 - ・知的財産部門スタッフの特許権等情報管理並びに検索等のための基礎知識の醸成を図る。

●知的財産活用に関する支援

- 1) 特許等知的財産権活用戦略の立案
 - ① 技術移転等を見据えた活用戦略の検討
 - a.平成17年度以降の法人化を見据え、大学間の競争環境に勝ち抜くための特許等知的財産権等の活用戦略を今年度中にまとめる大綱の中に明確に位置づける。
 - b.技術移転のための環境整備（技術移転窓口としてのUBIC機能等の強化）
 - ・企業等向け窓口についてUBICに一本化する。
 - ② 他大学等状況概要調査
 - ・他の大学の先進的な特許等戦略について調査を積極的に実施する。
- 2) 技術シーズの市場性などの評価に関する支援
 - ① 学内研究成果の技術シーズに係る市場性等の評価等に向けた取組
 - a.学内研究シーズ及び既出願特許等のケーススタディを通じた学内現状の把握
 - ・市場性評価、ビジネスモデル化についての教員からの具体的要請等に対する対応、支援並びに当該ケーススタディ（OJT）を通じた知的財産部門スタッフの基礎知識の醸成を図る。
 - b.特許権等と企業等とのマッチングのための環境整備に向けた取組
 - ・特許等について、HPその他の手段を利用した情報提供（広告戦略）システムの確立を検討する。
 - ・当該特許権等に係る技術を求める企業とのマッチングのための環境整備を検討する。
- 3) 技術移転関連実務の支援（ライセンス契約等）
 - ① 技術移転実務に係る環境整備に向けた取組
 - a.共同研究、受託研究等並びに技術移転関連実務に係る教員からの具体的要請に対する随時対応
 - b.共同研究、受託研究等についての相談、支援システムの構築の検討
 - ・UBICにおける窓口の一本化、ケーススタディを通じた知的財産部門スタッフの基礎知識の醸成を図る。
 - ・ビジネスプランの売り込みのためのシステム構築を検討する。
 - ② 技術移転に係る基本的方針の確立（契約方針等の確立）のための検討
 - ・技術移転等に係る事務の標準様式の制定を行う。
cf./技術移転契約（標準契約）の作成
 - ・技術移転先企業等からの技術移転に係る収益等の大学への還元システムを確立する。
- 4) 知的財産管理に係る他大学等との連携に向けた検討
 - ① 知的財産管理に係る地域連携等についての基本方針作成
 - a.知的財産管理に係る地域連携等基本方針（案）を作成する。
知的財産管理において県内大学等との地域連携等の具体的な必要性の検討
 - ・他大学の意向確認
 - ・連携のメリット、デメリット等との調査、検討
 - ・地域連携等が必要性についての確認（実績、将来性等）
 - b.「会津大学知的財産管理等大綱（仮称）」等への位置づけ
 - ・上記①の検討の結果、知的財産管理において県内大学等との地域連携等が必要となった場合においては、「会津大学知的財産管理等大綱（仮称）」の中に明確に定義する。
 - ・地域連携等の実現に向けた詳細計画等を策定（アクションプランとして）する。

●知的財産管理体制構築支援事業 平成15年度年間計画・スケジュール (会津大学)

	6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月							
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下					
(大学内の知的財産管理部門構築のための支援) 1 知的財産管理部門構築のためのプランニング等の制定 2 職務発明規程及び職務発明審査会の体制拡充と運営支援 3 知的財産管理部門の体制整備と事務運営に対する支援 4 知的財産管理部門スタッフへの教育及び教員等への知的財産活動の啓発				情報収集																						
(知的財産管理業務に関する支援) 1 大学研究者からのシーズ発掘に関する支援 2 先行技術調査等の体制整備と運営支援 3 特許出願等に関する業務支援 4 特許等出願管理、権利管理に関する業務支援																										
(知的財産活用に関する支援) 1 特許等知的財産権活用戦略の立案 2 技術シーズの市場性等評価に対する支援 3 技術移転関連業務の支援 4 特許等権利を利用したビジネスプランの支援 5 知的財産管理に係る他大学等との連携																										

会津大学教員等の職務発明等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福島県職員の職務発明等に関する規則（昭和62年福島県規則第36号）第21条の規定に基づき、会津大学の学長、副学長、教授、助教授、講師、助手及び外国人教師等（以下「教員等」という。）がした発明、考案、意匠の創作及び品種の育成の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発明 特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明をいう。
- (2) 勤務発明 教員等がその勤務に関連してした発明をいう。
- (3) 職務発明 勤務発明であって、その内容が当該勤務発明をした教員等が所属し又は所属した機関の所掌する業務の範囲に属し、かつ、当該勤務発明をするに至った行為が当該教員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。
- (4) 発明者 勤務発明をした教員等をいう。
- (5) 所属長 教員等が所属する学科、情報センター、研究センター等、コンピュータ研究所及び企画運営室の長をいう。

(権利の承継)

第3条 県は、職務発明であって次の各号のいずれかに該当するもの（以下「承継できる職務発明」という。）について、この規程の定めるところにより、特許を受ける権利又は特許権を承継することができる。

- (1) 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、県から特別の研究経費を受けて行った研究の結果生じた発明
- (2) 応用開発を目的とする特定の研究課題の下に、県により特別の研究目的のために設置された特殊な研究設備を使用して行った研究の結果生じた発明
- (3) その他学長が特に必要と認めた発明

(勤務発明の届出)

第4条 教員等は、勤務発明をしたときは、速やかに、勤務発明届（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して所属長を経由して学長に提出しなければならない。

- (1) 発明の内容を詳細に記載した書類
- (2) 発明をするに至った経過を詳細に記載した書類
- (3) 発明が2人以上の教員等又は教員等以外の者との共同によりなされた発明（以下「共同発明」という。）であるときは、当該共同発明に対する権利の持分の割合及びその根拠を記載した書類

2 所属長は、前項に規定する届出を受理したときは、速やかに、意見書（様式第2号）を添付して学長に提出しなければならない。

(届出に対する認定及び決定)

第5条 学長は、前条第1項に規定する届出があったときは、速やかに、当該届出に係る勤務発明が承継できる職務発明であるかどうかを認定し、承継できる職務発明であると認定したときは、当該勤務発明について県が特許を受ける権利又は特許権を承継するかどうかを決定するものとする。

2 学長は、前項の認定及び決定を行う場合には、会津大学職務発明審査会の議を経なければならない。

第6条 学長は、前条の規定により承継できる職務発明でないとして認定した勤務発明について発明者から特許を受ける権利又は特許権の譲渡の申出があったときは、速やかに、当該勤務発明について県が特許をうける権利又は特許権を承継するかどうかを決定するものとする。この場合には、前条第2項の規定を準用する。

(特許を受ける権利又は特許権の譲渡義務)

第7条 発明者は、学長が前二条の規定により当該発明者の勤務発明について特許を受ける権利又は特許権を県が承継すると決定したときは、当該特許を受ける権利又は特許権を県に譲渡しなければならない。

(第三者への権利譲渡の制限)

第8条 発明者は、学長が第5条又は第6条の規定により、当該勤務発明を承継できる職務発明でないとして認定し、又は当該職務発明に係る特許を受ける権利又は特許権を県が承継しないと決定した後でなければ、当該特許を受ける権利又は特許権を第三者に譲渡し又は第三者のために専用実施権を設定してはならない。

(特許出願)

- 第9条 学長は、第5条又は第6条の規定により県が特許を受ける権利を承継すると決定したときは、速やかに特許出願を行うものとする。
- 2 発明者は、第4条第1項に規定する届出に係る勤務発明について、学長が第5条又は第6条の規定により、当該発明を承継できる職務発明でないと認定し、又は特許を受ける権利を県が承継しないと決定した後でなければ、特許出願を行ってはならない。ただし、緊急に特許出願を行う必要があるときは、この限りでない。
- 3 発明者は、前項ただし書きの規定により特許出願を行ったときは、速やかに、個人特許出願届（様式第3号）に特許出願に関する書類の写しを添付して、所属長を経由して学長に提出しなければならない。
- （発明者の負担した出願費用等の支払）
- 第10条 県は、第7条の規定により特許を受ける権利又は特許権の譲渡を受けた場合において、発明者が既に特許出願等に要する費用を支出しているときは、当該発明者の申出により、当該費用のうち学長が必要と認める額を当該発明者に支払うものとする。
- （登録補償金の支払）
- 第11条 県は、第7条の規定により特許権の譲渡を受けたとき又は第9条第1項の規定により特許出願を行った後に特許権を取得したときは、権利1件につき、2万円（教員等以外の者との共同発明の場合においては、2万円に県の持分割合を乗じて得た額）の登録補償金を当該発明者に支払うものとする。
- （実施補償金の支払）
- 第12条 県は、第7条の規定により取得した特許を受ける権利又は特許権の運用又は処分により収入を得たときは、当該発明者に対し、毎年1月1日から12月31日までの間の収入実績に応じ、翌年5月31日までに次に掲げるところによる実施補償金を支払うものとする。
- (1) 県が当該特許を受ける権利又は特許権に係る勤務発明の実施を県以外の者に許諾して収入を得たときは、その収入額を次の表の左欄に掲げる金額の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を順次適用して得た金額の合計金額
- | | |
|------------------|-------|
| 三十万円以下の金額 | 百分の三十 |
| 三十万円を超え五十万円以下の金額 | 百分の二十 |
| 五十万円を超え百万円以下の金額 | 百分の十 |
| 百万円を超える金額 | 百分の五 |
- (2) 県が当該特許を受ける権利又は特許権を譲渡して収入を得たときは、その収入額の百分の三十の金額
- 2 県は、学長が特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に算定する実施補償金を支払うことができる。
- （共同発明者に対する補償）
- 第13条 前二条の補償金は、当該補償金を受ける権利を有する発明者が2人以上あるときは、それぞれの持分に応じて支払うものとする。
- （退職又は死亡のときの補償）
- 第14条 第10条の規定による費用の支払並びに第11条及び第12条の規定による補償金の支払を受ける権利は、当該権利を有する発明者が退職した後も存続するものとする。
- 2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、当該権利は、その相続人が承継する。
- （通知）
- 第15条 学長は、第5条の規定による認定若しくは決定、第6条の規定による決定、第10条の規定による費用の支払の決定又は第11条若しくは第12条の規定による補償金の支払の決定を行ったときは、当該発明者に対し、速やかに、その旨を所属長を経由して書面で通知するものとする。
- （不服の申立て）
- 第16条 発明者は、第5条の規定による認定若しくは決定、第10条の規定による費用の支払の決定又は第11条若しくは第12条の規定による補償金の支払の決定に不服があるときは、前条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に不服申立書（様式第4号）により所属長を経由して学長に不服の申立てをすることができる。

2 学長は前項の不服の申立てを受けたときは、当該不服申立てに対する決定を行い、当該 不服の申立てを受けた日の翌日から起算して60日以内に、その結果を所属長を経由して当該不服申立てを行った発明者に通知するものとする。

(会津大学職務発明審査会)

第17条 本学に、次に掲げる事項を審議するため、会津大学職務発明審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 第5条の規定による認定及び決定並びに第6条の規定による決定に関する事項

(2) 第12条第2項の実施補償金の額の決定に関する事項

(3) 前条第2項の不服の申立てに対する決定に関する事項

(4) その他学長が必要と認める事項

(審査会の組織等)

第18条 審査会は次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 学長

(2) 教授会で選任された教授 若干名

(3) 研究科委員会で選任された教授 若干名

(4) 事務局長

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審査会に会長及び副会長を置き、会長には学長を充て、副会長は委員の互選により定める。

4 会長は会務を総理し、審査会を招集し、その議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

6 審査会は、審議のため必要があると認めるときは、発明者その他の教員等及び専門的知識を有する者の出席を求め、その意見を徴することができる。

(秘密の保持)

第19条 発明者、審査会の委員その他の関係者は、発明の内容並びに発明者及び県の利害に関係ある事項について、当該発明が出願公告されるまで、その秘密を守らなければならない。

(外国特許の出願)

第20条 省略

第21条 省略

第22条 省略

知的財産管理体制構築 事業計画（平成15年度）

風間 重雄

中央大学 氏名 岩崎 雍之

<p>●大学内の知的財産管理部門構築のための支援</p> <p>知的財産センター（仮称）設立準備ワーキンググループを中心に、当該センターの設置形態、機能を明確にした上で、マスタープラン（実施事項、納期）を策定し、法人、教学の承認を得て、実施するための支援をする。</p> <p>実施項目</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 知的財産センター（仮称）の設立案の策定（機能、組織、人員、予算など） (2) 知的財産方針の策定（社会貢献、出願、活用方針など） (3) 発明規程の作成・整備（届出、評価、譲渡、機関帰属、対価補償、活用補償など） (4) 発明委員会の設置準備（発明委員会規程の作成・整備 —役割、委員会構成、運営体制、開催頻度など—） (5) 学内への知的財産に関する啓発活動（教職員・大学院生・学部学生等） (6) 知的財産担当スタッフの教育・研修 (7) 知的財産関連予算の確保 (8) 人材の確保
<p>●知的財産管理業務に関する支援</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 出願・権利化の現状把握 (2) 出願・権利化方針策定と周知徹底（数値目標管理、論文公表前出願） (3) 発明の発掘支援 (4) 先行技術調査のあり方を検討（特許出願・権利化時の特許電子図書館〔IPDL〕活用） (5) 特許出願管理体制構築支援（管理システム導入、特許予算管理） (6) 受託、共同研究契約書作成への支援 (7) 教職員等に対する知的財産『よろず相談窓口』の開設
<p>●知的財産活用に関する支援</p> <p>実施項目</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 活用（受託、共同、ライセンス契約）の現状把握 (2) 知的財産活用方針の策定 (3) 全学規模での技術シーズ集の作成準備と活用支援 (4) 特許権データ作成と活用支援 (5) 企業ニーズの把握方法の開発支援 (6) ライセンス契約等の技術移転関係業務への支援 (7) 特許権を有効に利用したビジネスプラン化の支援 (8) 利益相反、責務相反に対するガイドラインの作成と対処体制構築支援 (9) 権利侵害、被侵害への対処に関する業務支援

●知的財産管理体制構築支援事業 平成15年度年間計画・スケジュール (中央大学)

	6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月					
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
〈大学の知的財産管理部門構築のための支援〉 (1) 知的財産センター(仮称)の設立案の策定 (2) 知的財産方針の策定 (3) 発明規程の作成・整備 (4) 発明委員会の設置準備 (5) 学内への知的財産に関する啓発活動 (6) 知的財産担当スタッフの教育・研修 (7) 知的財産関連予算の確保 (8) 人材の確保				WG発足 第1回WG						第2回WG																							
〈知的財産管理業務に関する支援〉 (1) 出願・権利化の現状把握 (2) 出願・権利化方針策定と周知徹底 (3) 発明の発掘支援 (4) 先行技術調査のあり方を検討 (5) 特許出願管理体制構築支援 (6) 受託、共同研究契約書作成への支援 (7) 研究員に対する知的財産「ようす相談窓口」の開設							専任担当配属																										
〈知的財産活用に関する支援〉 (1) 活用(受託、共同、ライセンス契約)の現状把握 (2) 知的財産活用方針の策定 (3) 全学規模での技術シーズ集の作成準備と活用支援 (4) 特許権データ作成と活用支援 (5) 企業ニーズの把握方法の開発支援 (6) ライセンス契約等の技術移転関係業務への支援 (7) 特許権を有効に利用したビジネスプラン化の支援 (8) 利益相反、業務相抵触に対するガイドラインの作成と対応体制構築支援 (9) 権利侵害、被侵害への対応に関する業務支援																																	

中央大学知的財産ポリシー（案）及び中央大学知的財産取扱規程（案）は、本学理事長の諮問機関である「中央大学知的財産管理運営に関する検討委員会」において策定したもので、現在、本学内において本ポリシー（案）及び本規程（案）を基礎に整備作業にあっております。従いまして、今後の検討結果により、構成内容等に変更が生じる可能性があることを前提に本マニュアルに掲載させていただきました。

中央大学知的財産管理運営に関する検討委員会委員長
常任理事 三宅 邦彦

中央大学知的財産ポリシー（案）

1. 基本的考え方

1-1 中央大学の使命

わたしたち中央大学は、実学の伝統と私立大学の特性を生かしつつ、真理の探究（研究）とその継承（教育）をもって、個性豊かな人材の育成と、文化の創造・発展及び社会・人類の福祉に貢献することを基本的な使命とし、この使命を果たすべく日々努力を重ねております。

世界的規模での新たな構造大変革期といわれる21世紀を迎えた今、本学は、この使命をさらに深め、さらに大きく広く発展させていくため、本学のあるべき姿のひとつとして「『知』を国内外に広く還元できる大学であること」と掲げました。本学は、論文等の公表による従来の「知の還元」に加え、産業界をはじめとする社会との連携を深め、権利として保護できる研究・教育の成果を知的財産権としてより直接的に社会へ還元して新産業創出に貢献していくとともに、社会との連携に触発された研究・教育活動が更に高度化し、その相乗効果によって社会と本学の質的向上が図れるよう全学一丸となって努力いたします。

1-2 知的財産ポリシーの目的

この使命達成のために、中央大学は、ここに知的財産ポリシーを定めます。この知的財産ポリシーは、文系理系を問わず本学の教職員や学生等によって創出された知的財産の取扱いに関する基本的な考え方や産学官連携活動への全学的な取組姿勢を学内外に示して理解を求め、研究・教育成果の効果的な社会還元をその目的といたします。

なお、この知的財産ポリシーは、2005年〇月〇日より適用し、それ以前の事例については遡って適用しません。また、社会情勢の変動や大学を取り巻く環境の変化等に応じて、適宜、柔軟に見直しを行います。

1-3 産学官連携活動を推進するための指針

中央大学は、以下の指針を掲げ、産学官連携活動を積極的に推進いたします。

指針1. 教職員の発明を奨励し、積極的に支援していくことにより、教職員の意欲を高め、知的財産の創出と産学官連携活動が活発に行える環境作りをめざします。

指針2. 産学官連携の窓口を産学官連携室（仮称）に一体化し、大学内はもとより社会に対してもわかりやすい窓口いたします。

指針3. 産学官連携によって知的財産を創出し、それを社会が活用できるよう、迅速に対応いたします。

指針4. 産学官連携による知的財産の創出や活用において、社会からの要望に対して柔軟に対応いたします。

指針5. この知的財産ポリシーの運用における透明性を担保するため、知的財産取扱規程や利益相反ポリシー及び利益相反マネジメント規程を別に定めます。

1-4 知的財産ポリシーの対象者

この知的財産ポリシーは、中央大学の専任教員、職員、嘱託、発明等に関する契約を結んでいる非常勤の教員（客員教員を含みます。）、その他の被任用者、及び知的財産の取扱いを含んだ研究に関する契約を本学と結んでいる学生（学部学生、大学院生、留学生）を対象としています。（以下、「教職員等」といいます。）

1-5 知的財産ポリシーの用語

知的財産ポリシーに記載した以下の用語は、次のように定義します。

1) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許権の対象となりうる発明

- イ 実用新案権の対象となりうる考案
 - ウ 意匠権、回路配置利用権、またはプログラム等の著作権の対象となりうる創作
 - エ 品種登録にかかわる権利の対象となりうる育成
 - オ その他の技術情報等にかかわる権利（ノウハウ等）の対象となりうる案出または創作等
- 2) 「職務発明等」とは、教職員等が本学の資金、施設、設備、及びその他の資源を使用して行った研究のうち知的財産権の対象となるものをいう。
 - 3) 「職務外発明等」とは、(2) に該当しない発明等をいう。
 - 4) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア 特許法に規定する特許権及び特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠権及び意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利並びに種苗法に規定する品種登録にかかわる権利及び品種登録を受ける権利
 - イ 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び同号の3のデータベースの著作物にかかわる著作権法第21条から第28条に規定する著作権
 - ウ ア又はイに掲げる権利以外であって、秘匿することが可能な財産的価値のある技術情報等にかかわる権利（ノウハウ等）
 - 5) 「発明者」とは、発明等を行った本学の教職員等をいう。
 - 6) 「第三者」とは、本学所属以外（以下、「学外」という。）の個人又は団体をいう。
 - 7) 「契約者」とは、第三者のうち、本学と知的財産に関する契約を結ばれた個人又は団体をいう。

2. 研究高度化産学官連携推進本部（仮称）

中央大学は、本学における知的財産の管理と活用にとどまらず、研究・教育活動の活性化を推進し、その研究成果を原則として大学帰属の知的財産として統括的に管理し、その上にたつて大学経営の面からも戦略的に推進する「研究高度化産学官連携推進本部（仮称）」（以下、「推進本部」といいます。）を設置します。

推進本部には、既存の文系・理系の研究所等や研究開発機構と連携しつつ、産学官連携の窓口となり教職員等の知的財産の活用を促進する「産学官連携室（仮称）」、教職員等の知的財産の創出を支援し、その管理を行う「知財管理室（仮称）」、知的財産に関する教職員等への啓発及び研修から学部横断的な知財教育や卒業生に対するリカレント教育を行う「知財教育研修室（仮称）」を新設し、知的財産ポリシーの具現化に努めます。

3. 知的財産創出・管理ポリシー

3-1 権利の承継と帰属

- (1) 中央大学は、社会と連携し知的財産を直接的に還元するためには、組織的として管理したほうがより有効であるとの考えに基づき、発明者の職務発明等にかかわる知的財産権は、原則として本学がこれを承継することとします。ただし、技術性、特許性、市場性、及び費用対効果など総合的な判断によりその知的財産権を本学が承継しないと決定したときには、発明者に帰属します。
- (2) 発明者が、契約者と共同して職務発明等を行ったときには、その発明者が所有する知的財産権の共有持分を、本学が承継します。ただし、その知的財産権の共有持分を本学が承継しないと決定したときには、その発明者に帰属します。
- (3) 発明者が、職務外発明等に関する権利の譲渡を申し出られたときには、本学は、その権利を承継することができます。

3-2 発明者に対する補償

- (1) 中央大学が発明者より承継した発明等を出願した場合、及びその発明等が登録された場合には、本学は、その発明者に対して補償金を支払います。
- (2) 本学が発明者より承継した発明等にかかわる知的財産権を譲渡し、又は実施許諾することによって、本学がロイヤルティを得た場合には、本学は、その発明者に対してロイヤルティの配分を行います。
- (3) 補償金、及びロイヤルティの配分を受けた発明者は、その意志により、補償金等譲渡証書の提出をもって、本学での自らの研究・教育資金等に充当することができます。

- (4) 発明者が補償金等を受ける権利は、その権利を有する発明者が転職し、又は退職した場合も、発明者本人が本学に異動届を提出することによって存続します。また、その発明者が死亡されたときは、その相続人が本学に相続届を提出することによってその権利を承継します。なお、異動届、及び相続届の提出が無く、補償金等を受ける権利を発明者、及び相続者に存続、及び承継できなくなった場合、補償金等を受ける権利は本学に帰属されます。

3-3 発明の届け出から出願までの手続

- (1) 教職員等は、職務発明等に該当する可能性のある発明等を行ったときは、必要に応じて知財管理室と相談を行い、発明届を知財管理室（仮称）に届け出ることとします。
- (2) 教職員等は、この発明等にかかわる公表を行う以前に、発明届を本学に届け出ることを原則とします。
- (3) 本学は、この届け出があったときは、速やかにその発明者及び所属する機関の長（例：学部長）に受理したことを通知し、推進本部の審議機関である発明委員会の議を経て、職務発明等に該当しているか否かの決定をいたします。また本学は、その職務発明等について、発明委員会での議を経て、承継することを決定したときは、速やかに理事長に報告します。
- (4) 本学は、この決定を行ったときには、速やかに、その内容をその発明者及び所属する機関の長に通知します。
- (5) その発明者は、この決定をうけて、譲渡証書をもって知的財産権を本学に譲渡することとします。
- (6) 本学は、発明者から知的財産権を譲渡されたときは、速やかに、特許等の出願手続を開始します。

3-4 不服の申し立て

- (1) 発明者は、その発明等が職務発明等に該当しているか否かの中央大学の決定に不服があるときには、通知を受けた日から2週間以内に本学に対し、その理由を記した書面をもって不服を申し立てることができます。
- (2) 本学は、発明者から、この不服の申し立てを受けた場合には、発明委員会にて再審査を行い、その結果を速やかに発明者に通知します。
- (3) 発明者は、再審査の結果に関する通知に対しては、不服の申し立てをすることができません。

3-5 発明者自身による発明等の取扱い時期

発明者は、その発明等にかかわる知的財産権について、自ら出願や第三者への譲渡等を行うことができるのは、以下の期日以後といたします。

- (1) 本学から、その発明等について職務発明等ではないとの認定通知を受け取ったとき。
- (2) 本学から、その発明等について職務発明等ではあるが承継しないとの決定通知を受け取ったとき。

3-6 発明等の出願管理及び維持管理

- (1) 発明等の出願手続、及び知的財産権の維持及び管理に伴う費用は、中央大学が負担します。
- (2) 本学は、費用対効果を考慮に入れつつ責任をもって、発明等の出願管理及び知的財産権の維持管理を行います。
- (3) 知的財産権のうち特許権について、本学は、出願後活用の見込みのあるもの、または本学の知的財産戦略上、取得する必要があるものを審査請求いたします。
- (4) 本学は、発明委員会において活用の見込みがないと判断された知的財産権について、その放棄の手続をとることができます。この場合には、理事長にその内容と理由を報告します。
- (5) 本学は、知的財産権を放棄することを決定したときには、その旨をその発明者に通知します。また本学は、その発明者が希望するときには、原則としてその発明者に知的財産権を返還します。
- (6) 発明者は、本学が承継した発明等の出願について、本学に対して必要な協力を行っていただくことといたします。
- (7) 発明者は、本学がその発明等について第三者に知的財産権の実施許諾を行う場合には、本学からの求めに応じて、実施条件の設定への協力や実施許諾の相手方が知的財産権を円滑に実施できるように必要な技術上の協力を行っていただくことといたします。
- (8) 本学は、本学が行った出願及びその出願に基づいて設定された知的財産権の得失に関する通知又は送達を受けた場合には、速やかに、そのことを発明者に通知します。

3-7 出願期間までの秘密保持

中央大学と発明者は、その発明等の内容について、出願するまでの期間は秘密を守ることとします。ただし、本学と

発明者が合意の上公表する場合や本学と発明者の責によらずして公知となった場合は除きます。

4. 産学官連携推進ポリシー

4-1 学外の方々との共同研究及び受託研究の推進

- (1) 中央大学は、共同研究及び受託研究を社会との重要な「知」の交流の場として、お互いの利益に充分配慮しながらその交流活動を積極的に推進し、新たな知的財産の創出やその技術移転により新産業の創出に貢献いたします。
- (2) 本学は、契約者との契約事務手続について、迅速に対応いたします。
- (3) 本学は、契約者との契約事項について、柔軟に対応いたします。
- (4) 本学は、契約者との秘密保持契約を遵守いたします。
- (5) 本学は、契約者から受領した研究費の内訳について、契約者からその開示を求められ、かつ本学が必要であると判断した場合には、開示いたします。
- (6) 共同研究や受託研究において本学の教職員等が単独でなした発明等は、原則として本学に承継されるものとします。また、共同研究において共同でなした発明等は、共有とします。なお、共有発明の持分比率は、発明の貢献度を基に契約者と協議の上、契約にて定めます。

4-2 契約者及び第三者への実施許諾等の推進

- (1) 中央大学の知的財産権を共同研究や受託研究の契約者に実施許諾又は譲渡する場合には、ノウハウの提供や技術指導を含め最惠条件となるように、本学はその契約者と協議いたします。
- (2) 契約者と共同して発明等を行った場合には、本学は、その契約者と協議の上、その発明等の出願及び知的財産権の維持及び管理等、並びに第三者に対する実施許諾等を行います。
- (3) 契約者と共有となっている知的財産権を本学が十分に活用できない場合には、本学は、その契約者と協議の上、その契約者が実施することにより得られる収益のうち、本学の持分に相当する対価を請求できることといたします。
- (4) 本学は成果の普及という観点から、実施許諾を行う企業に対し、正当な理由なく長期にわたり知的財産権を実施されない場合には、契約の解除や知的財産権の返還など社会に活用できる措置をとる契約ができるよう、企業と協議を行ってまいります。

4-3 発明者の起業支援

中央大学は、本学が承継した発明等の発明者が自らその発明等の実施を希望するときには、その発明者に対し優先的に知的財産権の譲渡又は実施許諾を行って、発明者が起業しやすいように配慮いたします。

4-4 産学官連携窓口の一本化と相談の秘密保持

- (1) 中央大学は、産学官連携に関する学内外からのあらゆる相談窓口を産学官連携室（仮称）に一本化して、ワンストップサービスをめざします。
- (2) 本学は、産学官連携に関する相談を受けた場合には、必要に応じて、その相談内容について相談者と秘密保持契約を結びます。

5. 新たな人材の育成

- (1) 中央大学は、知財教育研修室（仮称）の業務として、教職員等や学部学生、及び大学院生などに、知的財産の取扱いに対する啓発活動を行ってまいります。
- (2) 本学は、知的財産に強い法曹人を養成する機関として、文理融合型の教育システムの構築をめざします。
- (3) 本学は、弁護士、弁理士、公認会計士などすでに社会において活躍されておられる方々に最新の研究成果などを提供できるようナカレント教育の場を設定するように配慮いたします。

以上

中央大学知的財産取扱規程（案）

（目的）

第1条 学校法人中央大学（以下「本学」という。）は、教職員等の発明等を奨励し、発明等にかかわる権利を保護することにより、本学における学術研究の振興及びその成果の社会への還元に資することを目的とし、ここに知的財産の取扱いに関する基本的事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は次の定義による。

(1) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許権の対象となりうる発明
- イ 実用新案権の対象となりうる考案
- ウ 意匠権、回路配置利用権、またはプログラム等の著作権の対象となりうる創作
- エ 品種登録にかかわる権利の対象となりうる育成
- オ その他の技術情報等にかかわる権利（ノウハウ等）の対象となりうる案出または創作等

(2) 「教職員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ア 本学の専任教員、職員及び嘱託
- イ 本学の非常勤の教員（客員教授を含む。）であって、発明等に関する契約を締結している者
- ウ その他、本学において任用にあたり発明等に関する契約を締結している者

(3) 「職務発明等」とは、教職員等が本学の資金、施設、設備、及びその他の資源を使用して行った研究のうち知的財産権の対象となるものをいう。

(4) 「職務外発明等」とは、前号に該当しない発明等をいう。

(5) 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- ア 特許法に規定する特許権及び特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠権及び意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利並びに種苗法に規定する品種登録にかかわる権利及び品種登録を受ける権利
- イ 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物及び同号の3のデータベースの著作物にかかわる著作権法第21条から第28条に規定する著作権
- ウ ア又はイに掲げる権利以外であって、秘匿することが可能な財産的価値のある技術情報等にかかわる権利（ノウハウ等）

(6) 「発明者」とは、発明等を行った教職員等をいう。

(7) 「第三者」とは、本学外の個人又は団体をいう。

（権利の帰属）

第3条 発明者の職務発明等にかかわる知的財産権は、原則として本学がこれを承継する。ただし、その知的財産権を本学が承継しないと決定したものは、発明者に帰属する。

2 発明者が、第三者と共同して職務発明等を行ったときは、当該発明者が有する当該職務発明等にかかわる知的財産権の共有持分を本学が承継する。ただし、その知的財産権の共有持分を本学が承継しないと決定したものは、当該発明者に帰属する。

3 発明者が、職務外発明等に関する権利の譲渡を申し出たときは、本学は、その権利を承継することができる。

（届け出義務及び受理）

第4条 教職員等は、職務発明等に該当する可能性のある発明等を行ったときは、発明届（様式第1号）を本学に届け出るものとする。

2 前項において、教職員等は、当該発明等にかかわる公表を行う以前に届け出ることを原則とする。

3 複数の発明者による発明等については、教職員等の代表者を選定し、当該代表者が届け出るものとする。

4 本学は、第1項による届け出を受理したときは、速やかに、その旨を当該発明者及び所属機関の長に通知すること

とする。

(決定)

第5条 本学は、前条第1項による届け出があったときは、第10条に規定する発明委員会の議を経て、職務発明等の該当の当否を決定する。

2 本学は、職務発明等について、発明委員会の議を経て、本学が承継する旨を決定したときは、速やかに理事長に報告することとする。

3 本学は、前2項の規定による決定を行ったときは、速やかに、その内容を当該発明者及び所属機関の長に通知することとする。

(不服の申し立て)

第6条 発明者は、前条第1項による本学の決定に不服があるときは、通知を受けた日から2週間以内に本学に対し、その理由を付した書面をもって不服を申し立てることができる。

2 本学は、前項の不服の申し立てを受けた場合においては、発明委員会に再審査を求め、その結果を速やかに発明者に通知することとする。

3 発明者は、再審査の結果に関する通知に対しては、不服の申し立てをすることができない。

(譲渡義務)

第7条 発明者は、職務発明等について、第5条第2項及び同条第3項をうけて、譲渡証書(様式第2号)をもって当該発明等にかかわる知的財産権を本学に譲渡することとする。

(制限行為)

第8条 発明者は、本学が当該発明者の発明等について、職務発明等ではないと認定された旨の通知を受け取った場合、又は職務発明等ではあるが本学が承継しないと決定した旨の通知を受け取った場合でなければ、当該発明等にかかわる知的財産権について出願または第三者への譲渡等を行ってはならない。

(特許等出願)

第9条 本学は、本学が権利を承継すると決定し、発明者よりその権利の譲渡を受けたときは、速やかに、特許等の出願手続を開始することとする。

2 本学は、前項の出願手続から登録申請手続までの権利化手続等の事務を学外関係機関に委任することができる。

(発明委員会)

第10条 本学における知的財産活動に関する重要事項を審議し、職務発明等の取扱いに関する審査を適性かつ公正に遂行するため、発明委員会を置く。

(発明委員会組織)

第11条 発明委員会は、次の各号に掲げる発明委員をもって組織する。

(1) 研究高度化産学官連携本部長(仮称)

(2) 常任理事の互選によるもの

1名

(3) 学部長の互選によるもの

1名

(4) 学長が推薦する本学の専任教員

若干名

(5) 学識経験者または専門資格を有する者のうちから、理事長が推薦する者

若干名

2 発明委員の任期は、職務上委員となるものを除き、2年とする。ただし、補欠の発明委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 発明委員は、再任することができる。

4 発明委員会に発明委員長をおき、第1項第1号の発明委員をもって充てる。

5 発明委員長は、発明委員会を招集し、その議長となる。

6 第1項の各委員は、理事長がこれを任命する。

(発明委員会会議)

第12条 発明委員会は、必要に応じ開催する。

- 2 発明委員会は、委員総数の過半数の出席を要する。ただし、発明委員が別に定める委任状を提出した場合には、当該委員は出席とみなす。
- 3 発明委員長は、必要に応じて、発明委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(発明委員会審議事項)

第13条 発明委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職員等が行った発明等が、職務発明等に該当するか否かの認定に関する事項
- (2) 前号について職務発明等に該当すると認定した場合、当該発明等にかかわる知的財産権を本学が承継するか否かの決定に関する事項
- (3) 職務発明等に該当しない発明等について、発明者から譲渡の申し出があった場合、当該発明等にかかわる知的財産権を本学が承継するか否かの決定に関する事項
- (4) 前2号について本学が知的財産権を承継すると決定した場合、本学による当該知的財産権の出願の内容及び外国出願の可否等の決定並びに出願代理人の選定等に関する事項
- (5) 発明者その他の教職員等からの不服の申し立てに関する事項
- (6) 第三者に対する知的財産権の実施許諾または譲渡等に関する事項
- (7) 発明者に対する補償金等の支払に関する事項
- (8) 教職員等が過去に取得した知的財産権の承継等に関する事項
- (9) 出願によって成立した知的財産権の維持管理及び放棄に関する事項
- (10) 知的財産権の係争、訴訟、侵害への対応に関する事項
- (11) その他、発明委員長が必要と認める事項

(技術評価委員会)

第14条 本学に届け出られた発明等に関して、特許性、技術性、及び市場性の審査を行うため、発明委員会の下に、技術評価委員会を置くことができる。

- 2 技術評価委員会については、別に定める。

(費用の支弁)

第15条 発明等の出願手続、及び知的財産権の維持及び管理等に伴う費用は、本学が負担する。

(出願等の管理)

第16条 本学は、発明等の出願管理及び知的財産権の維持管理について、責任をもって行うものとする。

- 2 本学は、発明委員会の議を経て、知的財産権の放棄の手続をとることができる。この場合には、理事長にその内容と理由を報告するものとする。
- 3 本学が知的財産権を放棄するか、維持しないことを決定したときには、その旨を当該発明者に通知し、当該発明者が希望するときには、原則として当該発明者に当該知的財産権を譲渡するものとする。

(発明者等による準用)

第17条 本学は、本学が承継した発明等の発明者が自ら当該発明等の実施を希望するときには、優先的にその発明者に知的財産権の全部若しくは一部を譲渡し又は専用実施権を設定し若しくは通常実施権を許諾する。

- 2 前項の場合には、その条件を定めた契約を別途締結するものとする。

(発明者の協力)

第18条 発明者は、本学が承継した発明等の出願について、本学に必要な協力を行うものとする。

- 2 発明者は、本学が第三者に当該発明等にかかわる知的財産権の実施許諾を行う場合においては、本学の求めに応じ実施条件の設定の協力及び実施許諾の相手方の円滑な当該知的財産権の実施に必要な技術上の協力を行うものとする。

(権利の得失に関する通知)

第19条 本学は、本学が行った出願及び当該出願に基づいて設定された知的財産権の得失に関する通知又は送達を受けた場合においては、速やかに、その旨を発明者に通知するものとする。

(補償金等)

第20条 本学が承継した発明等を出願した場合、及びその発明等が登録された場合は、発明者に対して補償金を支払うものとする。

2 本学が承継した発明等にかかわる知的財産権を譲渡し、又は実施許諾することにより、本学がロイヤルティを得た場合は、発明者に対してその配分を行うものとする。

3 前2項に規定する補償金及びロイヤルティ（以下「補償金等」という。）の額については、別に定める。（注1）

4 補償金等を受ける発明者は、その意志により、本学への補償金等譲渡証書（様式第3号）の提出をもって、本学での自らの研究・教育資金に充当することができる。

(第三者と共同して行った職務発明等の届け出及びその他の規定の準用)

第21条 教職員等は、職務発明等に該当する可能性のある発明等を第三者と共同して行った場合にも、第4条第1項と同様に本学に届け出るものとする。

2 第4条第4項、第5条乃至第9条、第17条乃至第20条の各規定は、前項の届け出があった場合にこれを準用する。この場合、これらの規定の「知的財産権」という語句は、「知的財産権の共有持分」と読み替える。

(第三者との協議)

第22条 第三者と共同して行った職務発明等について、発明者が有する知的財産権の共有持分を本学が承継した場合には、本学と当該第三者との間で協議の上、当該職務発明等にかかわる知的財産権の出願及び権利維持等並びにその他の第三者に対する実施許諾等を行う。

(守秘義務)

第23条 本学と発明者は、当該発明等の内容等の事項について、出願するまでの期間は、秘密を守るものとする。ただし、本学と発明者が合意の上公表する場合及び本学と発明者の責によらずして公知となった場合は除く。

(発明者の転退職あるいは死亡に伴う補償金等)

第24条 補償金等を受ける権利は、当該補償金等を受ける権利を有する発明者が転職し、又は退職した場合も、当該発明者が異動届（様式第4号）を本学に提出することによって存続する。

2 前項の権利を有する発明者が死亡したときは、その相続人が相続届（様式第5号）を本学に提出することによってその権利を承継する。

3 前2項に規定する異動届、及び相続届の提出が無く、補償金等を受ける権利を発明者、及び相続者に存続、及び承継できなくなった場合、補償金等を受ける権利は本学に帰属するものとする。

(大学院生等への準用)

第25条 発明等に関する契約を締結している大学院生、学部学生、及び留学生等については、第3条乃至前条までの規定を準用することができる。

(事務)

第26条 この規程に関する事務は、総務部文書課及び教学企画課が共同して所管する。

注1：補償金額、配分先及び配分比について柔軟に対応するため、及び特許法第35条が改正される予定であることを考慮し、本規程では規定せずに、別にガイドラインを設ける。

【様式類は省略】

知的財産管理体制構築 事業計画（平成15年度）

芝浦工業大学 氏名 浦田 雄次

●大学内の知的財産管理部門構築のための支援

1) 部門構築のプランニング

以下の2)に記す「知的財産部門整備検討委員会」(仮称)を本年10月を目処に立上げ、この委員会にて方針と目標、部門構築のプラン等を審議検討する。

①「知的財産方針」と「中期目標」の策定

部門構築のためには、方針(および中期目標)の策定が欠かせないことから、これらを上記の検討委員会にて遅くとも本年度末を目処に策定できるように支援する。この過程で大学トップ層に対しての啓発も順次図ってゆく。

②部門と体制のプランニング

上記の「方針と中期目標」を受けて、部門、組織等についての現状把握をしつつ、構築すべき部門と体制のプランニングをおこない、これを上記検討委員会にて審議検討する。この過程においても大学トップ層に対する啓発も順次図ってゆく。

なお、発明発掘、出願等の実務処理体制については、自前の体制を本年度中に構築し、試行を開始することとする。

*) 現関連組織：先端研究機構、産学連携課、助成課、SITEC等

*) 体制整備は基本的にはH16-17年度の課題だが可能なものは順次実施の予定

2) 規程、委員会の整備と円滑な運営に対する設計と指導

①知的財産部門整備検討委員会(仮称)の立上げ(上記)

②規程、委員会等についての現状把握

各種の規程、委員会等についての現状を把握し、これを上記の部門と体制のプランニングへ反映させる。なお、発明委員会については、本年度中の立上げを目指し、発明の取扱い等に関する審議等を行い(試行)、これを規程等の整備に反映させたい。(職務発明規程等規程等の見直し/整備はH16年度の課題とする)

3) 部門の体制整備と事務運営に関する指導

①業務フロー等についての現状把握

業務フロー/マニュアル整備に関する支援は、H16、17年度の課題とするが、今年度から関係業務全般の業務の実態把握を開始しておく。

4) 部門スタッフへの教育と学内への知的財産活動の啓発

①スタッフへのOJT教育

知的財産方針、中期目標を体制整備検討委員会等で審議するに際し、たたき案の検討、作成等においてOJT方式での教育指導をおこなう。

②コーディネーター連絡会議等の実務連絡会議(1~2回/月)での助言指導

関係スタッフのプロフェッショナル化を目指し、適宜助言指導をおこない、結果を集積し、H17年度に予定する「業務マニュアル」等へ反映させる。また、若手理工系出身のスタッフ1名の増強を検討する。

③全学向け「知的財産セミナー」の開催 11月を目処にセミナーを開催する。

④研究者向け「知的財産小セミナー」の定期開催(1-2回/月)

学科等少人数単位で、相談会を兼ねた研究者向け「知的財産小セミナー」を定期開催する。

セミナー教材の準備等を12月末を目処におこない、第一回開催は1月以後とする。

●知的財産管理業務に関する支援

1) 管理業務全般についての現状把握

H16、17年度に予定する「部門と体制のプランニング」、「業務フローの整備」、「業務マニュアルの整備」等に反映させるべく、本年度から現状把握を開始する。必要に応じ、研究者に対する個別ヒアリングも計画したい。

2) シーズ発掘に関する事業設計と指導

事業設計は前記の「部門構築支援」の中で対応する。

3) 先行技術調査等の体制整備と運営に関する指導

まずは、検索アドバイザーの協力を得て、特許情報セミナー開催する。

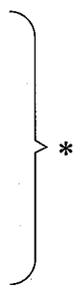
4) 出願等に関する業務支援体制の設計と指導

体制設計は、前記の「部門構築支援」の中で対応する。

5) 出願手続きに関する業務の体制支援

6) 出願管理、権利管理に関する業務設計と指導

業務設計は、前記の「部門構築支援」の中で対応する。



.....

*) 上記2)～6)のシーズ発掘、先行技術調査、出願、出願手続き、出願/権利管理等についての指導は、上述のコーディネーター連絡会議等実務連絡会議、「知的財産小セミナー」等においてOJTも含め適宜おこなう。これらの指導結果等は、「部門と体制のプランニング」、「業務フローの整備」等に反映させる。

●知的財産活用に関する支援

1) 活用全般についての現状把握

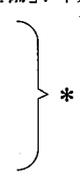
H16、17年度に予定する「部門と体制のプランニング」、「業務フローの整備」、「業務マニュアルの整備」等に反映させるべく、本年度から現状把握を開始する。

2) シーズの市場性などの評価に関する支援と指導

3) 技術移転関連実務の支援と指導（ライセンス契約等）

4) 権利を有効に利用したビジネスプラン化の支援と指導

5) 権利侵害に対する対処に関する業務支援と指導



.....

*) 上記2)～5)のシーズの市場性評価、技術移転関連実務、ビジネスプラン化、権利侵害等についての指導は、上述のコーディネーター連絡会議等実務連絡会議、「知的財産小セミナー」等においてOJTも含め適宜おこなう。これらの指導結果等は、「部門と体制のプランニング」、「業務フローの整備」等に反映させる。

●知的財産管理体制構築支援事業 平成15年度年間計画・スケジュール (芝浦工業大学)

平成15年8月26日
芝浦工業大学 知的財産管理アドバイザー 浦田健次

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
<p>〈事業計画の策定〉 1) 全般についての現状把握(ラフレベル) 2) 事業計画(案)起草 3) 大字剛とのすりあわせ 4) 事業計画策定</p>										
<p>〈大学内の知的財産管理部門構築のための支援〉 1) 部門構築のプランニング ① 部門、組織等についての現状把握 ② 知的財産「方針と中期目標」策定に関する支援 ③ 構築すべき部門と体制のプランニング (現関連組織、先端研究機構、産学連携課、助成課、SITEG等) 注：体制整備は基本的にはH16-17年度の課題だが可能なものは順次実施の予定</p>			【事業計画策定】 □	以後も継続して現状把握し、プランニングへ反映→ 発明発願、出願処理を試行						
<p>2) 規程、委員会の整備と円滑な運営に対する設計と指導 ① 規程、委員会等についての現状把握 ② 知的財産部門整備検討委員会(仮称)の設置/運営に関する支援 (方針/目標、体制、規定等の審議検討) ③ 発明委員会等の設置/運営に関する支援 ④ 職務発明規程等規程等の見直し/整備に関する支援(H16年度の課題)</p>				以後も継続して現状把握し、プランニングへ反映→ 【検討委員会設置】 □ 運営支援				方針と中期目標を審議 発明委員会につき審議 【発明委員会設置、運営】		
<p>3) 部門の体制整備と事務運営に関する指導 ① 業務フロー等についての現状把握 ② 業務フロー/マニュアル整備に関する支援(H16-17年度の課題)</p>				以後も継続して現状把握し、プランニングへ反映→						
<p>4) 部門スタッフへの教育と学内への知的財産活動の啓発 ① 啓発活動等についての現状把握 ② 実務連絡会議(1~2回/月)等での助言指導 (スタッフのプロフェッショナル化) ③ 全学向け「知的財産セミナー」の開催 ④ 研究者向け「知的財産小セミナー」、「特許情報セミナー」等の開催</p>			随時指導							
<p>〈知的財産管理業務に関する支援〉 1) 管理業務全般についての現状把握 2) シーズン発掘に関する事業設計と指導 3) 先行技術調査等の体制整備と運営に関する指導 4) 出願等に関する業務支援体制の設計と指導 5) 出願手続等に関する業務の体制支援 6) 出願管理、権利管理に関する業務設計と指導</p>				以後も継続して現状把握し、プランニングへ反映→ 各支援、指導を行いつつ、結果を部門と体制のプランニング、業務フロー、マニュアル等へ反映						
<p>〈知的財産活用に関する支援〉 1) 活用全般についての現状把握 2) シーズンの市場性などの評価に関する支援と指導 3) 技術移転関連業務の支援と指導(ライセンス契約等) 4) 権利を有効に利用したビジネス化の支援と指導 5) 権利侵害に対する対応に関する業務支援と指導</p>				以後も継続して現状把握し、プランニングへ反映→ 各支援、指導を行いつつ、結果を部門と体制のプランニング、業務フロー、マニュアル等へ反映						
	ラフレベルの現状把握		事業計画の策定	検討委員会の立ち上げ	方針と中期目標の策定					部門と体制のプランニング

○学校法人芝浦工業大学職務発明等に関する規程《要約》

平成10年7月15日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「本法人に勤務する職員」がその職務上なした「職務発明等」の取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 発明等とは、発明、考案、創作をいう。

2 「本法人に勤務する職員」とは、次に定める者をいう。

(1) 本法人の専任教職員

(2) 客員教授等で、職務発明等につき契約がされている者

(3) その他任用に当たり職務発明等につき契約がされている者

3 「職務発明等」とは、本法人の業務範囲に属し、かつ、それに至った行為が本法人の職員としての任務に属するものをいう。

第2章 届出、権利の承継及び出願等

(届出)

第3条 職務発明等を行ったときは、発明等届出書により本法人に届け出なければならない。

(承継の決定等)

第4条 本法人は、届出のあった発明等に係る国内外の工業所有権を受ける権利の承継を行うか否かを決定し、その結果を発明者に通知するものとする。

(権利の承継)

第5条 本法人が承継することを決定した職務発明等に係る工業所有権を受ける権利については、発明者は、その権利を譲渡証書により譲渡しなければならない。

(出願等)

第6条 本法人は、本法人がその工業所有権を受ける権利を承継した職務発明等について、直ちに出願等の手続をとるものとする。

(審査請求等)

第7条 本法人は、特許及び実用新案登録の出願について審査請求を行うか否かを決定し、その結果を発明者に通知するものとする。

第3章 権利の保全等

(秘密保持)

第8条 職員は、職務発明等の内容について、必要な期間その秘密を守らなければならない。

(発明者の協力)

第9条 発明者は、出願、審査若しくは審判等において、本法人が意見書又は答弁書等を提出する場合は、本法人に協力しなければならない。

2 発明者は、本法人が本法人以外の者に当該工業所有権の実施許諾を行う場合は、実施条件の設定の協力又は実施許諾の相手方への必要な技術上の協力を行わなければならない。

(通知)

第10条 略

第4章 発明等審査委員会

(発明等審査委員会)

第11条 職務発明等及び工業所有権等に関する審議を行うため、本法人に発明等審査委員会を設ける。

2 発明等審査委員会の組織等は、別に定める。

第5章 補償金

(補償金)

第12条 本法人が発明者に支払う補償金は、出願補償金、登録補償金及び実施補償金とする。

(出願補償金)

第13条 略

(登録補償金)

第14条 略

(実施補償金)

第15条 略

(共同発明等の場合の補償金)

第16条 略

(発明者が退職又は死亡したときの補償金)

第17条

(実施細則)

第18条 この規程の施行に必要な細則は、別に定める。

(事務の所管)

第19条 (規程の改廃)

第20条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

この規程は、平成10年7月15日から施行する。

別表及び様式 略

知的財産管理体制構築 事業計画（平成15年度）

龍谷大学 氏名 西田 建彦

<p>●大学内の知的財産管理部門構築のための支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 知的財産活動の現状把握（～12月） <ul style="list-style-type: none"> ○単独出願、共同出願、帰属、費用負担、契約内容、手続き責任等の実情把握 2. 知的財産基本方針の策定（～9月） <ul style="list-style-type: none"> ○3年後の目標と達成イメージの明確化 3. 知的財産管理の仕組みづくりと円滑な運営（～9月） <ul style="list-style-type: none"> ○発明規程の円滑な運営のための細則設定 ○発明委員会の円滑な運営方法の確立 ○特許等相談窓口機能の開設 ○窓口相談業務の標準化の開始（12月～） 4. 知財教育の実施・知財活動の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ○知財セミナーの実施（発明協会）（9～12月／3回実施） ○IPDLによる先行技術調査手法の実習（検索アドバイザー）（7月～） ○教員インタビューによる問題意識の掘り起こし（9～12月） ○研究者有志による知財勉強会の立ち上げ（学内における知財活動の核づくり）（12月～） ○知財広報活動（研究部NEWS等）（7月～） ○窓口担当者の知財基礎知識の習得（7月～）
<p>●知的財産管理業務に関する支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 研究者のシーズ発掘 <ul style="list-style-type: none"> ○研究者との面談による発明の発掘（10月～） ○シーズ集の作成（6月～） ○特許流通アドバイザーとの連携（10月～） 2. 特許管理業務の整備 <ul style="list-style-type: none"> ○特許出願手続きフローおよび様式の整備（～12月） ○特許出願手続き書類の管理・権利管理方法の確定（9月～） 3. 窓口相談業務 <ul style="list-style-type: none"> ○特許明細書作成の業務支援（7月～） ○先行技術調査の指導・支援（7月～） ○共同出願に関わる相談業務（7月～） ○発明届（評価委員会のための資料作り）の指導・支援（7月～）
<p>●知的財産活用に関する支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 1次スクリーニングのための評価基準づくり（10月～） 2. 特許流通アドバイザーとの連携（10月～） 3. 情報発信による移転先のサーチ（10月～） <ul style="list-style-type: none"> ○シーズ集の配布 4. TLOとの連携方針の明確化（10月～）

●知的財産管理体制構築支援事業 平成15年度年間計画・スケジュール (龍谷大学)

	6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下	上	下		
<p>大学内の知的財産管理部門構築のための支援</p> <p>知的財産活動の現状把握 単独出願、共同出願、補償、費用負担、契約内容、手続責任等の実情把握</p> <p>知的財産基本方針の策定 3年後の目標と達成イメージの明確化</p> <p>知的財産管理の仕組みづくりと円滑な運営 発明権限の明確な運営のための細則設定 発明委員会の内情な運営方法の確立 特許等相談窓口機能の開設 窓口相談業務の標準化の開始</p> <p>知財教育の実施・知財活動の啓発 知財セミナーの実施 IPDLによる先行技術調査手法の学習 教員インクビューによる問題意識の喚起 研究者有志による知財勉強会の立ち上げ 知財広報活動 窓口担当者の知財基礎知識の習得</p>																						
<p>知的財産管理業務に関する支援</p> <p>研究者のシーズ発掘 研究者との面談による発明の発掘 シーズ集の作成 特許流通アドバイザーとの連携</p> <p>特許管理業務の整備 特許出願手続系フローおよび様式の整備 特許出願手続系業務の管理・権利管理方法の決定</p> <p>窓口相談業務 特許申請書作成の業務支援 先行技術調査の指導・支援 共同出願に関する相談業務 発明届の指導・支援</p>																						
<p>知的財産活用に関する支援</p> <p>1次スクリーニングのための評価基準づくり</p> <p>特許流通アドバイザーとの連携</p> <p>情報発信による移転先のサーチ</p> <p>シーズ集の配布</p> <p>TLOとの連携方針の見直しと検討</p>																						

●龍谷大学知的財産管理基本方針

1. 基本目的

- 1) 本学における教職員の発明等を奨励し、発明等に係わる権利を保障し、本学における学術研究の振興を図ることにより、社会に貢献する。
- 2) 教職員一人あたりの特許出願数の向上をはじめとして他大学に比べ遜色のない知的財産活動を展開し、大学として関西地域における相対的優位をはかる。

2. 施策

- 1) 広報活動、知的財産学内セミナー実施 知財研究会の実施による特許仲間づくりをとおして大学内に知的財産マインドの醸成をはかり、本学における知的財産創造サイクルをつくりあげる。
- 2) 発明のシーズとニーズの発掘、先行技術調査、特許相談、特許出願業務をおこないながら、知的財産管理に係わるスタッフ研修を計画的に実施し、必要とされる知的財産管理業務に精通した担当人材の育成をすすめる。
- 3) 特許庁から派遣された知的財産管理アドバイザーから大学内の知的財産管理部門の構築のための支援、知的財産管理業務に関する支援、知的財産活用に関する支援を受け、知的財産管理体制構築計画を策定し、事業計画を実行する。

3. 目標

- 1) 平成15年を龍谷大学の知的財産元年とし、3年計画の知的財産管理体制構築事業計画を実行するなかで、本学の知的財産管理部門として平成18年を目標に知的財産センター（仮称）を発足させる。
- 2) 平成18年以降、本学が承継した知的財産を活用できるよう技術移転ライセンス、ビジネスプランやベンチャーに結合させることをも展望した龍谷大学知的財産管理長期計画を策定する。

龍谷大学発明規程

平成15年6月5日制定

(目的)

第1条 この規程は、龍谷大学及び龍谷大学短期大学部（以下「本学」という。）の職員等による発明等に係る知的財産権の取扱いについて定め、職員等の発明等を奨励するとともに、発明等に係る権利を保障することにより、本学における学術研究の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語は、次の定義によるものとする。

(1) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作、品種登録にかかわる権利の対象となるものについては育成、ノウハウを対象とするものについては案出をいう。

(2) 「知的財産権」とは、次のものをいう。

ア 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び種苗法に規定する育成者権

イ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設置の登録を受ける権利及び種苗法第9条第1項に規定する品種登録を受ける権利

ウ 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム著作物及び同号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権

エ ア、イ又はウに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があるものであって、学内機関において特に指定する権利（ノウハウ等を指す）

(3) 「発明者」とは、発明等をした職員等をいう。

(4) 「職員等」とは、次に掲げる者をいう。

ア 本学の専任教育職員及び専任事務職員

イ 本学の客員教授、客員研究員等で発明等の契約がなされている者

ウ その他、任用にあたって発明等につき契約がなされている者

(5) 「特定研究」とは、次の1に該当するものをいう。

ア 本学が具体的に研究の遂行を業務として認定し、費用その他を支援して行う研究

イ 本学が特別に設置した施設・設備を利用して行う研究

ウ 本学が契約者となって研究契約を締結して行う受託研究及び学外機関共同研究等の研究

(発明委員会)

第3条 発明等の知的財産に関する事項を審議するため、発明委員会を置く。

(発明委員会の構成)

第4条 発明委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 学長が指名する理事 1名

(2) 学長が指名する者 若干名

(3) 総務局長

(4) 研究部長

(5) 科学技術共同研究センター所長

(6) RECセンター長

(7) 研究部事務部長

(8) REC部長

2 委員長は、前項第1号に規定する委員をもってあてる。

3 第1項第2号の委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(発明委員会の職務)

第5条 発明委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 知的財産権の帰属に関する事項
- (2) 知的財産権を承継するときの権利持分の割合に関する事項
- (3) 特許等の出願、審査請求及び権利の維持管理等に関する事項
- (4) 発明者に対する対価の支払いに関する事項
- (5) 職員等の知的財産創出の支援に関する事項
- (6) その他、知的財産に関する必要事項

2 発明委員会は、必要に応じて当該発明者からヒアリングを行うことができる。

3 発明委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(評価委員会)

第6条 発明等に係る技術的事項に関する審査のために、発明委員会のもとに、評価委員会を置く。

(評価委員会の構成)

第7条 評価委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 発明委員会委員のうちから、発明委員会委員長が指名する者 1名
- (2) 当該発明等に係る専門知識を有する者で、発明委員会委員長が指名する者 若干名
- (3) 弁理士資格を有する者 1名

2 委員長は、前項第1号の委員をもってあてる。

3 第1項第2号の委員は、審査を行う発明等の内容に応じて、学内者又は学外者から発明委員会委員長の指名に基づき学長が委嘱する。

4 第1項第3号の委員は、発明委員会委員長の推薦に基づき学長が委嘱する。

(評価委員会の職務)

第8条 評価委員会は、次の事項を審査し、その結果報告を可及的速やかに発明委員会に対して行う。

- (1) 当該発明等の技術的評価に関する事項
- (2) 当該発明等の特許等の権利化要件を具備しているか否かに関する事項

2 評価委員会は、必要に応じて当該発明者からヒアリングを行うことができる。

3 評価委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(権利の帰属)

第9条 職員等による発明等に係る権利は、原則として発明者に帰属する。

2 前項の規定にかかわらず、特定研究に基づく発明等に係る権利は、本学がこれを承継する。ただし、本学がその権利を承継する必要がないと認めたときはこの限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第5号ウで規定された受託研究および学外機関共同研究等の研究に基づく発明等に係る権利の承継については、当該研究契約の締結または発明等を行ったときに、本学と相手方の協議により決定する。

4 発明者が本学に権利の譲渡を申し出た発明等については、本学はこれを承継することができる。

(発明等の届出)

第10条 特定研究に基づく発明等を行った職員等は、原則として、所定の届出書を学長に提出するものとする。

(発明等の審議)

第11条 特定研究に基づく発明等の届出があったとき、発明委員会は、評価委員会に対し、当該発明等の技術的評価等の審査を求める。

2 発明委員会は、前項に規定する審査結果の報告に基づき、第5条に規定する関係事項について審議する。

3 発明委員会は、発明等に係る権利の承継等を決定したときは、速やかに学長に対してその旨を上申するものとし、学長が最終の決定を行う。

(任意譲渡)

第12条 発明者が当該発明等に係る権利を本学に譲渡を希望するときは、所定の申込書を学長に提出するものとする。

2 学長は、前項の申し出があったときは、当該発明等に係る権利を承継するか否かの決定を行うものとする。

3 前項の係る手続きについては、前条の規定を準用する。

(発明者への通知)

第13条 発明委員会は、前2条の規定による決定がなされたとき、速やかにその内容を発明者に通知しなければならない。

(譲渡書の提出)

第14条 発明者は、当該発明等について、本学が発明等に係る権利の承継を決定したとき、所定の様式による権利譲渡書及びその他必要な書類を本学に提出しなければならない。

2 前項の規定は、本学と発明者が発明等に係る権利を共有する場合においても適用する。

(譲渡の制限)

第15条 特定研究の発明者は、本学が当該発明等に係る権利を承継しないとの通知を受領した後でなければ、その権利を第三者に譲渡してはならない。

(特許等の出願)

第16条 本学は、当該発明等に係る権利の承継を決定したとき、直ちに特許等の出願手続を行わなければならない。

2 本学が承継した発明等については、出願後に公表するものとする。

(費用の支弁)

第17条 前条に規定する特許等の出願手続、知的財産権の維持及び管理等に伴う費用は本学が負担する。

(外国出願)

第18条 本学は、権利を承継した発明等について、外国出願をする必要があると認めるときには、本規程に準じて出願手続を行うものとする。ただし、この場合は、第20条第1項に規定する報奨金の支払対象とはしないものとする。

(不服の申し立て)

第19条 第11条又は第12条の規定による決定に不服がある者は、決定を知り得る日から1カ月以内に発明委員会に対し、不服の申し立てを行うことができる。

2 不服の申し立てがあったときは、発明委員会は不服申し立ての当否を判断し、その結果を不服申し立て者に通知する。

(報奨金等)

第20条 本学が当該発明等に係る権利を承継したときは、発明者に対して報奨金を支払うものとする。

2 本学が承継した発明等に係る権利を譲渡、又は実施許諾することにより、ロイヤリティを得たときは、発明者に対してその配分を行うものとする。

3 前2項に規定する報奨金及びロイヤリティの額は、別表に定めるとおりとする。

(共同発明の報奨金等)

第21条 前条の報奨金等を受ける権利を有する発明者が複数いるときは、当該発明者間で合意した割合に応じて支払うものとする。

(発明者の退職・死亡に伴う報奨金等)

第22条 報奨金等を受ける権利は、当該報奨金等を受ける権利を有する発明者が退職したときも存続する。

2 報奨金等を受ける権利を有する発明者が死亡したときは、その相続人が報奨金等を受ける権利を承継する。

(守秘義務)

第23条 発明者又は発明等にかかる業務に従事している者若しくは従事した者は、発明の内容等の事項について秘密を守らなければならない。

(事務)

第24条 この規程に関する事務は、研究部が行う。

附 則

1 この規程は、平成15年6月5日から施行する。

2 本学の学部生、大学院生、研究生又は特別専攻生等が、研究補助者又は共同研究者として研究に従事し、発明等をしたときは、原則として、この規程は適用しないものとし、その取扱いは別に定めることとする。

別表 (第20条関係)

報奨金	
1 本学が知的財産権を受ける権利を承継した場合	1件につき 5,000円
2 本学が承継した知的財産権を受ける権利により知的財産権が付与された場合	1件につき 10,000円
ロイヤリティ	
本学が承継した知的財産権に係る権利を譲渡、又は実施許諾することにより、本学が収入を得たときは、その収入の50%を支払う。	

知的財産管理体制構築事業計画

関西学院大学研究推進機構長 宮原 浩二郎
知的財産管理アドバイザー 吉田 公生

はじめに

2002年4月、本学は新たに大学・法人一体の機動的組織「関西学院大学研究推進機構」を設置した。研究推進機構は、学内の知的資源と外部研究資金とを結び、産官学連携・研究交流を積極的に推進し、レベルの高い研究成果を目に見える形で社会に還元することを目指して活発な活動を開始している。この取り組みを裏付ける形で、2003年2月に決定された「21世紀初頭の関西学院基本構想」に、「・・・教育だけでなく研究においても、より一層の社会化が必要なのです。教育の基盤となる研究の活性化を図り、理工系のみならず人文社会系においても、その研究成果を目に見える形で社会に還元する姿勢を明確にすべきです」と、本学の姿勢を明記している。

また、国においても「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が策定され、知的財産活用を中心とした社会貢献という重要な役割を大学が果たすべきであることが明示されている。

知的財産ポリシーとビジョン

関西学院は1889年神戸に創立され、すでに114年（大学としては71年）の歴史を誇る。建学の精神はキリスト教主義教育、スクール・モットーは“Mastery for Service”である。「社会貢献のためにこそ実力を身につけよ！」を全学的に徹底させ、本学で創造される研究成果を人類の幸福に貢献するために活用する「人間と社会のための科学」を推進している。

この度、本学における2003年度から2005年度までの3年間の知的財産管理体制構築事業計画を策定するにあたり、その考え方を整理・確認し基本となる知的財産ポリシーとビジョンを次のとおり定める。

〔知的財産ポリシー〕

本学で創造される研究成果を知的財産として確保し、人類の幸福に貢献するため有効に活用する

スクール・モットー“Mastery for Service”を実践するため、本学の「知的財産」を核に産官学連携を推進し、新産業創出の実現を目指す。「知的財産の創造・確保・活用＝知的創造サイクル」の活性化により本学の経営基盤の強化をはかり、大学の使命である学術研究を推進していく。同時に、知的財産感覚に優れた人材の育成に取り組み、研究・教育両面からの社会貢献を進めることにより本学の価値をさらに高めていく。

〔5年後、10年後のビジョン〕

- ① 5年後（2007年度）：本学自身が「知的財産の創造・確保・活用＝知的創造サイクル」の全行程を完全にマネジメントできる。
- ② 10年後（2012年度）：知的創造サイクルの第一期完結。スパイラルの拡大・加速によりさらなる新しい「力」を生み出し、外部資金の導入しにくい研究を含め、本学の使命である学術研究を発展させる。

事業計画

この「21世紀初頭の関西学院基本構想」及び「知的財産ポリシー」のもと ①基礎研究成果を「基本特許」獲得に繋げ、この特許を核に事業化のための研究を加速（国家プロジェクト等の共同研究や受託研究の獲得）し、世の中に普及させることで社会貢献を果たす。＜研究者（発明者）及び大学（権利者）の「何としても世の中へ普及させたい！」という思い（Will）を大切にす＞ ②本学全体（学生・生徒、教員、職員）の知的財産能力（Intellectual Property Literacy）を向上させ、「知財が解る関学生」を輩出する。の2つを柱とし「知的財産管理体制構築事業計画」を定め、5年後、10年後のビジョン達成に向けて事業計画を推進する。

研究推進機構（知的財産本部）機能概念図

本事業計画のゴールイメージとして2005年度の概念図を示す。知的創造サイクルの三つの過程をサポートする研究支援、知的財産支援及び産官学連携支援の機能及び組織を強化、研究推進機構が「知的財産本部」機能を担う。加えて知的財産戦略を法人経営戦略の一部として位置付ける。

また、知的財産アドバイザー及び産官学連携コーディネーターの常駐、主要分野のアドバイザーネットワーク及び弁理士ネットワークの構築により、研究推進機構のさらなる強化を図る。

関西学院大学 知的財産ポリシー

関西学院大学

I. 基本的な考え方

関西学院は1889年神戸に創立され、すでに115年（大学としては72年）の歴史を誇る。建学の精神はキリスト教主義教育、スクール・モットーは“Mastery for Service”である。「社会貢献のためにこそ実力を身につけよ！」を全学的に徹底させ、本学で創造される研究成果を人類の幸福に貢献するために活用する「人間と社会のための科学」を推進している。

2002年4月には、新たに大学・法人一体の機動的組織「関西学院大学研究推進機構」を設置し、学内の知的資源と外部研究資金とを結び、産官学連携・研究交流を積極的に推進し、レベルの高い研究成果を目に見える形で社会に還元することを目指して活発な活動を開始している。この取り組みを裏付ける形で、2003年2月に決定された「21世紀初頭の関西学院基本構想」においても「…教育だけでなく研究においても、より一層の社会化が必要である。教育の基盤となる研究の活性化を図り、…その研究成果を目に見える形で社会に還元する姿勢を明確にすべきである」と、本学の姿勢を明記している。

II. 知的財産ポリシーとビジョン

これらの考え方を整理・確認し、2003年8月、「知的財産ポリシー」と「ビジョン」を次のとおり定め、広く公表した。

[知的財産ポリシー]

本学で創造される研究成果を知的財産として確保し、人類の幸福に貢献するため有効に活用する

スクール・モットー“Mastery for Service”を実践するため、本学の「知的財産」を核に産官学連携を推進し、新産業創出の実現を目指す。「知的財産の創造・確保・活用＝知的創造サイクル」の活性化により本学の経営基盤の強化をはかり、大学の使命である学術研究を推進していく。

同時に、知的財産感覚に優れた人材の育成に取り組み、研究・教育両面からの社会貢献を進めることにより本学の価値をさらに高めていく。

[5年後、10年後のビジョン]

5年後（2007年度）：本学自身が「知的財産の創造・確保・活用＝知的創造サイクル」の全行程を完全にマネジメントできる。

10年後（2012年度）：知的創造サイクルの第一期完結。スパイラルの拡大・加速によりさらなる新しい「力」を生み出し、外部資金の導入しにくい研究を含め、本学の使命である学術研究を発展させる。

III. 知的財産管理体制構築

[事業の柱]

「21世紀初頭の関西学院基本構想」及び「知的財産ポリシー」のもと、次の2つを柱として2003年度～2005年度までの3年間の「知的財産管理体制構築事業計画」を定め、「5年後、10年後のビジョン」達成に向けて知的財産管理体制の構築を推進している。

1. 基礎研究成果を「基本特許」獲得に繋げ、この特許を核に事業化のための研究を加速（国家プロジェクト等の共同研究や受託研究の獲得）し、世の中に普及させることで社会貢献を果たす。

<研究者（発明者）及び大学（権利者）の「何としても世の中へ普及させたい！」という思い（Will）を大切にする>

2. 本学全体（学生・生徒、教員、職員）の知的財産能力（Intellectual Property Literacy）を向上させ、「知財が解る関学生」を輩出する。

関西学院大学発明取扱要領

2002年（平成14年）11月29日 研究推進機構評議員会決定

（目的）

第1条 この取扱要領は、関西学院大学（以下「本学」という。）で創出された発明等に関する取扱いについて定めるものである。

（定義）

第2条 この取扱要領において用いる用語の意義は次のとおりとする。

- 1 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては「発明」、実用新案権の対象となるものについては「考案」、半導体回路配置利用権の対象となるものについては「創作」という。
- 2 「権利」とは、「特許を受ける権利」、「実用新案登録を受ける権利」及び「半導体回路配置利用権の設定の登録を受ける権利」をいう。

（権利の帰属）

第3条 本学専任教員の研究成果から生まれた発明等に係る権利は、本学に帰属する。

- 2 本学の専任教員以外の教職員の研究成果および業務から生まれた発明等に関する権利は、本学に帰属することができる。

（発明の届出）

第4条 本学専任教員が発明等を行った場合、所定様式「発明等届出書」によって速やかに所属長を通じて研究推進機構長および学長に届け出なければならない。「発明等届出書」を提出した者を「発明者」という。

- 2 前項において共同して発明等をおこなった者（以下「共同発明者」という）がいる場合、共同発明者の氏名を明記しなければならない。
- 3 本学の専任教員以外の教職員は第1項における「発明等届出書」の提出資格は有さない。ただし、共同発明者にはなることができる。

（発明者の協力）

第5条 発明者および共同発明者は、研究推進機構の要請に応じ、特許等出願、技術移転等に関して協力するものとする。

（特許等出願）

第6条 本学は、原則として当該発明等に係る権利を「承認・認定TLO」に無償で移転するものとする。

- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、受託研究・学外共同研究等の契約あるいは独立行政法人科学技術振興機構との契約において当該発明等に係る権利の取扱いが定められている場合は、これに従うことができる。
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、本学として特許等出願を行う発明等を特定し、出願手続を行うことができる。

（手続）

第7条 第6条第1項に係る手続は、次のとおりとする。

- 1 学長は、当該発明等に係る権利を「承認・認定TLO」に無償で移転することを条件に、発明者に譲渡する（「権利譲渡確認書」を交付）。
- 2 権利の譲渡を受けた発明者は、「承認・認定TLO」に権利譲渡確認書を提出し、当該発明等に係る権利の移転手続を行う。ただし、権利譲渡を受けた日から1ヶ月以内に「承認・認定TLO」に権利移転手続を執らない場合は、当該発明等に係る権利を放棄したものとする。
- 3 「承認・認定TLO」に権利移転手続を行った後に、「承認・認定TLO」より特許等の申請に該当しないと評価がなされたものについては、当該発明等に係る権利は研究者個人に帰するものとする。
- 4 共同発明者が本学教職員の場合、本項第1号から第3号と同様の手続とする。

- 2 第6条第2項に係る手続は、当該契約に従うものとする。
- 3 第6条第3項に係る手続は、次のとおりとする。
 - 1 学長が特に必要と認めた場合に限り、研究推進機構が所定の手続を行うものとする。
 - 2 研究推進機構長は、発明等の特定に係る審議を行うために、研究推進機構規程第16条に規定する専門部会を設ける。
 - 3 専門部会は、発明等の特定に際し、取得見込みである特許等の事業化あるいはライセンス実現の可能性に焦点を絞り審議する。研究推進機構長は、審議に当たり、発明者に事業化あるいはライセンス実現の可能性に関する資料の提出を求めることができる。
 - 4 審議を行った後、本学として特許等出願を行うことを決定した場合は、速やかに出願手続を行うものとする。本学として特許等出願を行う発明等に該当しないとの評価がなされたものについては、第6条第1項として取り扱うものとする。
 - 5 専門部会は、取得した特許等の維持に関しても本条第3項第3号と同様の観点で審議する。
 - 6 特許等出願及び特許権の維持・管理、技術移転等に伴う諸費用については、本学の負担とする。

(守秘義務)

第8条 本学、発明者および共同発明者は、当該発明等の内容及びこれに関係ある事項について、必要な期間は秘密を守らなければならない。

(補償金)

第9条 発明等が行われた場合、本学より別の基準に定めるとおり補償金を支払う。

- 2 補償金を受ける権利は、発明者および本学に在職する共同発明者が本学を退職した後も存続する。

(対価の配分)

第10条 第6条第1項による特許等の実施により収入を得た場合の配分は、当該「承認・認定TLO」の定めに従うものとする。

- 2 第6条第2項に定める契約により取得した特許等の実施により収入を得た場合の配分は、契約先（委託者・共同研究者等）、発明者、本学の三者で、別に定める基準に基づき別途協議して決定するものとする。
- 3 第6条第3項に係る配分は次のとおりとする。
 - 1 特許等の実施により収入を得た場合、特許出願及び特許権の維持・管理、技術移転等に要した諸費用を除き配分する。
 - 2 対価の配分は、発明者、本学で行うものとし、別に定める基準に基づき決定するものとする。
- 4 対価を受ける権利は、発明者および本学に在職する共同発明者が本学を退職した後も存続する。

(事務)

第11条 この取扱要領に関する事務は、研究推進課が行う。

(取扱要領の改廃)

第12条 この取扱要領の改廃は、研究推進機構機構長室会の議を経て、研究推進機構評議員会において決定する。

附 則

- 1 この取扱要領は、2002年（平成14年）11月30日から施行する。
- 2 この取扱要領施行の日をもって、大学教員の発明等の取扱い要領を廃止する。
- 3 この取扱要領は、2004年（平成16年）1月23日から改正施行する。

了解事項

1 発明等の取扱部局

関西学院教職員の研究成果及び業務から生まれた発明等に関しては、総務部総務課を管理部課とする。ただし、本学専任教員及び「承認・認定TLO」「独立行政法人科学技術振興機構」並びに学外研究機関等との渉外は、研究推進

機構が行う。

- 2 関西学院高中部教員の発明等に関しては、本学専任教員と同様にこの取扱要領により取扱うことができるものとする。
- 3 この取扱要領における本学専任教員とは、教授、助教授、専任講師、助手、任期制教員A、B、C、および特別任期制教授のことをいう。
- 4 本学学生が共同発明者の場合、この取扱要領により取り扱うことができるものとする。ただし、第9条および第10条第3項に定める事項については、別に定める基準によるものとする。

関西学院大学発明取扱要領第9条に定める補償金についての了解事項

(補償金)

第1条 「関西学院大学発明取扱要領」に基づく発明等が行われた場合、発明者に対し次に定める補償金を支払う。

- 1 「発明等届出書」が提出された場合、発明者に対し3,000円を支給する。
- 2 「発明等届出書」によって届け出られた発明等の特許等の出願手続が行われた場合、発明者に対し10,000円を支給する。
- 3 「発明等届出書」によって届け出られた発明等のうち、「関西学院大学発明取扱要領」第6条第3項に基づき本学より出願された特許等が登録された場合、発明者に対し20,000円を支給する。

(共同発明者)

第2条 共同発明者が本学教職員である場合には、前条に定める補償金は、発明者および共同発明者間で合意した割合に応じて支払う。

(学生の取扱)

第3条 本学学生が共同発明者の場合、前条にかかわらず当該学生への補償金は支払わないものとする。

附 則

この了解事項は、2004年（平成16年）1月23日から施行する。

関西学院大学発明取扱要領第10条第3項に定める

対価の配分についての了解事項

(配分金額の基準)

第1条 「関西学院大学発明取扱要領」第6条第3項による特許等の実施により収入を得た場合、「関西学院大学発明取扱要領」第10条第3項第1号に定めるとおり、特許出願及び特許権の維持・管理、技術移転等に要した諸費用を除き配分する。

(配分の割合)

第2条 前条に基づく配分の割合は、本学1/2、発明者1/2とする。

(共同発明者)

第3条 共同発明者が本学教職員である場合、前条における発明者の持分を、発明者および共同発明者間で合意した割合に応じて配分する。

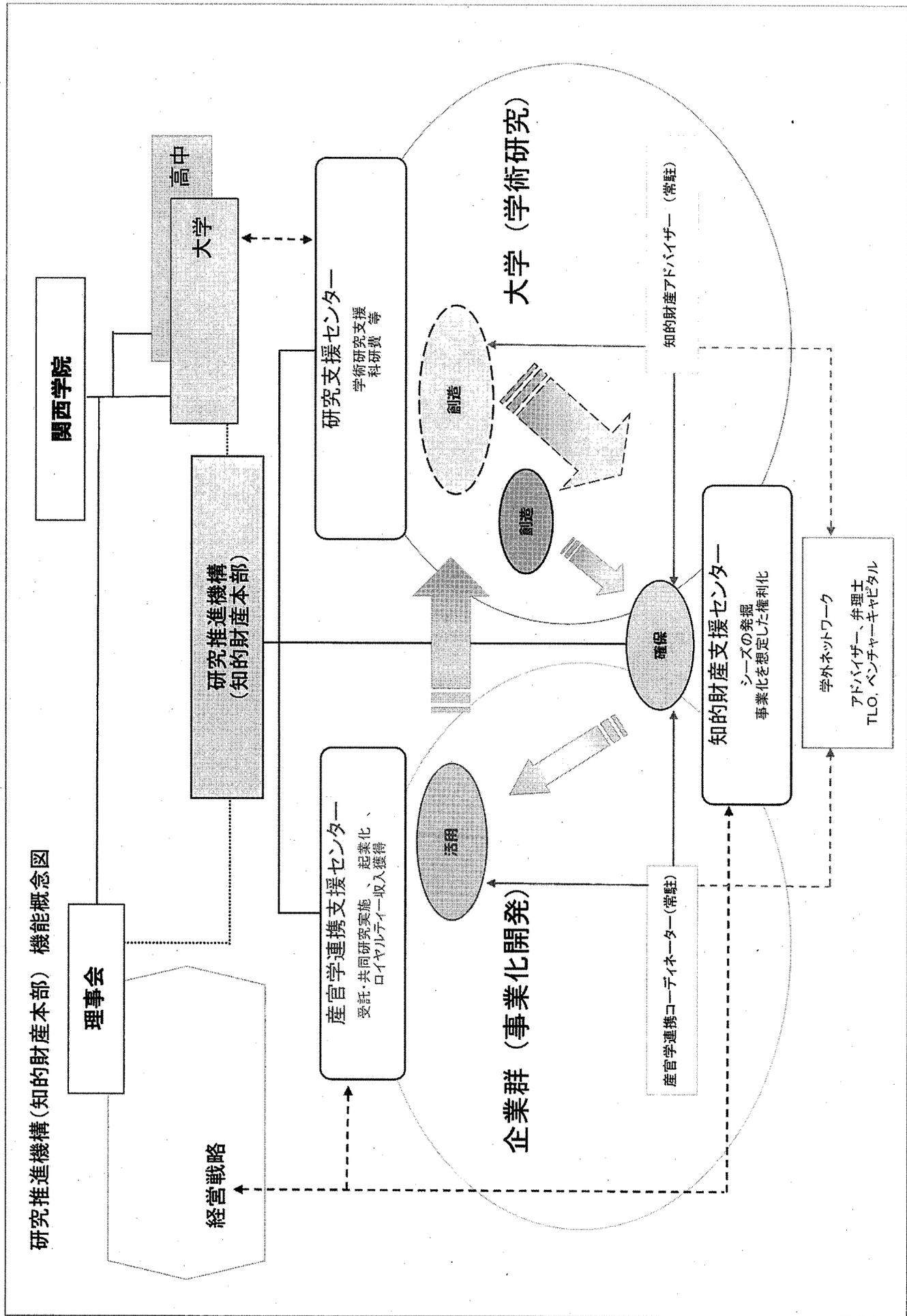
(学生の取扱)

第4条 本学学生が共同発明者の場合、前条にかかわらず当該学生への対価の配分は行わないものとする。

附 則

この了解事項は、2004年（平成16年）1月23日から施行する。

研究推進機構(知的財産本部) 機能概念図



知的財産管理体制構築 事業計画（平成16年度）

高知大学 氏名 三島 健、 安達 勝久

<p>●大学内の知的財産管理部門構築のための支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現状調査 <ul style="list-style-type: none"> ・高知大学の知的財産関連業務 ・地共センター業務、等 ・他大学知的財産体制案の調査 ・研究助成等の調査（文部科学省・経済産業省・自治体・財団 等） 2. 知的財産管理に関する基本方針の策定 3. 知的財産ポリシーの策定 4. 高知大学の知的財産本部（仮称）の構築のプランニング 5. 法人化後の発明規程、知的財産審査委員会（仮称）等の制度及び体制整備 6. 大学職員への教育、大学内知的財産活動の啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・セミナー開催 ・教官との個別ヒアリングによる意見交換 7. 医大との統合後の課題抽出、整備
<p>●知的財産管理業務に関する支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現状把握業務 <ul style="list-style-type: none"> ・出願状況 ・研究助成等の情報整理（文部科学省・経済産業省・自治体・財団 等） ・情報発信状況 2. 大学研究者のシーズ発掘に関する業務 <ul style="list-style-type: none"> ・特許出願の現状把握 ・教官の認識把握 ・特許を申請していないモデル教官による出願事例作成 ・上記モデルを用いた啓発 ・発掘に対する体制検討（特許相談窓口の創設検討等） ・学内研修会（知的財産セミナー）の検討（明細書の書き方等） 3. 体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・出願フロー検討、届出書等の様式検討、知財管理システム検討、等 ・先行技術調査等の体制整備及び運営 ・学内研修会（知的財産セミナー）の開催（特許調査関連：発明協会） ・情報収集体制の整備 ・データ管理方法の検討 ・発信内容、発信方法の検討 ・知的財産本部（仮称）ホームページの作成
<p>●知的財産活用に関する支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現状調査 <ul style="list-style-type: none"> ・高知大学のシーズ／研究課題／研究成果の把握 ・外部機関との関係調査 2. 高知県の企業調査 <ul style="list-style-type: none"> ・調査体制の整備、情報整備 3. 情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・技術移転関連業務の体制 ・特許等の権利を有効に活用したビジネスプラン化に関する業務 ・特許等の権利侵害に対する対処に関する業務 ・利益相反等 ・共同研究モデルの収集 ・TLO関連 4. 書籍文献、事例集等の収集

知的財産管理体制構築支援事業 平成15年度年間計画・スケジュール(高知大学)

	高知大学												
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度		
<p>知的財産管理業務に関する基本方針の策定</p> <p>知的財産ポリシーの策定</p> <p>高知大学の知的財産本部(仮称)の構築のプランニング</p> <p>法人化後の発明規程、知的財産委員会(仮称)等の制度及び体制整備</p> <p>大学職員への教育、大学内知的財産活動の啓発セミナー開催</p> <p>教員との個別ヒアリングによる意見交換(随時)</p> <p>歴大との統合後の課題抽出・整備</p>				一次案	二次案	人員要求・予算要求	最終案						
<p>知的財産管理業務に関する支援</p> <p>現状把握業務</p> <p>研究助成等の情報整理(文科省・経産省・自治体・財団等)</p> <p>出願状況</p> <p>情報発信状況</p> <p>大学取組のシームレス発明に関する業務</p> <p>特許出願の現状把握</p> <p>教員への啓蒙活動</p> <p>特許を申請していないにも関わらず出願準備作成</p> <p>上記モデルを用いた啓蒙</p> <p>発明に対する体制検討・整備(特許相談窓口の創設検討等)</p> <p>学内財団(知的財産セミナー)の検討(明細書の書き方等)</p> <p>管理方法の整備</p> <p>出願フロー検討、届出書等の様式検討、管理システム検討、等</p> <p>先行技術調査等の体制整備</p> <p>学内研修会(知的財産セミナー)の開催(特許調査講座:発明協)</p> <p>情報収集体制の整備</p> <p>データ管理方法の検討</p> <p>発明内容、発明方法の検討</p> <p>知的財産本部(仮称)ホームページの作成</p>													
<p>知的財産活用に関する支援</p> <p>現状調査</p> <p>高知大学のシームレス/研究課題/研究成果の把握</p> <p>外部機関との関係調査</p> <p>高知大学の企業調査</p> <p>調査体制の整備、情報整備</p> <p>情報収集</p> <p>技術移転業務の体制</p> <p>特許等の権利を有効に活用したビジネスプラン化に関する業務</p> <p>特許等の権利保護に関する業務</p> <p>利益相反等</p> <p>共同開発モデルの取組</p> <p>TLO関連</p> <p>書籍文献、事例集等の取組</p>													

高知大学発明規則

平成16年4月1日

規則第73号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学（以下「本法人」という。）の教職員が行った発明等の取扱いについて定め、その発明者としての権利を保障し、知的財産権の適切な管理・活用を行うことにより、発明等の促進、研究意欲及び成果の普及を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

- イ. 特許権の対象となるものについては発明
- ロ. 実用新案権の対象となるものについては考案
- ハ. 意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作権の対象となるものについては創作
- ニ. 品種登録にかかわる権利の対象となるものについては育成
- ホ. ノウハウを対象とするものについては案出

(2)「職務発明」とは、第2条第4項に定める教職員が本法人の研究経費（受託研究、共同研究、奨学寄付金、科学研究費等の補助金を含む。）の負担により行う研究等、又は本法人が管理する施設、設備、装置（以下「施設等」という。）を利用して行う研究等に基づき、得られた発明等をいう。

2 前項以外で、教職員の職務から生じた発明等

(3)「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

- イ. 特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、商標法に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権、種苗法に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利
- ロ. 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の配置の登録を受ける権利及び種苗法第3条第1項に規定する品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利
- ハ. 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム著作物及び第10号の3のデータベースの著作物に係わる著作権法第21条から第28条までに規定する著作権及び外国における上記各権利に相当する権利ニイ、ロ又はハに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な財産的価値があり、発明等を行った教職員（以下「発明者等」という。）が所属する学部長、研究科長、センター長等が特に指定する権利（以下「ノウハウ」という。）

(4)「教職員」とは、次に掲げる者をいう。

- イ. 本法人に雇用されている者
- ロ. その他本法人の研究者としての採用時に、本法人における職務発明につき契約がなされているもの
- ハ. 本法人の施設等を利用する学外者で、本法人における職務発明に関する規則につき契約がなされているもの

(5)「出願等」とは、特許出願、登録出願等の知的財産に関して法令で定められた権利保護のために必要な所定の手続を行うことをいう。

(6)知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第4項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。

第2章 届出、帰属の決定及び出願等

(権利の帰属)

第3条 職務発明に基づく知的財産権は、本法人に帰属する。

(届出及び受理)

第4条 発明者等は、発明等届出書（別紙様式1）を学長に提出しなければならない。

（発明等の審議）

第5条 学長は、前条の規定による届出があったときは、高知大学知的財産本部規則に定める知的財産本部（以下「本部」という。）に対し、発明等に関する事項を諮問し、その報告に基づき職務発明に該当するか否か、本法人の権利承継の可否及び本法人が承継する場合には知的財産権の持分割合を決定する。

2 学長は、前項の規定により、当該発明等に関する決定を行ったときは、当該教職員に通知しなければならない。

3 学長は、第1項の規定により職務発明の権利を承継すると決定したときは、出願等を行うことができる。

4 教職員は、第1項の規定により本法人が職務発明の権利を承継すると決定したときは、譲渡証書（別紙様式2）を本法人に提出しなければならない。

（異議の申立て）

第6条 教職員は、第5条第1項による本法人の決定に異議があるときは、通知を受けた日から2週間以内に学長に対し、異議を申し立てることができる。

2 学長は、異議の申立てがあったときは、本部に諮問することとし、本部は弁護士や弁理士等の外部有識者を含めた高知大学知的財産本部運営委員会（以下「運営委員会」という。）で審議し、その意見を徴したうえで、異議申立ての可否を決定する。

3 学長は前項に基づき異議申し立ての可否の決定をしたときは、当該発明者等に2週間以内に通知する。

（本法人への任意譲渡）

第7条 第5条第1項の規定により職務発明に該当しないと決定した知的財産権を教職員が本法人に譲渡しようとするときは、譲渡申請書（別紙様式3）により申し出ることとし、学長は本部の意見を徴したうえで、当該知的財産権の承継の可否を決定する。

2 教職員以外の個人、本法人以外の法人又は国が知的財産権を本法人に譲渡しようとするときは、譲渡申請書（別紙様式3）により申し出ることとし、学長は本部の意見を徴したうえで、当該特許等の承継の可否を決定する。

3 学長が知的財産権を承継すると決定したときは、譲渡人は譲渡証書（別紙様式2）を学長に提出しなければならない。

（出願等の制限行為）

第8条 発明者等は、学長が当該発明者等の発明等について職務発明でないと決定した後又は職務発明であるがその権利を本法人が承継しないと決定した後でなければ、出願等をし、又は発明等の権利を第三者に譲渡してはならない。

（出願と管理）

第9条 第3条の知的財産権又は第7条及び第10条により承継した知的財産権について、高知大学知的財産本部規則第2条に定める知的財産本部長（以下「本部長」という。）は速やかに出願手続き等を行い、適切な管理を行うものとする。

2 前項の出願手続き等は、原則として本法人が行うものとする。ただし、案件の特性に応じて、本法人は、独立行政法人科学技術振興機構の特許出願支援制度による出願等又は第三者との共同研究の成果としての発明等の場合における当該第三者による出願等を選択することができる。

3 本法人による知的財産権等の承継が予定されており、かつ、企業等との共同出願に係わる発明等について企業等の活動上必要と認められるときは、本部長は、第5条の規定にかかわらず、当該共同出願人に対し、本法人との共同出願手続きの実行を認めることができる。ただし、出願手続き終了後、速やかに運営委員会の承認を得なければならない。

4 第4条による届出があった発明等について、第三者との関係等において速やかな出願手続きが要求される事態が判明した場合には、本部長は、第5条の規定にかかわらず、当該発明等の出願手続きの実行を命ずることができる。ただし、出願手続き後、速やかに運営委員会の承認を得なければならない。

5 発明者等は、本法人から出願手続き及び第三者からの異議申立等に対する協力を要請された場合には、これに応じなければならない。

6 第2項の規定により本法人が出願手続きを行う場合に要する費用及びその権利維持に要する費用は、本法人が負担する。ただし、同項ただし書に別段の定めがある場合又は共同研究契約や受託研究契約等に負担割合その他の別段の取り決めがある場合には、その定めに従う。

7 発明者等は、知的財産権を外国で受けることを希望する場合には、発明等届出書（別紙様式1）にその旨を記載するものとし、運営委員会で外国出願の要否及び外国出願に関する具体的事項についての審議を受けなければならない。

8 前項の外国出願は、第2項ただし書の規定を準用する。

(学生等から生じた知的財産の取扱い)

- 第10条 高知大学において発明等を成し、かつ出願する権利を本法人に譲渡する学部学生、大学院生、研究生及びポストドクター（以下「学生等」という。）は、譲渡申請書（別紙様式3）により学長に申し出ることとし、本法人が当該権利の承継を決定した場合には、譲渡証書（別紙様式2）を本法人に提出しなければならない。
- 2 譲渡証書を提出した学生等は、当該発明等に関してこの規則の定めるところにより教職員と同様の権利と義務を有するものとする。

第3章 知的財産権の実施、放棄及び本法人以外への譲渡等

(活用義務)

- 第11条 知的財産本部は、本法人が所有する知的財産権が産業界等において実施されるように最善の努力をしなければならない。
- 2 発明者等は、前項の知的財産本部の活動に協力しなければならない。

(知的財産権の実施)

- 第12条 本法人所有の知的財産権の第三者へのライセンス活動は、本部が別に定める高知大学技術移転規則に基づき行う。

(知的財産権の放棄)

- 第13条 本法人は、知的財産権を放棄する決定を行った場合には、速やかに発明者等にその旨を連絡しなければならない。
- 2 前項により、発明者等から特許権の承継の申し出を受けた場合には、無償で発明者等に譲渡するものとする。
- 3 譲渡に要する費用については、譲受人が負担する。

(発明者等への特例)

- 第14条 本法人は、発明者等が、兼業により起業し、自らの発明等を活用して成果の普及を図る場合の当該知的財産権の実施許諾又は譲渡については、高知大学技術移転規則の定めるところによる。

第4章 補償

(登録補償金の支払)

- 第15条 本法人は、特許等を受ける権利を承継し、特許権等を取得した場合には、別に定める登録補償金を発明者等に支払うものとする。
- 2 前項の場合において発明者等が2人以上あるときは、登録補償金はそれぞれの持分に応じて登録補償金を支払うものとし、持分について特に取り決めのない場合には、均等に支払うものとする。

(実施補償金の支払)

- 第16条 本法人は、本法人がその所有する発明等又は知的財産権の実施若しくは処分により収益（収入）を得たときは、当該発明等又は知的財産権に係る発明者等に対し、高知大学技術移転規則に定める実施補償金を支払うものとする。

(在職中に死亡したときの取扱い)

- 第17条 前2条の場合において、発明者等が在職中に死亡したときの登録補償金又は実施補償金を受ける権利は、その相続人が承継する。

第5章 退職後の取扱い

(退職後の取扱い)

- 第18条 発明者等が退職した場合において、その者の発明等が在職中の職務発明に係る場合は、この規則により取扱うものとする。
- 2 教職員が、退職した後に本法人在職中の研究等に基づいて発明等を完成したときは、本法人と当該教職員又は当該教職員の所属機関との協議により、当該発明等に係る知的財産権の帰属を決定するものとする。

(登録補償金等の取扱い)

- 第19条 第15条又は第16条に基づく権利を有する発明者等が退職後に死亡したときは、当該権利については第17条の規定を準用する。

(譲渡等の特例)

- 第20条 第14条の規定は、退職後の知的財産権の譲渡等について準用する。

第6章 補則

(守秘義務)

第21条 発明者等は、この規則による発明等について知り得た秘密を守らなければならない。ただし、本法人と発明者が合意の上公表する場合並びに本法人の教職員及び発明者等の責によらずに公知となった場合を除く。

(事務)

第22条 発明等に係る事務は、総務部国際・研究協力課が行う。

2 総務部国際・研究協力課は、前項の事務の処理について関係部署に連絡し、調整することができる。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

【様式類は省略】

職務発明における補償金に関する細則

平成16年4月1日規則第351号

第1条 この細則は、高知大学発明規則（以下「発明規則」という。）第15条第1項及び高知大学技術移転規則（以下「技術移転規則」という。）第8条第1項の規定に基づき、高知大学（以下「大学」という。）の教職員が行った発明等（以下「職務発明等」という。）の補償金について定める。

第2条 この規則における用語の定義については、発明規則及び技術移転規則を準用する。

第3条 発明規則第15条第1項に規定する補償金の配分基準は、次のとおりとする。

職務発明等が登録されたとき

国内特許出願	10,000円
外国特許出願	
意匠登録出願	
商標登録出願	
品種登録	

第4条 技術移転規則第8条第1項の規定により収益（収入）を得た場合、毎年1月1日から12月31日までの総収入について、特許出願関係費用、訴訟対応費用、侵害排除費用及び技術移転等に要した諸費用を除き、残りの部分を次の配分基準により補償金として配分する。

特許等のライセンス又は権利譲渡等に伴う収入を得たとき

配分対象	配分率
発明者	60%
大学	40%

第5条 前2条の補償金の配分基準は、施行後随時見直すこととする。

附則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

高知大学発明委員会規則

平成15年10月1日
規則第12号

(趣旨)

第1条 本学はこの規則は、高知大学発明規則第3条第2項の規定に基づき、高知大学発明委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、学長の諮問に応じ、本学の教官等の発明に係る権利の帰属等に関し、審議する。

(組織等)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学部から選出された教官 各2人
- (2) 海洋生物教育研究センターから選出された教官 1人
- (3) 地域共同研究センターから選出された教官 1人その他委員長が必要と認めた者

第4条 前条の委員は、学長が任命する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に、委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、総務部国際・研究協力課において処理する。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

執筆者

小野寺 徳郎	(社) 発明協会 知的財産管理アドバイザー	(弘前大学 客員教授)
吉田 公生	同上	(関西学院大学研究推進機構 顧問)
重田 暁彦	同上	(会津大学 客員教授)
西田 建彦	同上	(龍谷大学 REC 顧問) (REC Ryukoku Extension Center)
三島 健	同上	(高知大学 客員教授)
岩崎 雍之	同上	(中央大学 理工学研究所教学企画本部顧問)
浦田 雄次	同上	(芝浦工業大学 学術助成室参与)

大学における知的財産管理体制構築マニュアル 2003年度版
Q&A集／派遣先大学における事例集

企画・発行 特許庁
